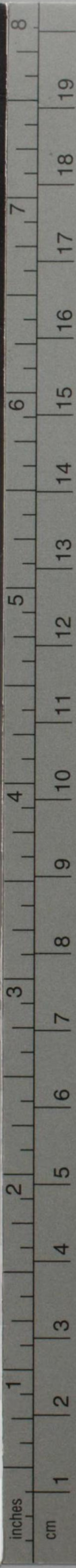


Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak



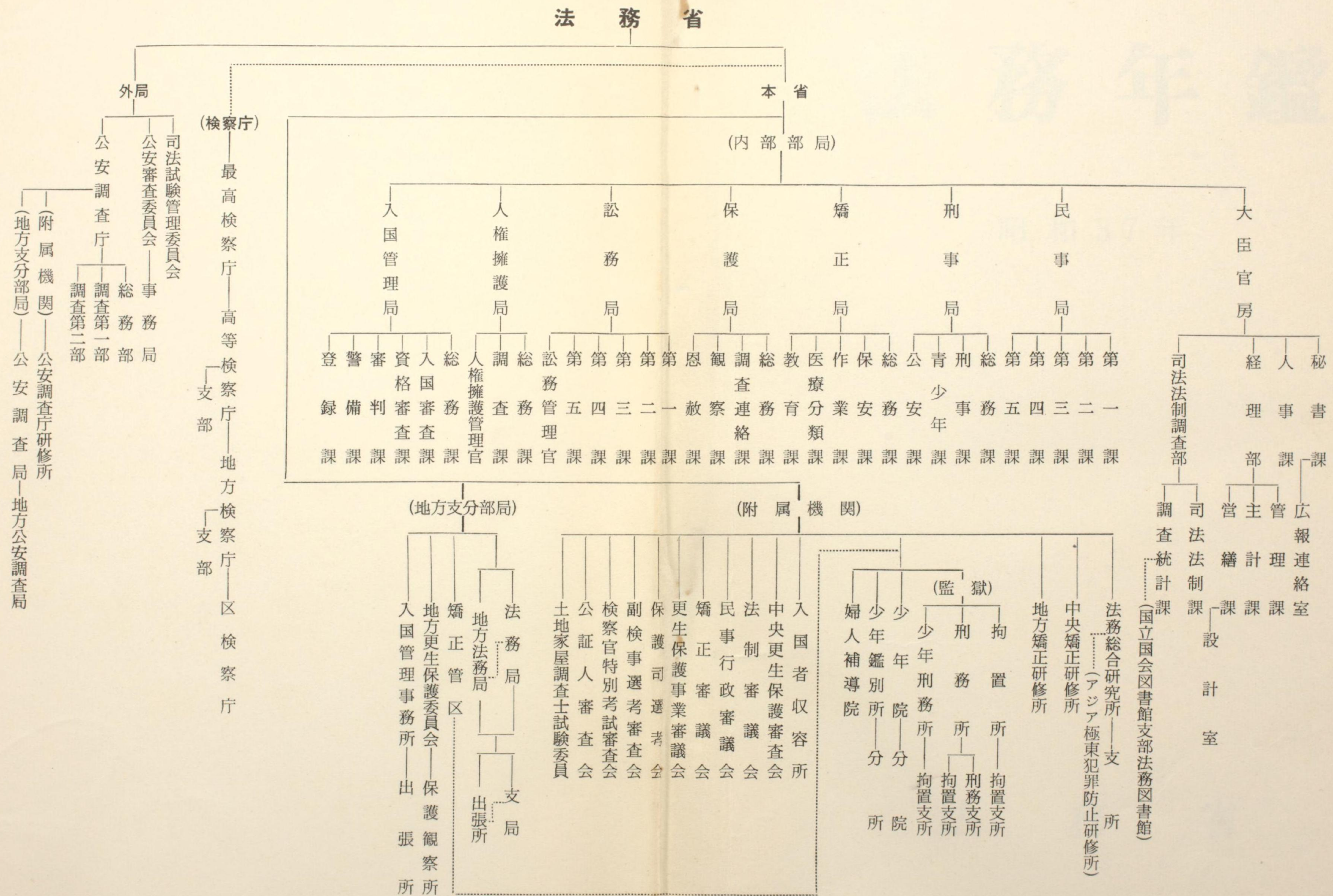
法務年鑑

昭和37年

法務省

法務省機構図

(昭和37年12月31日現在)



法務年鑑

昭和37年

法務省

(分)

317.23

H617h

法務省年鑑

昭和37年



法務省

628325

は し が き

1. この年鑑は、法務省の全機構について、昭和37年中（昭和37年1月1日から同年12月31日まで）における活動を概観する目的で編さんした。
2. 本年は法務省の組織の上に次のような変更があつた。
 - (1) いわゆる戦争犯罪人の刑の執行等の事務の終了に伴い、3月29日、法律第42号「平和条約第11条による刑の執行及び赦免等に関する法律を廃止する法律」をもつて、法務省設置法中一部の関連規定（第2条、第8条、第9条、第11条の4、第13条の7）を改正するとともに、同日、次の関係政令及び省令の改正を行ない、いずれも即日施行した。すなわち、
 - (イ) 政令第85号「平和条約第11条による刑の執行及び赦免等に関する法律の廃止に伴う関係政令の整理に関する政令」をもつて、法務省組織令を改正し、矯正局及び保護局の各所掌事務（第22条、第32条）の一部を改めた。
 - (ロ) 法務省令第22号「平和条約第11条による刑の執行及び赦免等に関する法律を廃止する法律の施行に伴う関係省令の整理に関する省令」をもつて、(a) 巣鴨刑務所組織規程（昭和27年法務省令第44号）を廃止し、(b) 法務省組織規程第9条を改正して保護局顧問及び同参与の制度を廃止するとともに、法務総合研究所組織規程及び保護観察所組織規程中一部の関連規定を改めた。
 - (2) 4月1日から、昭和37年3月31日法律第54号「法務省設置法の一部を改正する法律」の施行に伴い、法務省の職員の定数を改正し、同時に、同日省令第30号「法務省定員規則を改正する省令」をもつて、省内各部局ごとの職員の定数を改めた。
 - (3) 9月1日から、内閣に臨時司法制度調査会が設置せられたのに伴い（昭和37年5月11日法律第122号臨時司法制度調査会設置法）、法務省設置法附則第18条に、関連規定を設けた。
 - (4) このほか、諸部局・機関の、新設・改廃のおもなものは、次のとおりである。
 - (イ) 附属機関においては、(a) 1月1日から、福島市に福島刑務所所轄の拘置支所を設けた（昭和36年12月26日法務省令第63号）。(b) 4月1日から、(i) 長野刑務所所轄の上諏訪拘置支所及び飯田拘置支所を松本少年刑務所の支所に所轄替えをした（昭和37年3月28日法務省令第20号）。(ii) 大村入国者収容所の組織を三部制から二部制に改めて内部組織を簡素化した（昭和37年3月30日法務省令第27号）。(c) 9月

10日から、大阪少年鑑別所の位置を大阪市から堺市に変更した（昭和37年9月5日法律第149号）。(d) 10月1日から、名古屋刑務所所轄岡崎刑務支所を岡崎拘置支所に名称を変更し、新たに名古屋刑務所の分監として、岡崎医療刑務支所を設けるとともに、青森刑務所の分監たる大湊刑務支所を廃止した（昭和37年9月28日法務省令第63号）。

(ロ) 地方支分部局においては、4月1日から、(a) 横浜・京都・神戸各地方方法務局に各次長1人を置いた（昭和37年法務省令第25号）。(b) 鹿児島市に鹿児島入国管理事務所所轄の鹿児島空港を設置した（昭和37年3月31日法律第54号）。なお、前記法律第54号をもつて、川崎入国者収容所の名称及び所在地を「横浜入国者収容所」及び「横浜市」に改めたが、この改正部分は昭和38年に入り同年3月30日政令第68号をもつて前同日から施行されている。(c) 名古屋、広島、下関及び福岡の各入国管理事務所の審査課を廃して、審査二課制（第一課・第二課）を設けた（昭和37年3月30日法務省令第26号）。(d) 8月1日から愛媛県菊間港を、12月26日から熊本県八代港・鹿児島県古仁屋港及び同知名港をそれぞれ新たに出入国港に指定した（昭和37年7月4日法務省令第51号、同12月26日同第83号）。

(ハ) 検察庁においては、(a) 5月1日から長野地方検察庁岩村田支部を佐久支部と、また、同岩村田区検察庁を佐久区検察庁と、それぞれ名称を変更した（昭和37年3月29日法務省令第23号、同日政令第82号）。(b) 7月1日から、東京・大阪両地方検察庁に新たに交通部及び交通事務課の一部一課制を設けた（昭和37年6月23日法務省訓令第3号）。

3. 編さんのために、各方面から与えられた御協力に対し、深く謝意を表するとともに、遠慮のない御批判をお願いする次第である。

昭和38年8月

法務大臣官房司法法制調査部

目 次

法務省機構図（昭和37年12月31日現在）巻頭見返し

組 織（主要法令）

法務省設置法	1
法務省組織令	9
法務省組織規程	22
法務省定員規則	24

会 計

1. 予 算	27
(1) 法務省所管 昭和38年度政府職員予算定員及び俸給額表	27
1. 法務本省	27
2. 法務総合研究所	28
3. 国連犯罪防止アジア地域研修協力費	29
4. 法 務 局	30
5. 最高検察庁	31
6. 高等検察庁	32
7. 地方検察官署	33
8. 矯正官署	33
9. 刑 務 所	34
10. 少 年 院	36
11. 少年鑑別所	37
12. 婦人補導院	38
13. 更生保護官署	39
14. 地方入国管理官署	39
15. 公安審査委員会	41
16. 公安調査庁	41
(2) 法務省主管 昭和38年度一般会計歳入予算額	43
(3) 法務省所管 昭和38年度歳出予算項目別表	44
2. 財 産	57
昭和36年度法務省所管組織別国有財産現在額表	57

業務の概況
本省

I. 内部部局	59
(1) 大臣官房	59
秘書課	1. 公文書の接受その他.....59
	2. 会 同.....59
	3. 機構改革に基づく部局及び諸機関の改廃・新設等.....59
広報連絡室	1. 広報事務.....59
	2. 渉外連絡事務.....60
人事課	1. 定員関係.....63
	2. 給与関係.....64
	3. 任用関係取扱数.....65
	4. 職員の表彰取扱件数.....65
	5. 懲戒事件取扱人件数.....66
	6. 職員の営利企業等への就職及び兼業について.....66
	7. レクリエーション業務.....66
検察官適格審査会66
経理部(管理課・主計課・管繕課一設計室)67
	1. 昭和38年度予算の編成.....67
	2. 昭和38年度予算の概要.....68
	3. 昭和37年度補正予算の編成.....69
	4. 昭和37年度予算の執行.....69
	5. 昭和37年度管繕工事実施大綱及び法務省管繕費.....70
司法法制調査部72
司法法制課	1. 司法制度に関する法令案の作成.....72
	2. 司法制度及び法務に関する調査研究.....73
	(1) 調査研究.....73
	(2) 翻 訳.....74
	3. 法令及び判例の集収、整備、編さん及び刊行.....74
	4. 戦争犯罪に関する資料の調査及び収集.....75
	A 級関係資料の収集・整備状況.....76
	B C 級関係資料の収集・整備状況.....77
	5. 続司法沿革誌の編さん.....77
調査統計課	1. 司法制度及び法務に関する資料の収集、整備、 編さん及び刊行.....77
	2. 国立国会図書館支部法務図書館に関する事項.....78

	3. 法務に関する統計の整備、改善及び企画.....78
	4. 統計資料の編さん及び刊行.....78
[法務図書館(国立国会図書館支部法務図書館)]80
	1. 図書資料の収集.....80
	(1) 図書資料数.....80
	(2) 図書資料受入数.....80
	(3) 庁用図書資料の配布.....81
	2. 図書資料の整理(整理冊数).....81
	3. 管理業務(図書資料の閲覧・貸出).....81
	4. 考 査 業 務.....82
	5. 国立国会図書館中央館等との連絡業務.....82
(2) 民事局84
法令立案・会同・研修・戸籍吏員の表彰・外国出張84
第 一 課	1. 公証に関する事項.....86
	2. 民事行政審議会、公証人審査会及び土地家屋調査士 試験委員に関する事項.....86
	3. 法務局及び地方法務局に関する事項.....86
	4. 登記・戸籍・公証の管轄に関する事務.....86
	5. 刊 行 物.....86
第 二 課	1. 戸籍事務に関する事項.....86
	2. 住民登録に関する事項.....87
	3. 文教及び厚生に関する民事に関する事項.....88
第 三 課	1. 不動産登記その他の登記に関する事項.....88
	2. 司法書士及び土地家屋調査士に関する事項.....88
	司法書士員数.....89
	土地家屋調査士員数.....90
	3. 外事及び農林に関する民事に関する事項.....91
第 四 課	1. 商事に関する事項.....91
	2. 非訟事件に関する事項.....91
	3. 商業登記に関する事項.....91
	登記課長ブロック会同の実施.....92
	4. 法人の登記に関する事項.....92
	5. 供託に関する事項.....92
	6. 財政・金融及び通商産業に関する民事に関する事項.....92
第 五 課	1. 国籍に関する事項.....93
	2. 労働、運輸及び通信に関する民事に関する事項.....93
	3. 解散団体の財産の管理及び処分等に関する事項.....93

参事官	94
(3) 刑事局	95
会同・主な審議法案	95
総務課	99
1. 検察庁の組織運営関係	100
2. 検務事務関係	101
3. 死刑執行命令関係	101
4. 条約関係	101
5. 検察審査会関係	102
6. 検察庁に関する国家賠償請求訴訟関係	102
7. 司法警察関係	102
特別司法警察職員等の人員及び捜査活動状況	102
8. 犯罪票事務関係	104
9. 無線電信電話施設関係	104
10. 検察庁予算関係	104
11. 被疑者補償関係	104
12. 検察月報・検察資料関係	105
13. 法令の立案解釈に関する事項	106
刑事課	106
1. 一般刑事関係	106
(1) 新規受理事件の概況	106
(2) 暴力事犯について	106
2. 公務員犯罪関係	107
3. 補助金関係	107
4. 選挙関係	107
公職選挙法の改正	108
5. 外事関係	110
6. 財政経済関係	110
青少年課	111
1. 少年関係	111
(1) 概況	111
(2) 少年犯罪の受理・処理状況	112
(3) 特異事件	113
(4) 交通違反少年の実態調査	113
(5) 少年法制関係	114
2. 風紀関係	114
(1) 売春防止法関係	114
(2) 女性の福祉に関係ある犯罪事件	114
3. 麻薬・覚せい剤関係	115
(1) 麻薬関係	115

	(2) 覚せい剤取締法関係	116
	(3) 麻薬取締法等の改正問題	116
公安課	1. 公安事件	116
	2. 労働事件	116
参事官	1. 刑法の改正	117
	2. 刑事訴訟法の改正	118
	3. 暴力行為等処罰ニ関スル法律の一部改正	119
	4. 没収制度関係法制の整備のための立法	119
	5. 判決前調査制度	120
	6. 保安処分制度	121
(4) 矯正局		122
会同・協議会		122
総務課	1. 矯正職員の人事に関する事項	123
	2. 矯正に関する法令案の作成	123
	3. 矯正施設の巡閲・監査	124
保安課	1. 矯正施設の紀律維持及び保安	124
	矯正施設事故発生状況調 (別表1)	126
	2. 被収容者の拘禁及び処遇	125
	矯正施設の数及び収容状況 (別表2)	126
	矯正施設収容者累年比較 (別表3)	127
	矯正管区別収容比率表 (別表4)	127
	本省指定による管外移送人員 (別表5)	127
	3. 服制の一部改正	125
	4. 行刑史料の保存	126
作業課	1. 刑務所の経費と作業収入調	128
	2. 作業製品需要先別調	129
	3. 職業訓練実施状況	129
	4. 資格又は免許取得状況	130
医療分類課	1. 保健医療	131
	死亡・刑 (勾留) 執行停止状況 (別表1)	132
	伝染病発生状況 (別表2)	132
	2. 分類鑑別	133
	(1) 刑務所関係	133
	分類級別施設数 (別表1)	134
	管区別分類級別取扱人員 (別表2)	135
	受刑者精神状況調 (別表3)	136
	受刑者の処遇難易別 (別表4)	137

	(2) 保護少年の分類鑑別……………	134
	少年鑑別所鑑別終了人員 (別表5) ……	138
	鑑別少年精神状況 (別表6) ……	138
	少年院在員者知能指数調 (別表7) ……	138
	少年院在員者精神状況調 (別表8) ……	139
	少年院在員者処遇難易別 (別表9) ……	140
	3. 給養改善状況……………	141
	4. 指紋事務 (取扱件数及び前科発見数) ……	143
教 育 課	1. 教 科 教 育……………	145
	2. 職 業 教 育……………	145
	3. 資格又は免許の取得状況……………	146
	4. 通信教育受講状況……………	146
	5. 篤志面接委員活動状況……………	147
	6. 余暇活動実施状況……………	148
	7. そ の 他……………	148
参 事 官	……………	148
[法規室]	1. 矯正に関する基本法令案の作成……………	148
	(1) 監獄法の改正準備……………	149
	(2) 少年院法の改正問題点の検討……………	149
	(3) そ の 他……………	149
	2. 矯正法令の解釈・運用・調査等……………	149
	3. 各国矯正制度に関する資料の収集、整理、及び保存……………	149
[参事官室]	1. 重要な矯正行政についての企画立案……………	150
	2. 重要な矯正行政についての調査研究……………	150
	3. そ の 他……………	150
(5) 保 護 局	……………	151
	概況・会同……………	151
総 務 課	1. 地方更生保護委員会及び保護観察所の管理……………	151
	2. 更生保護に関する一般企画及び法令案の作成……………	151
	3. 保護司、更生保護会職員及び更生保護事業に従事する者の表彰……………	152
調 査 連 絡 課	1. 更生保護に関する調査、研究及び資料の整備……………	153
	2. 保護区及び保護区ごとの保護司の定数の一部改正……………	154
	3. 全国更生保護大会の開催……………	155
	4. 地方別保護司研修の実施……………	155
	5. 社会を明るくする運動の実施……………	156

	6. 更生保護会……………	158
観 察 課	1. 仮釈放制度の適切な運営を検討するための実験……………	162
	2. 環境調査事件の立件及び終結に関する事務の統一化……………	163
	3. 保護観察の充実強化の方策を検討するための実験……………	163
	4. 保護観察付執行猶予の判決の言渡通知及び確定通知の受理状況等の調査……………	163
	5. 交通違反少年に対する特別調査……………	163
	6. 保護観察に関する実態調査……………	163
	7. 無期刑仮出獄者の実態調査……………	164
	8. 起訴猶予者に対する特別の更生補導措置の実施……………	164
	9. 行政不服審査制度の適正な運用……………	164
	10. 審査請求事件……………	164
恩 赦 課	1. 常 時 恩 赦……………	164
	2. 出願期間短縮……………	165
参 事 官	1. 更生保護行政についての調査研究……………	166
	2. 更生保護に関する法令案に関する事項……………	166
(6) 訟 務 局 (第一課～第五課・訟務管理官)	……………	167
	概況・会同・刊行物……………	167
	特異事件……………	167
	1. 新たに起訴された事件(民事・行政・税務事件)……………	167
	2. 判決等によつて終了した事件(民事・行政・税務事件)……………	172
	訟務事件受理・既済・未済件数及び前年との比較 (別表1) ……	181
	申立準備事件実施件数並びに単独及び下級庁と共同事件の処理期間別件数 (別表2) ……	182
	本訴実施事件担当別件数 (別表3) ……	183
	本訴単独及び下級庁と共同実施事件審級別・同既済事件の審理期間別件数 (第一審、第二審、第三審) (別表4、5、6) ……	184
	同 種 類 別 件 数 並 び に 判 決 数 及 び 結 果 別 相 手 方 数 (民事・行政・税務事件) (別表7) ……	187
	保全処分申請事件実施件数 (別表8) ……	189
	支払命令事件実施件数 (別表9) ……	190
	調停事件実施件数 (別表10) ……	190
	即決和解事件実施件数 (別表11) ……	191
	強制執行等事件実施件数 (別表12) ……	192
	執行停止その他事件実施件数 (別表13) ……	193
	単独及び下級庁と共同実施事件所管庁別件数 (別表14) ……	194
	指揮事件件数 (別表15) ……	195

法律意見照会事件件数 (別表16)	195
事件協力回数 (別表17)	195
法務局及び地方法務局別争訟事件の実施件数 (別表18)	196
(7) 人権擁護局	200
総務課	200
1. 人権擁護委員の現況	200
2. 人権擁護委員の活動状況	200
3. 人権擁護委員の表彰	201
4. 国際連合アジア地域人権セミナー	202
5. 会 同	202
6. 刊 行 物	202
調査課	203
1. 人権侵犯事件の傾向	203
2. 人権侵犯事件統計 (受理及び処理状況)	205
人権擁護管理官	207
1. 啓発活動行事	207
2. 啓発用刊行物	207
3. 貧困者の訴訟救助	207
4. 人権相談事件	208
5. 国連に対するレポートの提出	208
(8) 入国管理局	209
概況・会同	209
総務課	212
1. 出入国の管理に関する一般的企画及び関係各庁との連絡	212
2. 出入国の管理に関する法令案の作成	212
3. 出入国の管理に関する調査研究及び情報収集	213
4. 入国者収容所及び入国管理事務所に関する事項	214
5. 刊 行 物	214
入国審査課	214
1. 外国人の上陸の審査及び許可	214
2. 外国人及び日本人の出国並びに日本人の帰国	214
朝鮮帰還協定による出国者数	215
3. 査証の事前調査及び仮入国審査状況	216
資格審査課	224
1. 外国人の在留資格の取得及び変更並びに在留期間の更新	224
2. 外国人の永住許可	225
3. 外国人の再入国の許可	225
審判課	225
1. 違反審査	225
2. 収容令書及び退去強制令書の発付	226
3. 外国人の上陸及び退去強制についての口頭審理及び異議の申出	226

4. 通報者に対する報償金の交付	227
5. 出入国管理に関する行政訴訟及び人身保護請求事件	228
警 備 課	228
1. 違反調査に関する事項	228
(1) 不法入国状況	228
(2) 違反調査の特異事件及び違反調査の処理状況	229
2. 収容令書及び退去強制令書の執行	229
3. 入国者収容所、収容場その他の施設の警備及び被収容者の仮放免並びに処遇	231
4. 保証金の納付、返還及び没取	232
登 録 課	233
1. 外国人の登録状況	233
2. 市町村職員の中央研修	234
II. 附 属 機 関	235
(1) 法務総合研究所	235
研究部門 (研究第一部・研究第二部)	235
研修部門 (研修第一部・研修第二部・研修第三部)	235
法務研究研究題目及び研究員	235
検察研究調査委託研究題目及び研究員	236
国際連合研修協力部〔アジア極東犯罪防止研修所〕	238
刊 行 物	239
(2) 矯正研修所	240
中央矯正研修所	240
地方矯正研修所	241
(3) 監 獄	242
刑務所、少年刑務所及び拘置所の数	242
刑務所の名称及び所在地	242
少年刑務所の名称及び所在地	244
拘置所の名称及び所在地	245
(4) 少年院及び少年鑑別所	245
少年院及び少年鑑別所の数	245
少年院の名称及び所在地	245
少年鑑別所の名称及び所在地	247
(5) 婦人補導院	248
婦人補導院の数	248
婦人補導院の名称及び所在地	248
(6) 巢鴨刑務所	249
(7) 入国者収容所	249

入国者収容所の名称及び所在地	249
(8) 中央更生保護審査会	249
(9) 法制審議会	250
昭和37年中調査審議の諮問事項及び審議結果	250
総会	251
民法の一部を改正する法律案要綱	251
建物の区分所有等に関する法律案要綱	252
商法の一部を改正する法律案要綱	253
部会	257
(10) 民事行政審議会	257
(11) 矯正審議会	258
(12) 更生保護事業審議会	258
(13) 保護司選考会	258
(14) 副検事選考審査会	260
(15) 検察官特別考試審査会	260
(16) 公証人審査会	260
(17) 土地家屋調査士試験委員	260
III. 地方支分部局	261
(1) 法務局及び地方法務局	261
法務局・地方法務局の所在地及び管轄区域	261
法務局・地方法務局の支局及び出張所の名称と数	264
戸籍・住民登録事件表	274
登記事件表	276
土地台帳及び家屋台帳事務取扱数	278
供託金年計表	280
供託有価証券年計表	282
(2) 矯正管区	284
矯正管区の名称、所在地及び管轄区域	284
(3) 地方更生保護委員会	285
地方更生保護委員会の名称、所在地及び管轄区域	285
仮釈放事件等及び仮出獄取消事件等の受理及び処理人員	286
(4) 保護観察所	288
保護観察所の名称、所在地及び管轄区域	288
保護司依嘱・解嘱状況	290
保護観察事件の受理及び処理人員（種類別・庁別）	292

申請・申報・通告・申出・上申事件（人員）	296
環境調整事件の受理及び処理件数	296
共助事件の処理件数	296
(5) 入国管理事務所	297
入国管理事務所及び同出張所所在地	297
出入国港指定一覧表	299

外 局

(1) 司法試験管理委員会	301
(2) 公安審査委員会	301
(3) 公安調査庁	301

検 察 庁

1. 検察庁の組織及び職員	303
(1) 検察庁の組織	303
イ) 検察庁の数	303
ロ) 検察庁の名称及び所在地	303
最高検察庁	303
高等検察庁及び同支部	303
地方検察庁及び同支部	304
区検察庁	308
(2) 検察官定員沿革	311
(3) 検察庁職員数	313
(4) 検察官の俸給	314
(5) 検察事件総数と検察官定員との比照累年比較	315
2. 検察事件統計表	318
(1) 被疑事件の受理の累年比較	318
(2) 被疑事件の起訴の累年比較	320
(3) 被疑事件の受理及び処理状況	322
イ) 全被疑事件の罪名別	322
ロ) 全被疑事件の検察庁管内別	326
ハ) 外国人（朝鮮人を除く）の被疑事件の罪名別	330
ニ) 朝鮮人の被疑事件の罪名別	334
ホ) 少年の被疑事件（少年法第20条の規定により家庭裁判所から送致されたものを除く）の罪名別	336
ヘ) 少年の被疑事件（少年法第20条の規定により家庭裁判所から送致されたもののみ）の罪名別	338

付 録

1. 昭和37年公布法務省主管法律題・件名一覧表 1
2. 昭和37年公布法務省主管政令題・件名一覧表 1
3. 昭和37年公布法務省令題・件名一覧表 2
4. 昭和37年主要訓令題・件名一覧表 6
5. 昭和37年主要通達件名一覧表 7
6. 昭和37年主要行事及び催物等一覧表 19
7. 昭和37年法務省主要人事異動一覧表 23

法務専用電信系統図 卷末見返し (裏面)

法務省機構図 (昭和37年1月1日現在) 卷末見返し

組 織

(主要法令)

法務省設置法 (昭和22年12月17日法律第193号 (法務庁) 昭和24年5月31日法律第136号 (法務府) 昭和27年7月31日法律第268号 (法務省))

本文 昭和37年12月31日現在

法務庁設置法をここに公布する。

法務省設置法

第1条 国家行政組織法 (昭和23年法律第120号) 第3条第2項の規定に基づいて、法務省を設置する。

② 法務省の長は、法務大臣とする。

第2条 法務省は、左に掲げる国の行政事務を一体的に遂行する責任を負う行政機関とする。

- (1) 検察に関する事項
- (2) 行刑に関する事項
- (3) 恩赦及び更生保護に関する事項
- (4) 国の利害に関係のある争訟に関する事項
- (5) 国籍、戸籍、住民登録、登記及び供託に関する事項
- (6) 人権の擁護に関する事項
- (7) 出入国の管理及び外国人の登録に関する事項
- (8) 破壊活動防止法 (昭和27年法律第240号) の規定による破壊的団体の規制に関する事項
- (9) 司法制度及び法務に関する法令案の作成に関する事項
- (10) 国際連合と日本国との間に締結される、犯罪の防止及び犯罪者の処遇並びに少年非行の防止及び非行少年の処遇の分野に関し、研修、研究及び調査を行なうことを目的とする研修所を日本国に設置することに関する条約に基づき、国際連合に協力して行なう研修、研究及び調査に関する事項
- (11) 前各号に掲げるものの外、他の機関に属しない法務に関する事項

(昭37法42・一部改正)

第3条 法務省に、大臣官房及び左の7局を置く。

- 民事局
- 刑事局
- 矯正局
- 保護局
- 訟務局
- 人権擁護局
- 入国管理局

② 大臣官房に経理部及び司法法制調査部を置く。

第4条 訟務局及び入国管理局に、次長各1人を置く。

② 次長は、局長を助け、局務を整理する。

第5条 大臣官房においては、左の事務を掌る。

- (1) 皇統譜副本の保管に関する事項
- (2) 機密に関する事項
- (3) 大臣の官印及び省印の管守に関する事項
- (4) 各部局の所掌事務の連絡調整に関する事項
- (5) 所管行政の考査に関する事項
- (6) 最高裁判所との連絡交渉に関する事項
- (7) 公文書類の接受、発送及び保存に関する事項
- (8) 法務に関する法令の周知徹底に関する事項
- (9) 法務省及びその所管各庁の事務に関する情報宣伝に関する事項
- (10) 渉外事務に関する事項
- (11) 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関する事項
- (12) 司法試験に関する事項
- (13) 経費及び収入の予算、決算、会計及び会計の監査に関する事項
- (14) 法務省及びその所管各庁の管理に属する財産及び物品に関する事項
- (15) 職員共済組合その他職員の厚生に関する事項
- (16) 管轄に関する事項
- (17) 司法制度に関する法令案及び他の部局の所管に属しない法令案の作成に関する事項
- (18) 内外の法令並びに司法制度及び法務に関する資料の調査、収集、整備及び編纂に関する事項
- (19) 法務に関する統計に関する事項
- (20) 法制審議会に関する事項
- (21) 国立国会図書館支部法務図書館に関する事項

② 経理部においては、前項第13号乃至第16号の事務を掌る。

③ 司法法制調査部においては、第1項第17号から第21号までの事務を掌る。

第6条 民事局においては、左の事務を掌る。

- (1) 国籍に関する事項
- (2) 戸籍に関する事項
- (3) 住民登録に関する事項
- (4) 登記に関する事項
- (5) 供託に関する事項
- (6) 公証に関する事項
- (7) 司法書士及び土地家屋調査士に関する事項
- (8) 民事に関する法令案の作成に関する事項
- (9) 民事に関する事項で他の所管に属しないもの

第7条 刑事局においては、左の事務を掌る。

- (1) 検察事務及び検察庁に関する事項
- (2) 犯罪人の引渡に関する事項
- (3) 犯罪捜査の科学的研究に関する事項
- (4) 司法警察職員の教養訓練に関する事項
- (5) 刑事に関する法令案の作成に関する事項
- (6) 犯罪の予防その他刑事に関する事項で他の所管に属しないもの

第8条 矯正局においては、左の事務を掌る。

- (1) 犯罪人に対する刑及び勾留の執行その他行刑に関する事項
- (2) 刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院に関する事項
- (3) 矯正職員の教養訓練に関する事項
- (4) 犯罪人の指紋に関する事項
- (5) 矯正に関する事項で他の所管に属しないもの
- (6) 法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律第286号）により監置に処せられた者に関する事項

(昭37法42・一部改正)

第9条 保護局においては、左の事務を掌る。

- (1) 恩赦に関する事項
- (2) 仮出獄、仮出場及び仮退院に関する事項
- (3) 不定期刑の終了及び退院に関する事項
- (4) 保護観察に関する事項
- (5) 中央更生保護審査会、地方更生保護委員会及び保護観察所に関する事項
- (6) 保護司及び更生保護事業に関する事項
- (7) 民間における犯罪予防活動の助長に関する事項
- (8) 犯罪者及びその改善更生に関する科学的研究その他更生保護に関する事項で他の所管に属しないもの

(昭37法42・一部改正)

第10条 訟務局においては、左の事務を掌る。

- (1) 民事に関する争訟に関する事項
- (2) 行政に関する争訟に関する事項

第11条 人権擁護局においては、左の事務を掌る。

- (1) 人権侵害事件の調査及び情報の収集に関する事項
- (2) 民間における人権擁護運動の助長に関する事項
- (3) 人権擁護委員に関する事項
- (4) 人身保護、貧困者の訴訟援助その他人権の擁護に関する事項

第11条の2 入国管理局においては、左の事務を掌る。

- (1) 出入国の管理に関する事項

- (2) 本邦における外国人の在留に関する事項
- (3) 外国人の登録に関する事項
- (4) 入国者収容所及び入国管理事務所に関する事項

第11条の3 第5条乃至前条の規定により所掌部局の定まらない事務の所掌については、法務大臣の定めるところによる。

第11条の4 刑事政策に関する総合的な調査研究を行い、法務大臣所部の職員に法務に関する専門的研究を行わせ、及び法務大臣所部の職員（矯正の事務に従事する職員及び公安調査庁の職員を除く。）に対し、職務上必要な訓練を行ない、並びに第2条第10号に規定する研修、研究及び調査を行なう機関として、法務大臣の管理に属する法務総合研究所を置く。

- ② 法務総合研究所は、これを東京都に置く。
- ③ 法務大臣は、必要があると認めるときは、法務総合研究所の支所を置くことができる。
- ④ 法務総合研究所の内部組織並びに支所の名称、位置及び内部組織は、法務省令でこれを定める。

(昭37法42・一部改正)

第12条 矯正の事務に従事する職員に対して、職務上必要な訓練を行う機関として、法務大臣の管理に属する中央矯正研修所及び地方矯正研修所を置く。

- ② 中央矯正研修所は、これを東京都に置き、地方矯正研修所の名称及び位置は、別表1の通りとする。
- ③ 中央矯正研修所及び地方矯正研修所の内部組織は、法務省令でこれを定める。

第13条 法務大臣の監督の下に、別表2の上欄に掲げる機関を置き、その設置の目的は、それぞれ同表の下欄に記載する通りとする。

- ② 前項の機関の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律（これに基づく命令を含む。）に別段の定がある場合を除く外、政令でこれを定める。

第13条の2 法務大臣の管理の下に、第6条第1号乃至第7号、第10条及び第11条の事務を分掌させるため、法務局及び地方法務局を置く。

- ② 法務大臣は、法務局長に、その管轄区域内の地方法務局の事務を指揮監督させることができる。
- ③ 法務局及び地方法務局の名称、位置及び管轄区域は、別表3の通りとする。但し、支局又は出張所を置く場合においては、法務省令で、法務局又は地方法務局の管轄区域をその一部に限ることができる。
- ④ 法務局に、訟務部、民事行政部及び人権擁護部を置く。
- ⑤ 法務局及び地方法務局の組織の細目は、法務省令でこれを定める。
- ⑥ 法務大臣は、必要と認める地に、法務局又は地方法務局の支局又は出張所を置き、法務局又は地方法務局の事務を分掌させることができる。
- ⑦ 支局及び出張所の名称、位置、管轄区域及び内部組織は、法務省令でこれを定める。

- ⑧ 法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所は、第1項又は第6項の規定による事務を分掌する外、他の法令によりその権限に属せしめられた事務を掌る。

第13条の3 法務大臣の管理の下に、監獄法（明治41年法律第28号）第1条第1項の規定による監獄を置く。

- ② 監獄の名称及び位置は、別表4の通りとする。
- ③ 法務大臣は、必要があると認めるときは、分監を置くことができる。
- ④ 監獄の内部組織並びに分監の名称、位置及び内部組織は、法務省令でこれを定める。

第13条の4 少年院及び少年鑑別所については、少年院法（昭和23年法律第169号）の定めるところにより、その名称及び位置は、別表5の通りとする。

- ② 法務大臣は、必要と認めるときは、少年院の分院及び少年鑑別所の分所を置くことができる。
- ③ 少年院及び少年鑑別所の内部組織並びに分院及び分所の名称、位置及び内部組織は、法務省令でこれを定める。

第13条の5 法務大臣の管理の下に、婦人補導院法（昭和33年法律第17号）第1条の規定による婦人補導院を置く。

- ② 婦人補導院の名称及び位置は、別表6の通りとする。
- ③ 法務大臣は、必要があると認めるときは、婦人補導院の分院を置くことができる。
- ④ 婦人補導院の内部組織並びに分院の名称、位置及び内部組織は、法務省令で定める。

第13条の6 矯正局の所掌事務を分掌させ、刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院の適切なる運営管理を図るため、法務大臣の管理に属する矯正管区を置く。

- ② 矯正管区の名称、位置及び管轄区域は、別表7の通りとする。
- ③ 矯正管区の所掌事務の範囲及び内部組織は、法務省令でこれを定める。

第13条の7 削除（昭37法42）

第13条の8 法務大臣の所轄の下に、犯罪者予防更生法（昭和24年法律第142号）第3条の事務を掌らせるため、中央更生保護審査会を置く。

- ② 中央更生保護審査会については、犯罪者予防更生法の定めるところによる。

第13条の9 法務大臣の管理の下に、犯罪者予防更生法第12条の事務を掌らせるため、地方更生保護委員会を置く。

- ② 地方更生保護委員会の名称、位置及び管轄区域は、別表8の通りとする。
- ③ 前項に定めるものの外、地方更生保護委員会については、犯罪者予防更生法の定めるところによる。
- ④ 法務大臣の管理の下に、犯罪者予防更生法第18条の事務を掌らせるため、保護観察所を置く。
- ⑤ 保護観察所の名称、位置及び管轄区域は、別表9の通りとする。
- ⑥ 法務大臣は、必要と認めるときは、保護観察所の支部を置くことができる。
- ⑦ 保護観察所の内部組織並びに支部の名称、位置及び内部組織は、法務省令でこれを定

める。

第13条の10 出入国管理令(昭和26年政令第319号)の規定による退去強制令書の執行を受ける者を送還するため一時これらの者を収容する機関として、法務大臣の管理に属する入国者収容所を置く。

② 入国者収容所の名称及び位置は、別表10の通りとする。

③ 入国者収容所の内部組織は、法務省令でこれを定める。

第13条の11 法務大臣の管理の下に、第11条の2第1号及び第2号の事務を分掌させるため、入国管理事務所を置き、入国管理事務所の事務を分掌させるため、入国管理事務所の出張所を置く。

② 入国管理事務所の名称、位置及び管轄区域は、別表11の通りとし、入国管理事務所の出張所の名称及び位置は、別表12の通りとする。

③ 入国管理事務所及び出張所の内部組織は、法務省令でこれを定める。

第13条の12 検察庁については、検察庁法の定めるところによる。

第13条の13 司法試験管理委員会については、司法試験法(昭和24年法律第140号)の定めるところによる。

第13条の14 公安審査委員会については、公安審査委員会設置法(昭和27年法律第242号)の定めるところによる。

第13条の15 公安調査庁については、公安調査庁設置法(昭和27年法律第241号)の定めるところによる。

第13条の16 法務省及びその所管各庁に置かれる職員については、他の法律に特例の定めのある場合を除く外、国家公務員法(昭和22年法律第120号)の定めるところによる。

第13条の17 法務省の国家行政組織法第19条第1項の定員は、法務大臣、政務次官及び秘書官の定員を除き、次のとおりとする。

区 分	定 員	備 考
本省	45,002人	うち10,836人は、検察庁の職員とする。
司法試験管理委員会	-	
公安審査委員会	10人	
公安調査庁	1,814人	
合 計	46,826人	

(昭37法54・一部改正)

附 則 [抄]

第18条 法務大臣は、臨時司法制度調査会設置法(昭和37年法律第122号)第2条第1項に規定する施策については、臨時司法制度調査会が置かれている間は、法制審議会に諮問しないものとする。

(昭37法122・追加)

(別表) 1 [省略] 本省の部 II. 附属機関—矯正研修所の項 240頁参照

(別表) 2

種 類	目 的
法 制 審 議 会	法務大臣の諮問に応じて、民事法、刑事法その他法務に関する基本的な事項について調査審議すること。
民 事 行 政 審 議 会	法務大臣の諮問に応じて、登記、戸籍、その他民事行政事務の改善について調査審議すること。
矯 正 審 議 会	法務大臣の諮問に応じて、収容者の矯正、刑務作業その他矯正施設における矯正に関する制度及びその運営の改善について調査審議すること。
更生保護事業審議会	法務大臣の諮問に応じて、更生保護事業の向上に関する重要事項について調査審議すること。
保 護 司 選 考 会	法務大臣又は地方更生保護委員会の委員長の諮問に応じて、保護司の委嘱及び解嘱に関する意見を述べること。
副 検 事 選 考 審 査 会	検察庁法(昭和22年法律第61号)第18条第2項の規定に基き、副検事の選考に関する事務を行うこと。
検 察 官 特 別 考 試 審 査 会	検察庁法第18号第3項に規定する検察官の特別考試を行うこと。
公 証 人 審 査 会	公証人法(明治41年法律第53号)に定める公証人の懲戒に関する議決等を行うこと。
土地家屋調査士試験委員	土地家屋調査士試験に関する事務をつかさどる。

(別表) 3 [省略] 本省の部 III. 地方支分部局—法務局及び地方法務局の項 261頁参照

(別表) 4 同 II. 附属機関—監獄の項 242頁参照

(別表) 5 同 同 —少年院及び少年鑑別所の項 245頁参照

(別表) 6 同 同 —婦人補導院の項 248頁参照

(別表) 7 同 III. 地方支分部局—矯正管区の項 284頁参照

(別表) 8 同 同 —地方更生保護委員会の項 285頁参照

(別表) 9 同 同 —保護観察所の項 288頁参照

(別表) 10 同 II. 附属機関—入国者収容所の項 249頁参照

(別表) 11 同 III. 地方支分部局—入国管理事務所の項 297頁参照

本年における改正

平和条約第11条による刑の執行及び赦免等に関する法律を廃止する法律	(昭和37年3月24日法律第42号)
法務省設置法の一部を改正する法律	(昭和37年3月31日法律第54号)
臨時司法制度調査会設置法	(昭和37年5月11日法律第122号)
法務省設置法の一部を改正する法律	(昭和37年9月5日法律第149号)

法務省組織令 (昭和27年8月30日政令第384号)

本文 昭和37年12月31日現在

法務省組織令をここに公布する。

法務省組織令

内閣は、国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第7条第3項及び第4項の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第1章 本省

- 第1節 大臣官房(第1条—第8条の4)
- 第2節 民事局(第9条—第15条)
- 第3節 刑事局(第16条—第20条)
- 第4節 矯正局(第21条—第27条の2)
- 第5節 保護局(第28条—第33条)
- 第6節 訟務局(第34条—第41条)
- 第7節 人権擁護局(第42条—第45条)
- 第8節 入国管理局(第46条—第52条)

第2章 外局

- 第1節 公安審査委員会の事務局(第52条の2)
- 第2節 公安調査庁(第53条—第69条)

附則

第1章 本省

第1節 大臣官房

(大臣官房の分課)

第1条 大臣官房に、経理部及び司法法制調査部に置くものの外、次の2課を置く、

秘書課

人事課

2 経理部に次の3課を置く、

管理課

主計課

営繕課

3 司法法制調査部に次の2課を置く、

司法法制課

調査統計課

(秘書課)

第2条 秘書課においては、次の事務をつかさどる、

- (1) 皇統譜副本の保管に関する事項
- (2) 機密に関する事項
- (3) 大臣の官印及び省印の管守に関する事項
- (4) 各部局の所掌事務の連絡調整に関する事項
- (5) 所管行政の考査に関する事項
- (6) 最高裁判所との連絡交渉に関する事項
- (7) 公文書類の接受、審査、発送、編さん及び保存に関する事項
- (8) 法務に関する法令の周知徹底に関する事項
- (9) 本省及びその所管各庁の事務に関する情報宣伝に関する事項
- (10) 外務省その他関係各庁との渉外事務の連絡交渉に関する事項
- (11) 公文書類の翻訳に関する事項
- (12) 渉外関係資料の収集、編さん及び保存に関する事項

(人事課)

第3条 人事課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 職員の定員に関する事項
- (2) 職員の任免、分限及び懲戒に関する事項
- (3) 職員の試験及び選考に関する事項
- (4) 職員の職階及び給与に関する事項
- (5) 職員の人事記録に関する事項
- (6) 職員の服務及び能率に関する事項
- (7) 職員の研究及び研修に関する事項
- (8) 栄典及び表彰に関する事項
- (9) 恩給及び公務災害補償に関する事項
- (10) 司法試験管理委員会に関する事項
- (11) 検察官適格審査会、検察官特別考試審査会及び副検事選考審査会に関する事項

(所掌の課の定まらない事務)

第4条 大臣官房の所掌に関する事務（経理部及び司法法制調査部の所掌に属する事務を除く。）で、前2条の規定により所掌の課が定まらないものは、法務大臣の定めるところにより、秘書課又は人事課がつかさどる。

(管理課)

第5条 管理課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 本省の歳入徴収に関する事項
- (2) 本省の支出に関する事項
- (3) 本省の物品会計に関する事項
- (4) 共済組合に関する事項
- (5) 職員の厚生に関する事項
- (6) 庁内の警備及び保安に関する事項

- (7) 運輸に関する事項
- (8) 経理部の所掌に係る事項で他の課の所掌に属しないもの
(主計課)

第6条 主計課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (2) 会計の監査に関する事項
(管繕課)

第7条 管繕課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 管繕の企画及び経理計画に関する事項
- (2) 管繕工事の設計及び実施に関する事項
- (3) 本省及びその所管各庁の管理に属する国有財産に関する事項
- (4) 電気通信施設に関する事項
(司法法制課)

第8条 司法法制課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 司法制度に関する法令案及び他の部局の所管に属しない法令案の作成に関する事項
- (2) 司法制度及び法務に関する資料の調査研究に関する事項
- (3) 内外の法令及び判例の収集及び整備並びに法令集等の編さん及び刊行に関する事項
- (4) 戦争犯罪に関する資料の調査及び収集に関する事項
- (5) 法制審議会に関する事項
- (6) 司法法制調査部の所掌に係る事項で調査統計課の所掌に属しないもの
(調査統計課)

第8条の2 調査統計課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 司法制度及び法務に関する資料の収集、整備、編さん及び刊行に関する事項
- (2) 国立国会図書館支部法務図書館に関する事項
- (3) 法務に関する統計の整備、改善及び企画に関する事項
- (4) 民事統計、刑事統計、矯正統計その他法務に関する統計に関する事項
- (5) 統計資料の編さん及び刊行に関する事項
(参事官)

第8条の3 司法法制調査部に参事官3人を置く。

2 参事官は、命を受けて、次の事務に参画する。

- (1) 司法制度に関する重要な法令案及び他の部局の所管に属しない重要な法令案の作成に関する事項
- (2) 司法制度及び法務に関する重要な資料の調査研究に関する事項
(調査官)

第8条の4 大臣官房に調査官2人を置く。

2 調査官は、命を受けて、大臣官房の所掌事務のうち重要事項に係るものに参画する

第2節 民事局

(民事局の分課)

第9条 民事局に次の5課を置く。

- 第一課
- 第二課
- 第三課
- 第四課
- 第五課

(第一課)

第10条 第一課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 公証に関する事項
- (2) 民事行政審議会、公証人審査会及び土地家屋調査士試験委員に関する事項
- (3) 民事局の所掌に係る事項で他の課の所掌に属しないもの

(第二課)

第11条 第二課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 戸籍に関する事項
- (2) 住民登録に関する事項
- (3) 文教及び厚生に関する民事に関する事項

(第三課)

第12条 第三課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 不動産登記その他の登記に関する事項 (第四課の所掌に属するものを除く。)
- (2) 司法書士及び土地家屋調査士に関する事項
- (3) 外事及び農林に関する民事に関する事項

(第四課)

第13条 第四課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 商事に関する事項
- (2) 非訟事件に関する事項
- (3) 商業登記に関する事項
- (4) 法人の登記に関する事項
- (5) 供託に関する事項
- (6) 財政、金融及び通商産業に関する民事に関する事項

(第五課)

第14条 第五課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 国籍に関する事項
- (2) 労働、運輸及び通信に関する民事に関する事項
- (3) 破壊活動防止法 (昭和27年法律第240号) 附則第4項に規定する財産の管理及び処分に関する事項

(参事官)

第15条 民事局に参事官6人を置く。

2 参事官は、命を受けて、民事に関する重要な法令案の作成に関する事務に参画する。

第3節 刑事局

(刑事局の分課)

第16条 刑事局に次の4課を置く。

- 総務課
- 刑事課
- 青少年課
- 公安課

(総務課)

第17条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 検察庁の組織及び運営に関する事項
- (2) 犯罪捜査の科学研究に関する事項
- (3) ファイル制による書類の分類整理方法の調査及び実施その他検察事務の能率化に関する事項
- (4) 犯罪人の引渡に関する事項
- (5) 刑の執行指揮に関する事項
- (6) 司法警察職員の教養訓練に関する事項
- (7) 刑事局の所掌に係る事項で他の課の所掌に属しないもの

(刑事課)

第18条 刑事課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 一般刑事事件 (少年の一般刑事事件を除く。)の検察及び犯罪の予防に関する事項
- (2) 財政経済関係事件の検察及び犯罪の予防に関する事項

(青少年課)

第18条の2 青少年課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 少年の一般刑事事件の検察及び青少年犯罪の予防に関する事項
- (2) 少年法 (昭和23年法律第168号) 第37条第1項に掲げる罪に係る事件の検察及び犯罪の予防に関する事項
- (3) 麻薬関係事件及び覚せい剤関係事件の検察及び犯罪の予防に関する事項
- (4) 売春、人身売買その他風紀関係事件の検察及び犯罪の予防に関する事項

(公安課)

第19条 公安課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 公安関係事件の検察及び犯罪の予防に関する事項
- (2) 労働関係事件の検察及び犯罪の予防に関する事項

(参事官)

第20条 刑事局に参事官6人を置く。

2 参事官は、命を受けて、刑事に関する重要な法令案の作成に関する事務に参画する。

第4節 矯正局

(矯正局の分課)

第21条 矯正局に次の5課を置く。

総務課

保安課

作業課

医療分類課

教育課

(総務課)

第22条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 矯正 (法廷等の秩序維持に関する法律 (昭和27年法律第286号) の規定による監置の執行を含む。以下同じ。)に関する一般的企画に関する事項
- (2) 矯正に関する人事、予算その他一般的管理の整備改善に関する事項
- (3) 矯正に関する法令案の作成に関する事項
- (4) 矯正施設の巡閲及び調査に関する事項
- (5) 矯正審議会に関する事項
- (6) 矯正職員の研修及び福利に関する事項
- (7) 局内の事務の総合調整に関する事項
- (8) 矯正局の所掌に係る事項で他の課の所掌に属しないもの

(昭37政35・一部改正)

第23条 削除

(保安課)

第24条 保安課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 被収容者の紀律、警備その他矯正施設の保安に関する事項
- (2) 被収容者の収容、拘禁、処遇、移送及び釈放に関する事項
- (3) 矯正職員の点検、礼式及び非常訓練に関する事項

(作業課)

第25条 作業課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 被収容者の作業及び職業教育の企画、指導及び運営に関する事項
- (2) 作業賞与金及び死傷手当金に関する事項

(医療分類課)

第26条 医療分類課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 被収容者の給養、保健、衛生、医療及び薬剤に関する事項
- (2) 被収容者の鑑別、分類及び保護に関する事項
- (3) 指紋その他個人識別に関する事項

(教育課)

第27条 教育課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 被収容者の教科教育及び特殊教育並びに訓練に関する事項
 - (2) 被収容者の厚生及び教化に関する事項
- (参事官)

第27条の2 矯正局に参事官2人を置く。

2 参事官は、命を受けて、次の事務に参画する。

- (1) 矯正に関する重要な法令案の作成に関する事項
- (2) 重要な矯正行政についての調査研究に関する事項

第5節 保護局

(保護局の分課)

第28条 保護局に次の4課を置く。

総務課

調査連絡課

観察課

恩赦課

(総務課)

第29条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 地方更生保護委員会及び保護観察所に関する事項
- (2) 更生保護に関する一般的企画に関する事項
- (3) 更生保護に関する法令案の作成に関する事項
- (4) 保護司、更生保護会及び更生保護事業に従事する職員の表彰に関する事項
- (5) 中央更生保護審査会、更生保護事業審議会及び保護司選考会に関する事項
- (6) 保護局の所掌に係る事項で他の課の所掌に属しないもの

(調査連絡課)

第30条 調査連絡課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 犯罪者及びその改善更生に関する科学的調査研究に関する事項
- (2) 更生保護に関する資料の整備に関する事項
- (3) 保護司の設置区域及び組織に関する事項
- (4) 更生保護会その他更生保護事業に関する事項
- (5) 民間における犯罪予防活動の助長に関する事項
- (6) 更生保護に関する関係各庁及び各種団体又は機関との連絡に関する事項

(観察課)

第31条 観察課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 保護観察に関する事項
- (2) 仮出獄、仮出場及び仮退院に関する事項
- (3) 不定期刑の終了及び退院に関する事項
- (4) 地方更生保護委員会の決定に対する審査に関する事項
- (5) 刑の執行終了者等の更生保護に関する事項

(恩赦課)

第32条 恩赦課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 恩赦制度の調査研究に関する事項
- (2) 特定の者に対する恩赦の調査及び実施に関する事項
- (3) 政令による恩赦の立案及び実施に関する事項
- (4) 前科のまつ消に関する事項

(昭37政85・一部改正)

(参事官)

第33条 保護局に参事官1人を置く。

2 参事官は、次の事務に参画する。

- (1) 更生保護に関する重要な法令案の作成に関する事項
- (2) 重要な更生保護行政についての調査研究に関する事項

第6節 訟務局

(訟務局の分課)

第34条 訟務局に次の5課及び訟務管理官1人を置く。

第一課

第二課

第三課

第四課

第五課

(第一課)

第35条 第一課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 国の債権に関する争訟に関する事項
- (2) 国有財産に関する争訟に関する事項
- (3) 国の利害に関係のある争訟に関する調査並びに資料の収集及び整備に関する事項
- (4) 訟務局の所掌に係る事項で他の課及び訟務管理官の所掌に属しないもの

(第二課)

第36条 第二課においては、国家賠償その他国の債務に関する争訟に関する事務をつかさどる。

(第三課)

第37条 第三課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 財政、金融、産業、経済、建設、運輸及び通信関係の行政に関する争訟に関する事項
- (2) 農地関係の民事に関する争訟に関する事項

(第四課)

第38条 第四課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 法務、外事、文教、選挙、労働及び厚生関係の行政に関する争訟に関する事項

(2) 労働関係の民事に関する争訟に関する事項

(第五課)

第39条 第五課においては、国税の賦課処分に関する争訟に関する事務をつかさどる。

(訟務管理官)

第40条 訟務管理官は、国税の徴収に関する争訟に関する事務をつかさどる。

(所掌事務に関する特例)

第41条 訟務局の各課及び訟務管理官は、特に必要があるときは、訟務局長の定めるところにより、臨時に、訟務局の他の課及び訟務管理官の所掌に属する事務をつかさどることが出来る。

第7節 人権擁護局

(人権擁護局の分課)

第42条 人権擁護局に次の2課及び人権擁護管理官1人を置く。

総務課

調査課

(総務課)

第43条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 人権擁護に関する企画に関する事項
 - (2) 民間における人権擁護運動の助長に関する事項
 - (3) 人権擁護委員に関する事項
 - (4) 人権擁護局の所掌に係る事項で他の課及び人権擁護管理官の所掌に属しないもの
- (調査課)

第44条 調査課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 人権侵犯事件の調査に関する事項
 - (2) 人権侵犯事件に関する情報の収集に関する事項
- (人権擁護管理官)

第45条 人権擁護管理官は、次の事務をつかさどる。

- (1) 人身保護その他人権に対する侵害の排除及び被害者の救済に関する事項
- (2) 貧困者の訴訟援助に関する事項
- (3) 自由人権思想の啓発活動に関する事項

第8節 入国管理局

(入国管理局の分課)

第46条 入国管理局に次の6課を置く。

総務課

入国審査課

資格審査課

審判課

警備課

登録課

(総務課)

第47条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 出入国の管理に関する一般的企画及び関係各庁との連絡に関する事項
- (2) 出入国の管理に関する法令案の作成に関する事項
- (3) 出入国の管理に関する調査研究及び情報収集に関する事項
- (4) 本邦における外国人の在留に関する一般的事項
- (5) 入国審査官及び入国警備官の配置及び規律に関する事項
- (6) 入国者収容所及び入国管理事務所に関する事項
- (7) 入国管理局の所掌に係る事項で他の課及び登録管理官の所掌に属しないもの

(入国審査課)

第48条 入国審査課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 外国人の上陸の審査及び許可に関する事項
- (2) 外国人及び日本人の出国並びに日本人の帰国に関する事項
- (3) 出入国の管理に関する船舶等の長及び運送業者の責任に関する事項

(資格審査課)

第49条 資格審査課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 外国人の在留資格の取得及び変更並びに在留期間の更新に関する事項
- (2) 外国人の永住許可に関する事項
- (3) 外国人の再入国の許可に関する事項

(審判課)

第50条 審判課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 違反審査に関する事項
- (2) 収容令書及び退去強制令書の発付に関する事項
- (3) 外国人の上陸及び退去強制についての口頭審理及び異議の申立に関する事項
- (4) 通報者に対する報償金の交付に関する事項

(警備課)

第51条 警備課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 違反調査に関する事項
- (2) 収容令書及び退去強制令書の執行に関する事項
- (3) 水難から救護された外国人の送還に関する事項
- (4) 入国者収容所、収容場その他の施設の警備並びに被収容者の仮放免及び処遇に関する事項
- (5) 保証金の納付、返還及び没取に関する事項
- (6) 入国審査官及び入国警備官の武器の携帯及び使用に関する事項

(登録課)

第52条 登録課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 外国人の登録に関する事項

(2) 出入国及び外国人登録に関する記録の整理及び保管に関する事項

第2章 外局

第1節 公安審査委員会の事務局

(調査官)

第52条の2 公安審査委員会の事務局に調査官1人を置く。

2 調査官は、破壊活動防止法の規定による処分の請求の審査に必要な調査に関する事務をつかさどる。

第2節 公安調査庁

(総務部の分課)

第53条 総務部に次の4課を置く。

総務課

職員課

資料課

審理課

(総務課)

第54条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 機密に関する事項
- (2) 長官及び次長の官印並びに庁印の管守に関する事項
- (3) 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関する事項
- (4) 各部の所掌事務の連絡調整に関する事項
- (5) 地方支分部局の一般的監督に関する事項
- (6) 経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関する事項
- (7) 行政財産及び物品の管理に関する事項
- (8) 総務部の所掌に係る事項で他の課の所掌に属しないもの

(職員課)

第55条 職員課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 職員の定員に関する事項
- (2) 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務、給与その他の人事に関する事項
- (3) 職員の厚生及び教養に関する事項
- (4) 所掌事務に関する一般的企画に関する事項
- (5) 行政の考査及び監察に関する事項

(資料課)

第56条 資料課においては、所掌事務に関する内外の資料の収集、整理及び保管に関する事務をつかさどる。

(審理課)

第57条 審理課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 破壊活動防止法の規定による弁明の聴取及び処分請求に関する事項
(2) 所掌事務に関する法令の整備に関する事項
(参事官)

第57条の2 総務部に参事官2人を置く。

- 2 参事官は、命を受けて、総務部の所掌事務のうち重要事項に係るものに参画する。
(調査第一部の分課)

第58条 調査第一部に次の4課を置く。

- 第一課
第二課
第三課
第四課

(第一課)

第59条 第一課においては、破壊活動防止法第4条第1項第1号イに掲げる暴力主義的破壊活動を行つた団体に関する調査に関する事務をつかさどる。

第60条 削除

(第二課)

第61条 第二課においては、破壊活動防止法第4条第1項第1号ロ及びハに掲げる暴力主義的破壊活動を行つた団体に関する調査に関する事務をつかさどる。

(第三課)

第62条 第三課においては、破壊活動防止法第4条第1項第1号ニに掲げる暴力主義的破壊活動を行つた団体に関する調査に関する事務をつかさどる。

(第四課)

第63条 第四課においては、破壊活動防止法第4条第1項第1号ホに掲げる暴力主義的破壊活動を行つた団体に関する調査に関する事務をつかさどる。

(参事官)

第63条の2 調査第一部に参事官2人を置く。

- 2 参事官は、命を受けて、調査第一部の所掌事務のうち重要事項に係るものに参画する。
(調査第二部の分課)

第64条 調査第二部に次の3課を置く。

- 第一課
第二課
第三課

(第一課)

第65条 第一課においては、破壊活動防止法第4条第1項第2号イ、ロ、ハ、ニ及びホ並びにこれらに関する同号ヌに掲げる暴力主義的破壊活動を行つた団体に関する調査に関する事務をつかさどる。

第66条 削除

(第二課)

第67条 第二課においては、破壊活動防止法第4条第1項第2号ヘ及びト並びにこれらに関する同号ヌに掲げる暴力主義的破壊活動を行つた団体に関する調査に関する事務をつかさどる。

(第三課)

第68条 第三課においては、破壊活動防止法第4条第1項第2号チ及びリ並びにこれらに関する同号ヌに掲げる暴力主義的破壊活動を行つた団体に関する調査に関する事務をつかさどる。

(参事官)

第68条の2 調査第二部に参事官2人(うち1人は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。)を置く。

- 2 参事官は、命を受けて、調査第二部の所掌事務のうち重要事項に係るものに参画する。

(所掌事務に関する特例)

第69条 第41条の規定は、調査第一部及び調査第二部の各課に準用する。この場合において、同条の規定中「訟務局長」とあるのは、「調査第一部長」又は「調査第二部長」と読み替えるものとする。

附 則 [省、略]

本年における改正

平和条約第11条による刑の執行及び赦免等に関する法律の廃止に伴う関係政令の整理に関する政令

(昭和37年3月29日政令第85号)

法務省組織規程 (昭和27年8月30日法務省令第18号)

本文 昭和37年12月31日現在

法務省組織規程を次のように定める。

法務省組織規程

(この規程の趣旨)

第1条 法務省の内部組織は、法務省組織令(昭和27年政令第384号、以下「令」という。)に定めるものの外、この規定の定めるところによる。

(秘書課の事務)

第2条 秘書課においては、令第2条に掲げる事務の外、左の事務をつかさどる。

- (1) 本省及びその所管各庁の内部組織に関する事項
- (2) 他の部局の所掌に属しない事項

(広報連絡室)

第3条 秘書課に広報連絡室を置く。

2 広報連絡室においては、令第2条第8号から第12号までの事務をつかさどる。

(人事課の事務)

第4条 人事課においては、令第3条に掲げる事務の外、公証人、人権擁護委員及び保護司の身分に関する事務をつかさどる。

第5条及び第6条 削除

(設計室)

第6条の2 経理部管轄課に設計室を置く。

2 設計室においては、令第7条第2号の事務をつかさどる。

(民事局第一課の事務)

第7条 民事局第一課においては、令第10条に掲げる事務の外、法務局及び地方法務局に関する事務をつかさどる。

2 前項の事務で他の局の所掌事務と関連するものについては、その局と協議しなければならない。

第7条の2 削除

第8条 削除

(特別顧問)

第8条の2 法務省に特別顧問9人以内を置く。

2 法務省特別顧問は、法務省設置法(昭和22年法律第193号、以下「法」という。)第2条第9号に掲げる行政事務について、法務大臣の諮問に答え、又は法務大臣に意見を述べる。

3 法務省特別顧問は、非常勤とする。

(顧問及び参与)

第9条 司法法制調査部に顧問及び参与若干名を置くことができる。

2 司法法制調査部顧問は、令第8条第4号の事務について、部長の諮問に答え、又は部長に意見を述べる。

3 司法法制調査部参与は、令第8条第4号の事務について、部の事務に参与する。

4 司法法制調査部の顧問及び参与は、非常勤とする。

附則 [省略]

本年における改正

平和条約第11条による刑の執行及び赦免等に関する法律を廃止する法律の施行に伴う関係省令の整理に関する省令

(昭和37年3月29日法務省令第22号)

法務省定員規則 (昭和36年6月16日法務省令第24号)

本文 昭和37年12月31日現在

国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第22条の2の規定に基づき、法務省定員規則を次のように定める。

法務省定員規則

1 法務省の各内部部局、各附属機関及び各地方支分部局別並びに検察庁の定員は、次のとおりとする。

本省

区	分	定員	備考
内部部局	大臣官房	501人	事務次官1人を含む。 うち344人は、経理部、69人は、司法法制調査部の定員とし、司法法制調査部の定員のうち6人は、国立国会図書館支部法務図書館の定員とする。
	民事局	62人	
	刑事局	62人	
	矯正局	41人	
	保護局	25人	
	訟務局	63人	
	人権擁護局	16人	
	入国管理局	215人	
	計	985人	
附属機関	法務総合研究所	93人	
	中央矯正研修所	29人	
	地方矯正研修所	-人	
	監獄	16,813人	
	少年院	2,675人	
	少年鑑別所	1,143人	
	婦人補導院	75人	
	入国者収容所	224人	
	計	21,052人	
地方支分部局	法務局及び地方法務局	9,594人	
	矯正管区	240人	
	地方更生保護委員会	245人	
	保護観察所	978人	
	入国管理事務所	1,072人	
	計	12,129人	
検察庁		10,836人	
合	計	45,002人	

司法試験管理委員会(外局)

区	分	定員	備考
		1人	

公安審査委員会(外局)

区	分	定員	備考
内部部局	事務局	10人	

公安調査庁(外局)

区	分	定員	備考
内部部局	総務部	152人	長官1人、次長1人を含む。
	調査第一部	160人	
	調査第二部	128人	
	計	440人	
附属機関	公安調査庁研修所	7人	
地方支分部局	公安調査局及び地方公安調査局	1,367人	
合	計	1,814人	

2 各地方矯正研修所、各監獄、各少年院、各少年鑑別所、各婦人補導院、各入国者収容所、各法務局、各地方法務局、各矯正管区、各地方更生保護委員会、各保護観察所、各入国管理事務所、各検察庁、各公安調査局及び各地方公安調査局別の定員は、前項に規定する当該附属機関又は地方支分部局別並びに検察庁の定員の範囲内において、法務大臣又は外局長が別に定める。

附則〔省略〕

本年中における改正

法務省定員規則の一部を改正する省令 (昭和37年4月1日法務省令第30号)

〔参考〕

◎ 国家行政組織法(昭和23年法律第120号)抄

第22条の2 各行政機関の各内部部局、第8条の各機関及び各地方支分部局別の定員は、当該行政機関の定員の範囲内において、それぞれ総理府令又は省令で定める。ただし、法律に別段の定めのある場合は、この限りでない。

会 計

1. 予 算

(1) 法務省所管 昭和38年度政府職員予算定員及び俸給額表

法務省所管の昭和38年度における政府職員の予算定員及び俸給額は

特別職の職員	3人	2,941,000円
一般職の職員	47,136人 (内290人9箇月)	16,120,339,000円
行政職俸給表(一)の適用を受けるもの	16,029人 (内205人9箇月)	4,516,397,000円
行政職俸給表(二)の適用を受けるもの	2,309人 (内 4人9箇月)	540,138,000円
公安職俸給表(一)の適用を受けるもの	16,007人	5,455,391,000円
公安職俸給表(二)の適用を受けるもの	10,470人 (内 81人9箇月)	3,812,882,000円
●研究職俸給表の適用を受けるもの	19人	10,398,000円
医療職俸給表(一)の適用を受けるもの	331人	185,993,000円
医療職俸給表(二)の適用を受けるもの	71人	27,019,000円
医療職俸給表(三)の適用を受けるもの	86人	23,132,000円
検 察 官	1,814人	1,548,989,000円
合 計	47,139人 (内290人9箇月)	16,123,280,000円

であつて、その組織内の職名別、等級別の内訳は、下記のとおりである。

1. 法務本省	988人	425,639,000円
(1) 特別職の職員	3人	2,941,000円
大 臣	1	
政 務 次 官	1	
秘 書 官	1	
計	3	
(2) 一般職の職員	985人	422,698,000円
行政職俸給表(一)の適用を受けるもの		400,949,000円

職 名 別	定数(人)	等 級 別 内 訳							
		1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級	7 等級	8 等級
事 務 次 官	1	1							
局 長	(4) 7		(4) 7						

職名別	定数(人)	等級別内訳							
		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級
部長,局次長	(4) 4		(4) 4						
課長	(27) 38			(27) 38					
課長補佐	96				96				
係長	213					194	19		
参事官	(15) 19			(15) 19					
管理官	(1) 2			(1) 2					
調査官	4			2	2				
研修指導員	5			1	2	2			
翻訳職員	19				9	10			
専門職	32			5	27				
法規専門職	(26) 26			(6) 6	(20) 20				
技術専門職	35					35			
一般職員	399						147	134	118
計	(77) 900	1	(8) 11	(49) 73	(20) 156	241	166	134	118

(備考) ()の数字は, 検事をもつて充てることができる人員で, 内数である.

行政職俸給表(一)の適用
を受けるもの

21,749,000円

職名別	定数(人)	等級別内訳				
		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
技能労務職員	85	4	9	43	22	7

2. 法務総合研究所

一般職の職員

85人

44,025,000円

行政職俸給表(一)の適用
を受けるもの

31,356,000円

職名別	定数(人)	等級別内訳							
		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級
所長	1	1							
部長	(3) 3		(2) 2	(1) 1					
事務局長	(1) 1			(1) 1					
課長	4			1	3				

職名別	定数(人)	等級別内訳							
		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級
課長補佐	5				5				
係長	10					8	2		
教官	(5) 7			(5) 5	2				
翻訳職員	1				1				
一般職員	27						8	14	5
計	(9) 59	1	(2) 2	(7) 8	11	8	10	14	5

(備考) ()の数字は, 検事をもつて充てることができる人員で, 内数である.

行政職俸給表(一)の適用
を受けるもの

2,271,000円

職名別	定数(人)	等級別内訳				
		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
技能労務職員	7			1	5	1

研究職俸給表の適用を受
けるもの

10,398,000円

職名別	定数(人)	等級別内訳					
		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級
部長等研究員	(1) 6		(1) 6				
室長等研究員	(2) 8			(2) 8			
研究員	5				5		
計	(3) 19		(1) 6	(2) 8	5		

(備考) ()の数字は, 検事をもつて充てることができる人員で, 内数である.

3. 国連犯罪防止アジア地域研修協力費

一般職の職員 24人 (内3人9箇月)

8,436,000円

行政職俸給表(一)の適用
を受けるもの

6,234,000円

職名別	定数(人)	等級別内訳							
		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級
部長補佐	1		1						
係長	1				1				
教官	2					1	1		
計	4		1		1				

職名別	定数(人)	等級別内訳							
		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級
一般職員	6						3	3	
計	14	-	1	-	5	1	4	3	-
行政職俸給表(一)の適用を受けるもの		2,202,000円							
職名別	定数(人)	等級別内訳							
		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級			
技能労務職員	内 3 10			内 1 5	内 2 1	内 2 4			
4. 法務局									
一般職の職員		9,794人 (内200人9箇月)						2,766,423,000円	
行政職俸給表(一)の適用を受けるもの		2,699,014,000円							
職名別	定数(人)	等級別内訳							
		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級
法務局長	(7) 8		(7) 8						
部長	(8) 24			(8) 22	2				
課長	80				80				
課長補佐	73				31	42			
地方法務局長	41			41					
地方法務局次長	3				3				
同課長	287				287				
支局長	239				239				
支局長補佐	72					72			
出張所長	1,647			1	439	423	784		
出張所長補佐	27					27			
係長	621					204	417		
訟務専門職	(2) 57				(2) 8	49			
登記供託専門職	内 200 1,627					内 70 814	内 130 577		
一般職員	4,706					49	3,403	1,254	
計	(17) 内 200 9,512		(7) 8	(8) 64	(2) 1,089	1,053	内 70 2,064	内 130 3,980	1,254

(備考) ()の数字は、検事をもつて充てることができる人員で、内数である。

行政職俸給表(一)の適用を受けるもの 67,409,000円

職名別	定数(人)	等級別内訳							
		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級			
技能労務職員	282	1	5	70	148	58			
5. 最高検察庁									
一般職の職員		120人			63,906,000円				
行政職俸給表(一)の適用を受けるもの		4,557,000円							
職名別	定数(人)	等級別内訳							
		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級
事務局長	1		1						
秘書官	1			1					
一般職員	20						5	13	2
計	22	-	1	1	-	-	5	13	2
行政職俸給表(一)の適用を受けるもの		3,895,000円							
職名別	定数(人)	等級別内訳							
		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級			
技能労務職員	14	1	3	7	3				
公安職俸給表(一)の適用を受けるもの		30,336,000円							
職名別	定数(人)	等級別内訳							
		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級
課長補佐	7		7						
係長	9			9					
翻訳	21				18	3			
一般職員	1			1					
計	28					18	10		
計	66	-	7	10	18	21	10	-	-
検察官		25,118,000円							

職名別	定数(人)								
検事総長	1								
次長検事	1								
検事	16								
計	18								
6. 高等検察庁									
一般職の職員		681人		347,598,000円					
		行政職俸給表(-)の適用を受けるもの		24,491,000円					
職名別	定数(人)	等級別内訳							
		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級
一般職員	125						7	70	48
		行政職俸給表(=)の適用を受けるもの		16,705,000円					
職名別	定数(人)	等級別内訳							
		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級			
技能労務職員	63		5	35	17	6			
		公安職俸給表(=)の適用を受けるもの		145,319,000円					
職名別	定数(人)	等級別内訳							
		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級
事務局長	8	8							
課長	68			68					
支部課長	6			6					
係長	159				91	68			
専門職員	20			6	14				
一般職員	103					9	94		
計	364	8	-	80	105	77	94	-	-
検察官				161,083,000円					
職名別	定数(人)								
検事	8								
検事	121								
計	129								

7. 地方検察官署									
一般職の職員		10,100人 (内51人9箇月)		3,934,240,000円					
		行政職俸給表(-)の適用を受けるもの		380,636,000円					
職名別	定数(人)	等級別内訳							
		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級
一般職員	2,093						45	1,198	850
		行政職俸給表(=)の適用を受けるもの		191,294,000円					
職名別	定数(人)	等級別内訳							
		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級			
技能労務職員	769		39	262	312	156			
		公安職俸給表(=)の適用を受けるもの		1,999,522,000円					
職名別	定数(人)	等級別内訳							
		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級
事務局長	49	13	31	5					
地検課長	381			280	101				
支部課長	269			178	91				
区検課長	301			85	216				
係長	1,177				439	738			
主任捜査事務官	903			131	400	372			
一般職員	内 51 2,491						内 51 67	2,424	
計	内 51 5,571	13	31	679	1,247	1,177	内 51 2,424	-	-
検察官				1,362,788,000円					
職名別	定数(人)								
検事	915								
副検事	752								
計	1,667								
8. 矯正官署									
一般職の職員		269人		117,333,000円					
		行政職俸給表(-)の適用を受けるもの		46,215,000円					

職名別	定数(人)	等級別内訳							
		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級
矯正管区長	8		8						
矯正管区部長	24			21	3				
中央矯正研修所長	1		1						
中央矯正研修所課長	2				2				
同係長	5					3	2		
同教頭	1			1					
同教官	12				5	5	2		
一般職員	61						3	30	28
計	114	-	9	22	10	8	7	30	28

行政職俸給表(-)の適用
を受けるもの 2,635,000円

職名別	定数(人)	等級別内訳				
		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
技能労務職員	11			4	6	1

公安職俸給表(-)の適用
を受けるもの 68,483,000円

職名別	定数(人)	等級別内訳						
		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
矯正管区課長	56			56				
同係長	42				39	3		
同矯正専門職	22				20	2		
地方矯正研修所教頭	8			8				
同教官	16				16			
計	144	-	-	64	75	5	-	-

9. 刑務所
一般職の職員 16,806人 5,621,449,000円

行政職俸給表(-)の適用
を受けるもの 149,994,000円

職名別	定数(人)	等級別内訳							
		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級
所長	4		4						
一般職員	785						48	282	455
計	789	-	4	-	-	-	48	282	455

行政職俸給表(-)の適用
を受けるもの 110,760,000円

職名別	定数(人)	等級別内訳				
		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
技能労務職員	512		26	118	215	153

公安職俸給表(-)の適用
を受けるもの 5,190,910,000円

職名別	定数(人)	等級別内訳						
		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
所長	67	40	25	2				
部長	178		34	144				
課長	504			183	321			
支所長	112		3	79	30			
支所課長	86				86			
課長補佐,係長	1,547			18	511	1,018		
矯正専門職	546			89	335	122		
一般職員	12,106						2,583	9,523
計	15,146	40	62	515	1,283	1,140	2,583	9,523

医療職俸給表(-)の適用
を受けるもの 126,097,000円

職名別	定数(人)	等級別内訳				
		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
所長	2		2			
医務部長	20		4	16		
医務課長	95			29	61	5
支所長	2		1	1		
支所医務課長	13				6	7
医師	88				23	65
計	220	-	7	46	90	77

医療職俸給表(-)の適用
を受けるもの 23,448,000円

職名別	定数(人)	等級別内訳					
		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級
薬剤師	31		6	24	1		
栄養士	13			10	3		
診療エックス線技師	9			6	3		

職名別	定数(人)	等級別内訳							
		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級		
衛生検査技師	8				8				
計	61	-	6	40	15	-	-		
医療職俸給表(三)の適用を受けるもの		20,240,000円							
職名別	定数(人)	等級別内訳							
		1等級	2等級	3等級	4等級				
看護婦	78			78					
10. 少年院 一般職の職員 2,695人(内20人9箇月)		847,285,000円							
行政職俸給表(一)の適用を受けるもの		47,508,000円							
職名別	定数(人)	等級別内訳							
		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級
一般職員	262						5	110	147
行政職俸給表(一)の適用を受けるもの		45,148,000円							
職名別	定数(人)	等級別内訳							
		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級			
技能労務職員	214		4	19	72	119			
公安職俸給表(一)の適用を受けるもの		708,052,000円							
職名別	定数(人)	等級別内訳							
		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級
院長	53	13	26	14					
次長	44			44					
分院長	3			3					
課長	174			45	129				
係長	455				86	369			
一般職員	内 20 1,406						内 20 146		
計	内 20 2,135	13	26	106	215	523	1,106	146	
医療職俸給表(一)の適用を受けるもの		43,624,000円							

職名別	定数(人)	等級別内訳							
		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級			
院長	5		4	1					
医務課長	58			11	33	14			
医師	14				3	11			
計	77	-	4	12	36	25			
医療職俸給表(二)の適用を受けるもの		2,953,000円							
職名別	定数(人)	等級別内訳							
		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級		
薬剤師	7			7					
11. 少年鑑別所 一般職の職員 1,153人(内10人9箇月)		366,892,000円							
行政職俸給表(一)の適用を受けるもの		34,326,000円							
職名別	定数(人)	等級別内訳							
		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級
一般職員	188						5	96	87
行政職俸給表(一)の適用を受けるもの		26,528,000円							
職名別	定数(人)	等級別内訳							
		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級			
技能労務職員	129			13	47	69			
公安職俸給表(一)の適用を受けるもの		292,901,000円							
職名別	定数(人)	等級別内訳							
		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級
所長	50	7	21	22					
次長	12		1	11					
課長	150			37	113				
分所長	1			1					
係長	204				40	164			
一般職員	内 10 390						内 10 274	31	
計	内 10 807	7	22	71	153	249	274	31	

医療職俸給表(一)の適用 を受けるもの		等級別内訳								13,137,000円
職名別	定数(人)	等級別内訳								
		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級				
医務課長	16			1	9	6				
医師	13				2	11				
計	29			1	11	17				
12. 婦人補導院										
一般職の職員		75人			23,077,000円					
行政職俸給表(一)の適用 を受けるもの					148,000円					
職名別	定数(人)	等級別内訳								
		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級	
一般職員	1								1	
行政職俸給表(二)の適用 を受けるもの					567,000円					
職名別	定数(人)	等級別内訳								
		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級				
技能労務職員	5				2	3				
公安職俸給表(二)の適用 を受けるもの					19,551,000円					
職名別	定数(人)	等級別内訳								
		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級	
院長	3	2	1							
課長	6			3	3					
係長	12				4	8				
一般職員	42					4	32	6		
計	63	2	1	3	7	12	32	6		
医療職俸給表(一)の適用 を受けるもの					2,052,000円					
職名別	定数(人)	等級別内訳								
		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級				
課長	3			1	2					
医療職俸給表(二)の適用 を受けるもの					759,000円					

職名別	定数(人)	等級別内訳								
		1等級	2等級	3等級	4等級					
看護婦	3			3						
13. 更生保護官署										
一般職の職員		1,223人			459,971,000円					
行政職俸給表(一)の適用 を受けるもの					447,173,000円					
職名別	定数(人)	等級別内訳								
		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級	
委員長	8		8							
委員	(6) 36			(6) 36						
部長	16			11	5					
地方更生保護委員会 課長	33				30	3				
同係長	32					13	19			
同保護観察官	55				13	19	23			
同一般職員	51						10	28	13	
所長	49			26	23					
保護観察所課長	157				118	39				
同係長	62					19	43			
同保護観察官	453				19	96	338			
同一般職員	217						15	137	65	
計	(6) 1,169		8	(6) 73	208	189	448	165	78	
(備考) ()の数字は、検事をもつて充てることができる人員で、内数である。										
行政職俸給表(二)の適用 を受けるもの					12,798,000円					
職名別	定数(人)	等級別内訳								
		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級				
地方更生保護委員会 技能労務職員	14		2	8	2	2				
保護観察所技能労務 職員	40			6	13	21				
計	54		2	14	15	23				
14. 地方入国管理官署										
一般職の職員		1,301人 (内5人9箇月)			381,515,000円					

行政職俸給表(一)の適用 を受けるもの		164,517,000円							
職名別	定数(人)	等級別内訳							
		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級
所長	15		1	12	2				
次長	15			1	14				
部長	1			1					
課長	38				31	7			
課長補佐, 係長	56					37	19		
出張所長	57				27	30			
入国審査官	内 5 192						内 5 137		
一般職員	134						24	59	51
計	内 5 508		1	14	88	115	180	59	51
行政職俸給表(二)の適用 を受けるもの		17,166,000円							
職名別	定数(人)	等級別内訳							
		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級			
技能労務職員	66		8	33	10	15			
公安職俸給表(一)の適用 を受けるもの		195,998,000円							
職名別	定数(人)	等級別内訳							
		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	
部長	1			1					
課長	17			15	2				
課長補佐, 係長	36				36				
警備士補	68					68			
警守長	132						132		
警守	415							415	
船員	48					32		16	
計	717			16	38	100	132	431	
医療職俸給表(一)の適用 を受けるもの		1,083,000円							
職名別	定数(人)	等級別内訳							
		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級			
医師	2				2				

医療職俸給表(二)の適用 を受けるもの		618,000円							
職名別	定数(人)	等級別内訳							
		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級		
薬剤師	1			1					
栄養士	2				2				
計	3			1	2				
医療職俸給表(三)の適用 を受けるもの		2,133,000円							
職名別	定数(人)	等級別内訳							
		1等級	2等級	3等級	4等級				
看護婦	5		2	3					
15. 公安審査委員会									
一般職の職員 10人		4,035,000円							
行政職俸給表(一)の適用 を受けるもの		4,035,000円							
職名別	定数(人)	等級別内訳							
		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級
事務局長	1		1						
調査官	1			1					
専門職	4				3	1			
一般職員	4							3	1
計	10		1	1	3	1		3	1
16. 公安調査庁									
一般職の職員 1,815人 (内1人9箇月)		711,456,000円							
行政職俸給表(一)の適用 を受けるもの		75,244,000円							
職名別	定数(人)	等級別内訳							
		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級
長次官	1	1							
研修所長	1		1						
部長	3		3						
課長	(6) 11			(6) 11					
係長	9					4	5		

職名別	定数(人)	等級別内訳							
		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級
参事官	(2) 6			(2) 5					
一般職員	76		1				10	38	28
公安調査局長	(4) 8		(3) 7	(1) 1					
公安調査局部長	(2) 15			(2) 15					
同係長	8					8			
同一般職員	71						7	40	24
地方公安調査局一般職員	53						2	32	19
計	(14) 263	1	(3) 13	(11) 32	-	12	24	110	71

(備考) ()の数字は、検事をもつて充てることができる人員で、内数である。

行政職俸給表(イ)の適用を受けるもの 19,201,000円

職名別	定数(人)	等級別内訳				
		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
技能労務職員	内 1 88				内 1 45	7

公安職俸給表(イ)の適用を受けるもの 617,201,000円

職名別	定数(人)	等級別内訳							
		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級
本庁課長補佐	(6) 26			(6) 26					
班長	40			40					
調査官	232				133	69	30		
研修所員	5		1	2	2				
専門職	17		3	14					
公安調査局課長	39		8	31					
課長補佐	40			40					
班長	64			51	13				
調査官	457			12	159	144	140	2	
地方公安調査局長	(1) 42	3	27	(1) 12					
課長	84			84					
課長補佐	12			10	2				

職名別	定数(人)	等級別内訳							
		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級
調査官	406			35	183	99	85	4	
計	(7) 1,464	3	39	(7) 357	492	312	255	6	-

(備考) ()の数字は、検事をもつて充てることができる人員で、内数である。

(2) 法務省主管 昭和38年度一般会計歳入予算額

部 款 項 目	昭和38年度 予算額 (千円)	前年度予算額 (千円)	比較増△減額 (千円)
政府資産整理収入	1,004	1,004	0
回収金等収入			
特別会計整理収入			
解散団体財産収入金	1,004	1,004	0
特別会計整理収入			
雑収入	12,023,759	7,921,595	4,102,164
国有財産利用収入	31,247	29,277	1,970
国有財産貸付収入	31,237	29,277	1,960
土地及水面貸付料	3,240	1,392	1,848
建物及物件貸付料	2,435	1,845	590
公務員宿舍貸付料	25,562	26,040	△ 478
諸収入	11,992,512	7,892,318	4,100,194
懲罰及没収金	8,233,191	4,567,044	3,666,147
罰金及科料	7,979,000	4,319,000	3,660,000
過料	44,543	37,167	7,376
没収金	209,648	210,877	△ 1,229
弁償及返納金	88,573	79,879	8,694
弁償及違約金	74,099	69,627	4,472
返納金	14,474	10,252	4,222
矯正官署作業収入	3,463,966	3,067,626	396,340
刑務所作業収入	3,412,377	3,019,803	392,574
少年院職業補導収入	50,687	47,126	3,561
婦人補導院職業補導収入	902	697	205
物品売払収入			
不用物品売払代	103,345	106,229	△ 2,884
雑収入	103,437	71,540	31,897
日雇労働者保険料被保険者負担金	3	24	△ 21

部 款 項 目	昭 和 38 年 度 予 算 額 (千 円)	前 年 度 予 算 額 (千 円)	比 較 増 △ 減 額 (千 円)
延 滞 金	3,914	3,548	366
期 満 後 収 入	38,947	27,619	11,328
雑 収	60,573	40,349	20,224
計	12,024,763	7,922,599	4,102,164

(3) 法務省所管 昭和38年度歳出予算項目別表

項 目	昭 和 38 年 度 予 算 額 (円)	前 年 度 予 算 額 (円)	比 較 増 △ 減 (円)
法 務 本 省	4,403,704,000	3,704,723,000	698,981,000
2 職 員 俸 給	425,639,000	388,131,000	57,508,000
3 扶 養 手 当	12,276,000	12,646,000	△ 370,000
3 暫 定 手 当	39,878,000	38,545,000	1,333,000
3 職 員 諸 手 当	15,921,000	15,402,000	519,000
3 職 員 特 別 手 当	147,140,000	124,315,000	22,825,000
4 超 過 勤 務 手 当	41,830,000	30,730,000	11,100,000
5 委 員 手 当	6,852,000	5,966,000	886,000
5 常 勤 職 員 給 与	2,268,000	1,998,000	270,000
5 非 常 勤 職 員 手 当	5,148,000	4,845,000	303,000
5 休 職 者 給 与	41,767,000	43,636,000	△ 1,869,000
5 公 務 災 害 補 償 費	38,053,000	33,807,000	4,246,000
5 退 官 退 職 手 当	883,482,000	733,753,000	149,729,000
5 臨 時 定 員 外 職 員 給 与	86,000	182,000	△ 96,000
6 諸 謝 金	15,417,000	14,821,000	596,000
6 証 人 等 被 害 給 付 金	300,000	300,000	0
7 報 償 費	1,632,000	1,908,000	△ 276,000
8 職 員 旅 費	23,992,000	22,696,000	1,296,000
8 人 権 侵 犯 事 件 調 査 旅 費	591,000	491,000	100,000
8 国 籍 関 係 調 査 旅 費	927,000	927,000	0
8 赴 任 旅 費	1,000,000	1,000,000	0
8 外 国 旅 費	9,797,000	8,797,000	100,000
8 委 員 旅 費	4,259,000	4,259,000	0
8 参 考 人 等 旅 費	40,000	40,000	0
9 庁 費	128,098,000	100,768,000	27,330,000
9 光 熱 水 料	7,690,000	7,690,000	0
9 図 書 購 入 費	23,915,000	21,915,000	2,000,000
9 通 信 専 用 料	146,044,000	131,066,000	14,978,000

項 目	昭 和 38 年 度 予 算 額 (円)	前 年 度 予 算 額 (円)	比 較 増 △ 減 (円)
9 国 会 図 書 館 支 部 庁 費	770,000	770,000	0
9 土 地 建 物 借 料	2,430,000	4,739,000	△ 2,309,000
9 各 所 修 繕	617,222,000	467,160,000	150,062,000
9 自 動 車 交 換 差 金	1,500,000	750,000	750,000
9 調 査 活 動 費	8,307,000	5,307,000	3,000,000
15 不 動 産 購 入 費	126,064,000	28,713,000	97,351,000
15 換 地 清 算 金	2,446,000	14,744,000	△ 12,298,000
16 更 生 保 護 会 補 助 金	16,350,000	13,551,000	2,799,000
16 法 律 扶 助 協 会 補 助 金	10,000,000	10,000,000	0
16 国 家 公 務 員 共 済 組 合 負 担 金	1,579,315,000	1,396,422,000	182,893,000
16 国 有 資 産 所 在 市 町 村 交 付 金	1,917,000	1,917,000	0
16 国 際 私 法 会 議 分 担 金	1,631,000	1,539,000	92,000
16 私 法 統 一 国 際 協 会 分 担 金	330,000	169,000	161,000
17 交 際 費	2,400,000	2,328,000	72,000
18 賠 償 償 還 及 払 戻 金	6,000,000	3,000,000	3,000,000
19 保 証 金	100,000	100,000	0
23 貸 費 生 貸 与 金	2,880,000	2,880,000	0
訟 務 費	74,777,000	67,249,000	7,528,000
6 諸 謝 金	8,000,000	6,305,000	1,695,000
8 訟 務 旅 費	20,929,000	20,169,000	760,000
9 庁 費	10,558,000	9,103,000	1,455,000
9 訴 訟 用 印 紙 類 購 入 費	6,451,000	7,863,000	△ 1,412,000
14 訟 務 調 査 委 託 費	1,709,000	1,709,000	0
18 賠 償 償 還 及 払 戻 金	130,000	100,000	30,000
19 保 証 金	27,000,000	22,000,000	5,000,000
外 国 人 登 録 事 務 費	111,324,000	196,381,000	△ 85,057,000
8 職 員 旅 費	276,000	614,000	△ 338,000
9 庁 費	142,000	218,000	△ 76,000
9 外 国 人 登 録 庁 費	6,412,000	41,152,000	△ 34,740,000
14 外 国 人 登 録 事 務 委 託 費	104,494,000	154,397,000	△ 49,903,000
法 務 官 署 施 設 費	1,090,298,000	704,716,000	385,582,000
6 諸 謝 金	20,000	20,000	0
8 職 員 旅 費	11,224,000	7,465,000	3,759,000
9 庁 費	8,489,000	6,359,000	2,130,000
15 施 設 費	1,070,565,000	690,872,000	379,693,000
法 務 収 容 施 設 費	1,087,827,000	823,949,000	263,878,000
6 諸 謝 金	50,000	50,000	0

項 目	昭和38年度 予算額 (円)	前年度予算額 (円)	比較増△減 (円)
8 職員旅費	14,788,000	14,279,000	509,000
9 庁費	10,623,000	11,205,000	△ 582,000
15 施設費	1,062,366,000	798,415,000	263,951,000
計	6,767,930,000	5,497,018,000	1,270,912,000
法務総合研究所	112,660,000	102,315,000	10,345,000
2 職員俸給	44,025,000	38,106,000	5,919,000
3 扶養手当	996,000	910,000	86,000
3 暫定手当	3,863,000	3,486,000	377,000
3 職員諸手当	1,536,000	1,238,000	298,000
3 職員特別手当	15,073,000	12,041,000	3,032,000
4 超過勤務手当	1,860,000	772,000	1,088,000
6 諸謝金	4,710,000	4,692,000	18,000
8 職員旅費	1,186,000	1,186,000	0
8 研修旅費	22,399,000	21,622,000	777,000
8 法務研究旅費	549,000	549,000	0
8 検察研究旅費	2,892,000	2,892,000	0
8 赴任旅費	208,000	208,000	0
9 庁費	10,410,000	12,308,000	△ 1,898,000
9 光熱水料	2,105,000	2,105,000	0
9 建物借料	200,000	200,000	0
9 統計機械借料	648,000	0	648,000
国連犯罪防止アジア地域研修 協力費	27,516,000	26,454,000	1,062,000
2 職員俸給	8,436,000	6,895,000	1,541,000
3 扶養手当	218,000	192,000	26,000
3 暫定手当	634,000	676,000	△ 42,000
3 職員諸手当	437,000	476,000	△ 39,000
3 職員特別手当	2,796,000	2,220,000	576,000
4 超過勤務手当	426,000	261,000	165,000
6 諸謝金	1,803,000	2,253,000	△ 450,000
8 職員旅費	325,000	264,000	61,000
8 研修旅費	2,491,000	2,832,000	△ 341,000
9 庁費	8,508,000	6,286,000	2,222,000
9 光熱水料	692,000	692,000	0
9 食糧費	750,000	0	750,000
15 施設費	0	3,407,000	△ 3,407,000
計	140,176,000	128,769,000	11,407,000
法 務 局	4,938,233,000	4,394,094,000	544,139,000

項 目	昭和38年度 予算額 (円)	前年度予算額 (円)	比較増△減 (円)
2 職員俸給	2,766,423,000	2,499,996,000	266,427,000
3 扶養手当	106,537,000	103,573,000	2,964,000
3 暫定手当	113,863,000	91,936,000	21,927,000
3 職員諸手当	212,245,000	202,708,000	9,537,000
3 職員特別手当	916,321,000	816,310,000	100,011,000
4 超過勤務手当	221,251,000	180,450,000	40,801,000
6 諸謝金	2,272,000	1,390,000	882,000
7 報償費	74,000	74,000	0
8 職員旅費	48,513,000	48,275,000	238,000
8 人権侵犯事件調査旅費	8,042,000	5,542,000	2,500,000
8 国籍関係調査旅費	4,486,000	4,486,000	0
8 測量技術講習旅費	4,145,000	355,000	3,790,000
8 赴任旅費	32,813,000	23,963,000	8,850,000
8 委員旅費	8,344,000	8,344,000	0
9 庁費	347,299,000	316,227,000	31,072,000
9 光熱水料	24,316,000	16,703,000	7,613,000
9 地図整備費	32,718,000	14,225,000	18,493,000
9 土地建物借料	23,492,000	21,598,000	1,894,000
9 自動車交換差金	8,250,000	3,000,000	5,250,000
13 渡切費	27,882,000	20,488,000	7,394,000
16 国有資産所在市町村交付金	912,000	676,000	236,000
17 交際費	810,000	162,000	648,000
18 人権擁護委員実費弁償金	27,225,000	13,613,000	13,612,000
登 記 諸 費	626,169,000	483,431,000	142,738,000
8 登記登録旅費	50,692,000	40,762,000	9,930,000
9 庁費	365,477,000	292,669,000	72,808,000
25 供託金利息	210,000,000	150,000,000	60,000,000
計	5,564,402,000	4,877,525,000	686,877,000
最 高 検 察 庁	118,271,000	104,705,000	13,566,000
2 職員俸給	63,906,000	58,724,000	5,182,000
3 扶養手当	1,198,000	1,205,000	△ 7,000
3 暫定手当	6,338,000	6,254,000	84,000
3 職員諸手当	6,208,000	5,968,000	240,000
3 職員特別手当	21,740,000	18,490,000	3,250,000
4 超過勤務手当	1,926,000	1,490,000	436,000
6 諸謝金	25,000	25,000	0
7 報償費	2,188,000	2,167,000	21,000

項 目	昭和38年度 予算額 (円)	前年度予算額 (円)	比較増△減 (円)
8 職員旅費	2,514,000	1,725,000	789,000
8 赴任旅費	357,000	357,000	0
9 庁費	7,014,000	4,874,000	2,140,000
9 光熱水料	1,017,000	601,000	416,000
9 自動車交換差金	750,000	750,000	0
9 調査活動費	2,450,000	1,450,000	1,000,000
16 国有資産所在市町村交付金	140,000	140,000	0
17 交際費	500,000	485,000	15,000
高等検察庁	573,384,000	523,556,000	49,828,000
2 職員俸給	347,598,000	324,289,000	23,309,000
3 扶養手当	8,827,000	8,981,000	△ 154,000
3 暫定手当	29,701,000	28,979,000	722,000
3 職員諸手当	19,446,000	18,814,000	632,000
3 職員特別手当	118,052,000	101,725,000	16,327,000
4 超過勤務手当	10,225,000	7,564,000	2,661,000
6 諸謝金	103,000	103,000	0
7 報償費	3,504,000	3,472,000	32,000
8 職員旅費	2,094,000	2,265,000	△ 171,000
8 赴任旅費	983,000	983,000	0
9 庁費	17,453,000	15,739,000	1,714,000
9 光熱水料	3,408,000	2,442,000	966,000
9 自動車交換差金	3,750,000	2,250,000	1,500,000
9 調査活動費	6,480,000	4,480,000	2,000,000
16 国有資産所在市町村交付金	1,360,000	1,230,000	130,000
17 交際費	400,000	240,000	160,000
地方検察官署	6,455,267,000	5,856,277,000	598,990,000
2 職員俸給	3,934,240,000	3,560,820,000	373,420,000
3 扶養手当	125,398,000	162,731,000	△ 1,333,000
3 暫定手当	220,888,000	193,592,000	27,296,000
3 職員諸手当	321,395,000	309,068,000	12,327,000
3 職員特別手当	1,317,468,000	1,180,900,000	136,568,000
4 超過勤務手当	140,520,000	118,080,000	22,440,000
6 諸謝金	560,000	560,000	0
7 報償費	30,385,000	30,771,000	△ 386,000
8 職員旅費	21,872,000	22,562,000	△ 690,000
8 赴任旅費	37,396,000	28,191,000	9,205,000
8 司法警察職員修習旅費	4,956,000	4,956,000	0
8 司法修習生旅費	236,000	236,000	0

項 目	昭和38年度 予算額 (円)	前年度予算額 (円)	比較増△減 (円)
9 庁費	192,672,000	191,306,000	1,366,000
9 光熱水料	38,472,000	29,664,000	8,808,000
9 採証器具費	4,307,000	4,307,000	0
9 土地建物借料	4,587,000	4,012,000	575,000
9 自動車交換差金	18,000,000	17,250,000	750,000
9 調査活動費	33,775,000	20,775,000	13,000,000
9 無電機材費	0	5,081,000	△ 5,081,000
16 国有資産所在市町村交付金	6,670,000	6,520,000	150,000
17 交際費	1,470,000	895,000	575,000
検 察 費	604,377,000	532,643,000	71,734,000
6 諸謝金	5,503,000	5,503,000	0
8 検察旅費	268,241,000	265,914,000	2,327,000
8 参考人等旅費	12,210,000	12,210,000	0
8 選挙取締旅費	31,283,000	24,026,000	7,257,000
9 庁費	270,386,000	211,446,000	58,940,000
9 選挙取締庁費	15,754,000	12,544,000	3,210,000
20 刑事補償金	1,000,000	1,000,000	0
計	7,751,299,000	7,017,181,000	734,118,000
矯正官署	227,190,000	209,051,000	18,139,000
2 職員俸給	117,333,000	106,030,000	11,303,000
3 扶養手当	3,583,000	3,777,000	△ 194,000
3 暫定手当	9,055,000	9,022,000	33,000
3 職員諸手当	10,638,000	10,857,000	△ 219,000
3 職員特別手当	40,075,000	35,716,000	4,359,000
4 超過勤務手当	5,293,000	4,982,000	311,000
5 非常勤職員手当	972,000	972,000	0
5 委員手当	296,000	152,000	144,000
6 諸謝金	1,021,000	1,021,000	0
7 報償金	149,000	149,000	0
8 職員旅費	2,228,000	2,228,000	0
8 研修旅費	17,885,000	17,885,000	0
8 赴任旅費	1,344,000	1,344,000	0
8 委員旅費	77,000	77,000	0
9 庁費	11,733,000	9,418,000	2,315,000
9 光熱水料	1,636,000	1,618,000	18,000
9 自動車交換差金	3,000,000	3,000,000	0
16 国有資産所在市町村交付金	819,000	803,000	16,000
17 交際費	80,000	0	80,000

項	目	昭和38年度 予算額 (円)	前年度予算額 (円)	比較増△減額 (円)
刑務所		9,958,289,000	9,161,982,000	796,307,000
2	職員俸給	5,621,449,000	5,152,878,000	468,571,000
3	扶養手当	266,207,000	274,323,000	△ 8,116,000
3	暫定手当	325,700,000	298,592,000	27,108,000
3	職員諸手当	210,064,000	198,979,000	11,085,000
3	職員特別手当	1,915,785,000	1,716,140,000	199,645,000
4	超過勤務手当	1,227,692,000	1,162,259,000	65,433,000
5	非常勤職員手当	13,652,000	12,961,000	691,000
6	諸謝金	730,000	730,000	0
7	報償金	848,000	848,000	0
8	職員旅費	12,729,000	12,729,000	0
8	赴任旅費	23,986,000	23,986,000	0
9	庁費	144,048,000	140,699,000	3,349,000
9	光熱水料	9,265,000	8,655,000	610,000
9	看守等被服費	65,988,000	65,988,000	0
9	警備用器具費	8,515,000	8,215,000	300,000
9	収容施設備品費	96,416,000	74,587,000	21,829,000
9	土地建物借料	975,000	802,000	173,000
9	自動車交換差金	13,500,000	8,250,000	5,250,000
16	国有資産所在市町村交付金	740,000	361,000	379,000
刑務所収容費		3,193,372,000	3,090,504,000	102,868,000
6	諸謝金	14,581,000	12,346,000	2,235,000
6	被収容者作業賞与金	250,378,000	187,636,000	62,742,000
6	被収容者作業死傷手当	2,186,000	1,393,000	793,000
8	収容業務旅費	60,878,000	60,878,000	0
8	護送旅費	124,528,000	124,528,000	0
8	被収容者旅費	23,387,000	23,387,000	0
8	帰宅旅費	3,500,000	3,500,000	0
9	収容諸費	557,649,000	506,427,000	51,222,000
9	光熱水料	139,248,000	129,998,000	9,250,000
9	被収容者被服費	146,124,000	153,323,000	△ 7,199,000
9	被収容者食糧費	1,654,086,000	1,700,444,000	△ 46,358,000
18	都道府県警察実費弁償金	216,827,000	186,644,000	30,183,000
刑務所作業費		1,611,057,000	1,516,124,000	94,933,000
6	諸謝金	1,944,000	1,156,000	788,000
8	職員旅費	18,488,000	17,287,000	1,201,000
9	作業諸費	327,805,000	269,754,000	58,051,000

項	目	昭和38年度 予算額 (円)	前年度予算額 (円)	比較増△減額 (円)
9	光熱水料	71,419,000	62,430,000	8,989,000
9	作業場等借料	650,000	650,000	0
9	物品税	500,000	500,000	0
9	木材引取税	100,000	200,000	△ 100,000
10	原材料費	1,190,051,000	1,164,047,000	26,004,000
18	賠償償還及払戻金	100,000	100,000	0
少年院		1,479,591,000	1,316,940,000	162,651,000
2	職員俸給	847,285,000	752,338,000	94,947,000
3	扶養手当	33,894,000	33,611,000	283,000
3	暫定手当	37,762,000	30,452,000	7,310,000
3	職員諸手当	44,526,000	43,107,000	1,419,000
3	職員特別手当	282,986,000	247,900,000	35,086,000
4	超過勤務手当	155,368,000	138,868,000	16,500,000
5	非常勤職員手当	1,152,000	1,037,000	115,000
6	諸謝金	351,000	351,000	0
7	報償費	258,000	258,000	0
8	職員旅費	3,104,000	3,104,000	0
8	赴任旅費	4,683,000	4,683,000	0
9	庁費	27,701,000	26,609,000	1,092,000
9	光熱水料	1,714,000	1,714,000	0
9	看守等被服費	8,791,000	8,747,000	44,000
9	警備用器具費	2,313,000	1,253,000	1,060,000
9	収容施設備品費	26,904,000	22,120,000	4,784,000
9	土地建物借料	787,000	781,000	6,000
16	国有資産所在市町村交付金	12,000	7,000	5,000
少年院収容費		567,929,000	536,418,000	31,511,000
6	諸謝金	15,070,000	13,856,000	1,214,000
6	職業補導賞与金	5,104,000	4,632,000	472,000
6	職業補導死傷手当	150,000	100,000	50,000
8	収容業務旅費	1,038,000	1,038,000	0
8	護送旅費	25,253,000	21,125,000	4,128,000
8	被収容者旅費	1,723,000	1,851,000	△ 128,000
8	帰宅旅費	249,000	249,000	0
9	収容諸費	169,903,000	145,059,000	24,844,000
9	光熱水料	22,774,000	22,774,000	0
9	被収容者被服費	33,860,000	33,860,000	0
9	被収容者食糧費	256,600,000	258,687,000	△ 2,087,000
10	原材料費	36,205,000	33,187,000	3,018,000

項 目	昭和38年度 予算額 (円)	前年度予算額 (円)	比較増△減額 (円)
少年鑑別所	670,449,000	593,916,000	76,533,000
2 職員俸給	366,892,000	330,923,000	35,969,000
3 扶養手当	14,772,000	14,779,000	△ 7,000
3 暫定手当	21,706,000	20,611,000	1,095,000
3 職員諸手当	31,103,000	30,532,000	571,000
3 職員特別手当	124,195,000	109,656,000	14,539,000
4 超過勤務手当	65,464,000	47,948,000	17,516,000
5 非常勤職員手当	1,656,000	1,491,000	165,000
6 諸謝金	273,000	264,000	9,000
7 報償費	147,000	147,000	0
8 職員旅費	2,792,000	2,736,000	56,000
8 赴任旅費	1,868,000	1,868,000	0
9 庁費	15,159,000	15,081,000	78,000
9 光熱水料	891,000	853,000	38,000
9 看守等被服費	2,793,000	2,735,000	58,000
9 警備用器具費	706,000	706,000	0
9 収容施設備品費	19,339,000	12,893,000	6,446,000
9 土地建物借料	683,000	683,000	0
16 国有資産所在市町村交付金	10,000	10,000	0
少年鑑別所収容費	161,452,000	147,187,000	14,265,000
6 諸謝金	1,761,000	2,016,000	△ 255,000
8 収容業務旅費	1,447,000	1,293,000	154,000
8 護送旅費	33,766,000	29,743,000	4,023,000
8 被収容者旅費	3,311,000	3,334,000	△ 23,000
8 帰宅旅費	71,000	56,000	15,000
9 収容諸費	42,641,000	37,057,000	5,584,000
9 光熱水料	6,274,000	6,140,000	134,000
9 被収容者被服費	8,170,000	8,170,000	0
9 被収容者食糧費	64,011,000	59,378,000	4,633,000
婦人補導院	44,366,000	41,869,000	2,497,000
2 職員俸給	23,077,000	21,170,000	1,907,000
3 扶養手当	513,000	513,000	0
3 暫定手当	2,082,000	2,006,000	76,000
3 職員諸手当	1,462,000	1,484,000	△ 22,000
3 職員特別手当	7,915,000	7,159,000	756,000
4 超過勤務手当	4,187,000	3,895,000	292,000
5 非常勤職員手当	1,030,000	954,000	76,000

項 目	昭和38年度 予算額 (円)	前年度予算額 (円)	比較増△減額 (円)
6 諸謝金	13,000	13,000	0
7 報償費	14,000	14,000	0
8 職員旅費	263,000	263,000	0
8 赴任旅費	223,000	223,000	0
9 庁費	1,373,000	1,395,000	△ 22,000
9 光熱水料	135,000	125,000	10,000
9 看守等被服費	327,000	327,000	0
9 警備用器具費	102,000	0	102,000
9 収容施設備品費	1,650,000	2,328,000	△ 678,000
婦人補導院収容費	18,015,000	17,258,000	757,000
6 諸謝金	527,000	332,000	195,000
6 職業補導賞与金	1,728,000	1,680,000	48,000
6 職業補導死傷手当	30,000	10,000	20,000
8 収容業務旅費	28,000	28,000	0
8 護送旅費	1,209,000	1,334,000	△ 125,000
8 被収容者旅費	190,000	216,000	△ 26,000
8 帰宅旅費	111,000	129,000	△ 18,000
9 収容諸費	5,228,000	4,088,000	1,140,000
9 光熱水料	937,000	903,000	34,000
9 被収容者被服費	798,000	930,000	△ 132,000
9 被収容者食糧費	6,437,000	6,997,000	△ 560,000
10 原材料費	792,000	611,000	181,000
計	17,931,710,000	16,631,249,000	1,300,461,000
更生保護官署	786,750,000	695,709,000	91,041,000
2 職員俸給	459,971,000	406,121,000	53,850,000
3 扶養手当	14,362,000	15,282,000	△ 920,000
3 暫定手当	28,760,000	27,559,000	1,201,000
3 職員諸手当	44,015,000	42,105,000	1,910,000
3 職員特別手当	155,120,000	132,097,000	23,023,000
4 超過勤務手当	21,639,000	15,626,000	6,013,000
6 諸謝金	276,000	276,000	0
7 報償費	184,000	184,000	0
8 職員旅費	3,446,000	2,879,000	567,000
8 仮釈放等審査旅費	15,613,000	14,354,000	1,259,000
8 赴任旅費	2,968,000	2,968,000	0
8 委員旅費	171,000	171,000	0
9 庁費	33,051,000	30,699,000	2,352,000
9 光熱水料	3,357,000	2,164,000	1,193,000

項 目	昭和38年度 予算額 (円)	前年度予算額 (円)	比較増△減額 (円)
9 土地建物借料	762,000	762,000	0
9 自動車交換差金	2,250,000	2,250,000	0
16 国有資産所在市町村交付金	235,000	212,000	23,000
17 交 際 費	570,000	0	570,000
補 導 援 護 費	591,007,000	507,990,000	83,017,000
6 諸 謝 金	1,006,000	1,006,000	0
6 食 事 費 給 与 金	541,000	573,000	△ 32,000
8 補 導 援 護 旅 費	19,971,000	20,728,000	△ 757,000
9 庁 費	21,868,000	18,998,000	2,870,000
9 被 保 護 者 被 服 費	3,291,000	3,483,000	△ 192,000
14 更 生 保 護 委 託 費	128,818,000	107,449,000	21,369,000
18 保 護 司 実 費 弁 償 金	415,512,000	355,753,000	59,759,000
計	1,377,757,000	1,203,699,000	174,058,000
地 方 入 国 管 理 官 署	710,630,000	632,139,000	78,491,000
2 職 員 俸 給	381,515,000	348,884,000	32,631,000
3 扶 養 手 当	16,689,000	16,767,000	△ 78,000
3 暫 定 手 当	29,004,000	25,935,000	3,069,000
3 職 員 諸 手 当	22,130,000	21,221,000	909,000
3 職 員 特 別 手 当	131,582,000	118,625,000	12,957,000
4 超 過 勤 務 手 当	38,402,000	32,742,000	5,660,000
6 諸 謝 金	350,000	20,000	330,000
7 報 償 費	365,000	365,000	0
8 職 員 旅 費	4,886,000	4,017,000	869,000
8 赴 任 旅 費	6,030,000	6,030,000	0
8 航 海 日 当 食 卓 料	591,000	591,000	0
8 証 人 旅 費	52,000	52,000	0
8 参 考 人 旅 費	49,000	49,000	0
9 庁 費	32,086,000	22,598,000	9,488,000
9 光 熱 水 料	4,669,000	1,858,000	2,811,000
9 正 規 入 国 密 査 費	7,044,000	2,458,000	4,586,000
9 舟 艇 維 持 費	10,678,000	6,670,000	4,008,000
9 装 備 用 器 具 費	6,189,000	6,189,000	0
9 土 地 建 物 借 料	3,499,000	4,295,000	△ 796,000
9 調 査 活 動 費	8,305,000	4,305,000	4,000,000
9 自 動 車 交 換 差 金	0	750,000	△ 750,000
15 舟 艇 建 造 費	6,100,000	7,452,000	△ 1,352,000
16 国 有 資 産 所 在 市 町 村 交 付 金	285,000	266,000	19,000
17 交 際 費	130,000	0	130,000

項 目	昭和38年度 予算額 (円)	前年度予算額 (円)	比較増△減額 (円)
護 送 収 容 費	81,413,000	82,164,000	△ 751,000
5 非 常 勤 職 員 手 当	1,236,000	1,179,000	57,000
6 諸 謝 金	453,000	453,000	0
8 職 員 旅 費	7,639,000	7,899,000	△ 260,000
8 護 送 旅 費	27,296,000	27,296,000	0
8 被 収 容 者 旅 費	1,879,000	1,879,000	0
8 海 難 救 助 旅 費	95,000	95,000	0
8 証 人 等 旅 費	5,000	5,000	0
9 収 容 諸 費	6,958,000	3,666,000	3,292,000
9 光 熱 水 料	3,269,000	4,537,000	△ 1,268,000
9 護 送 備 船 費	13,182,000	13,182,000	0
9 被 収 容 者 被 服 費	961,000	961,000	0
9 海 難 外 国 人 送 還 庁 費	411,000	411,000	0
9 被 護 送 収 容 者 食 糧 費	18,029,000	20,601,000	△ 2,572,000
計	792,043,000	714,303,000	77,740,000
公 安 審 査 委 員 会	10,453,000	9,997,000	456,000
2 職 員 俸 給	4,035,000	3,592,000	443,000
3 扶 養 手 当	77,000	107,000	△ 30,000
3 暫 定 手 当	404,000	391,000	13,000
3 職 員 諸 手 当	469,000	441,000	28,000
3 職 員 特 別 手 当	1,392,000	1,160,000	232,000
4 超 過 勤 務 手 当	144,000	108,000	36,000
5 委 員 手 当	2,678,000	3,047,000	△ 369,000
8 職 員 旅 費	70,000	70,000	0
8 委 員 旅 費	98,000	98,000	0
9 庁 費	622,000	522,000	100,000
9 光 熱 水 料	354,000	354,000	0
17 交 際 費	110,000	107,000	3,000
公 安 調 査 庁	1,890,470,000	1,697,824,000	192,646,000
2 職 員 俸 給	711,456,000	634,041,000	77,415,000
3 扶 養 手 当	23,261,000	24,786,000	△ 1,525,000
3 暫 定 手 当	54,023,000	50,262,000	3,761,000
3 職 員 諸 手 当	46,198,000	41,504,000	4,694,000
3 職 員 特 別 手 当	243,182,000	199,990,000	43,192,000
4 超 過 勤 務 手 当	37,456,000	20,192,000	17,264,000
6 諸 謝 金	1,016,000	866,000	150,000
8 職 員 旅 費	1,002,000	1,002,000	0

項 目	昭和38年度 予算額 (円)	前年度予算額 (円)	比較増△減額 (円)
8 団体等調査旅費	68,527,000	61,527,000	7,000,000
8 研修旅費	5,437,000	5,437,000	0
8 赴任旅費	5,728,000	5,728,000	0
8 参考人等旅費	29,000	29,000	0
9 庁費	84,903,000	76,816,000	8,087,000
9 光熱水料	5,555,000	4,718,000	837,000
9 土地建物借料	1,107,000	1,447,000	△ 340,000
9 自動車交換差金	3,000,000	1,500,000	1,500,000
9 公安調査官調査活動費	597,694,000	567,694,000	30,000,000
16 国有資産所在市町村交付金	191,000	188,000	3,000
17 交際費	705,000	97,000	608,000
法務省所管合計	42,226,240,000	37,777,565,000	4,448,675,000

2. 財 産 昭和36年度法務省所管組織別国有財産現在額表 (1)
行政財産・公用財産

組織別	土 地		立 木 竹		建 坪 数
	坪 数 (坪)	価 格 (円)	本 立 方 米 数 束	価 格	
法務本省	83,550	5,939,277,221	2,088 0 0	3,457,842 0 0	16,726.813 37,062.813
検 察 庁	287,387	4,254,379,393	1,825 57.893 0	2,603,623 45,616 0	66,250.17 94,643.57
法 務 局	204,906.36	1,932,539,591	1,265 9.34 0	1,425,972 32,681 0	49,182.16 60,032.55
矯正管区	21,160	459,222,627	27 0 0	9,724 0 0	3,702.75 5,224.75
拘 置 所	108,336	1,831,055,925	188 0 0	260,808 0 0	23,320.25 38,053.25
刑 務 所	10,285,268.057	10,738,122,921	13,715 15,364 1,000	4,523,091 18,179,901 96,614	346,462.647 409,194.180
少年刑務所	779,346	885,063,042	5,731 0 0	173,611 0 0	35,376.735 43,020.735
少 年 院	1,567,524.5	1,791,438,634	4,260 953.664 35	2,400,929 2,574,800 10,710	85,529.23 97,890.088
少年鑑別所	103,163.39	918,860,672	686 0 0	862,104 0 0	18,413.56 21,440.56
委員会及び 保護観察所	20,485	403,764,557	110 1 0	79,822 16,254 0	5,171.07 7,515.07
公安調査局	7,464	156,127,115	29 1 0	12,679 1,167 0	2,789.69 4,167.69
入国者收容所 及び入国管理 事務所	52,088	369,207,190	170 0 0	52,190 0 0	8,097.16 11,874.16
法務総合研究 所支所	546	6,180,720	8 0 0	2,715 0 0	73 143
婦人補導院	20,881	44,844,867	739 0 0	375,745 0 0	2,378 2,798
計	13,542,105.307	29,730,084,475	30,841 16,386.897 1,035	16,240,315 20,850,479 107,324	663,473.235 833,060.416
普通財産	3,938.5	408,940,471	0 0 0	0 0 0	454.07 451.07
総 計	13,546,043.807	30,139,024,946	30,841 16,386.897 1,035	16,240,315 20,850,479 107,324	663,924.305 833,511.486

昭和36年度法務省所管組織別国有財産現在額表 (2)

物	工作物		船		地上権等		計
	価 格 (円)	価 格 (円)	隻 数	価 格 (円)	坪 数 (坪)	価 格 (円)	
	1,836,637,664	545,354,376	0	0	124	278,969	8,325,006,072
	3,247,776,523	561,501,948	0	0	21	230,076	8,066,537,179
	1,590,640,501	157,472,835	0	0	0	0	3,682,111,580
	132,221,955	13,238,292	0	0	0	0	604,692,598
	924,463,853	234,488,039	0	0	0	0	2,990,268,625
	6,012,480,201	1,360,280,157	1	107,206	0	0	18,133,790,091
	437,499,061	109,576,673	1	2,722,497	0	0	1,435,034,884
	2,178,753,196	442,357,117	1	103,237	0	0	4,417,638,683
	625,879,923	99,872,918	0	0	0	0	1,645,475,617
	232,868,863	34,964,128	0	0	0	0	671,693,624
	101,578,919	15,591,688	0	0	0	0	273,311,568
	329,899,654	89,133,485	14	49,294,322	0	0	837,586,841
	2,307,198	651,201	0	0	0	0	9,141,294
	62,403,175	20,772,267	0	0	0	0	128,396,054
	17,715,410,686	3,685,255,124	17	52,227,262	145	509,045	51,220,684,710
	3,655,001	0	0	0	0	0	412,595,472
	17,719,065,687	3,685,255,124	17	52,227,262	145	509,045	51,633,280,182

業 務 の 概 況

本 省

- I. 内 部 部 局 (59頁)
- II. 附 属 機 関 (235頁)
- III. 地 方 支 分 部 局 (261頁)

I. 内 部 部 局

(1) 大臣官房

法務省設置法第3条, 第5条 法務省組織令第1条~第8条の4

秘書課

法務省組織令第1条, 第2条 法務省組織規程第2条

- 公文書の接授その他 公文書類の接受件数 7,483件, 同発送件数 36,706件, 法務専用電信取扱接受件数 177,954件, 同発送件数 129,859件, 保存のため引継を受けた記録 582冊, 同帳簿 144冊, 廃棄手続を終えた記録 1,529冊, 同帳簿 241冊.

2. 会 同

年月日	件 名	協 議 事 項
37. 2. 8	検 事 長 会 同	人事に関する事項
37. 6. 7 8	検事長・検事正会同	1. 選挙違反の取締りを実効あらしめる方策, 特に, 指向すべき重点その他について 2. 全国区違反事件の捜査, 処理の統一について 3. 違反者の取調べ, 特に身柄の拘束について
37. 8. 1	検 事 長 会 同	人事に関する事項
37. 11. 26	検 事 長 会 同	人事, 臨時司法制度調査会に関する事項

3. 機構改革に基づく部局及び諸機関の改廃, 新設等

- 松本少年刑務所新設等 (刑務所, 少年刑務所及び拘置所組織規程の一部を改正する省令 (昭和37. 3. 28法務省令第20号)). (矯正局の記述 122 頁参照)
- 巢鴨刑務所廃止 (平和条約第11条による刑の執行及び赦免等に関する法律を廃止する法律 (昭和37. 3. 29法律第42号)). (矯正局の記述 122 頁参照)
- 横浜入国者収容所新設等 (法務省設置法の一部を改正する法律 (昭和37. 3. 31 法律第54号)). (入国管理局の記述 209 頁参照)
- 岡崎医療刑務支所新設等 (刑務所, 少年刑務所及び拘置所組織規程の一部を改正する省令 (昭和37. 9. 28法務省令第63号)). (矯正局の記述 122 頁参照)

広報連絡室

法務省組織令第1条, 第2条 法務省組織規程第3条

- 広報事務 昭和37年中には下期の業務を行なつた. (1) 法務大臣及び各局課係官の談話の発表. (2) 特殊案件の新聞発表. (3) 新聞・放送記者との定期会見. (4) 内閣広報室における各省庁広報課長会議 (政府刊行物普及協議会を兼ねる) 12回. (5) NHK

キャンペーン会議12回。(6) 映画会19回。(7) 刊行物 (内訳下記のとおり)。

種別	題名	数量	種別	題名	数量	
(イ)ポスター	憲法週間	10,000枚	(ロ)パンフレット	人権週間	20,000枚	
	社会を明るくする運動	20,000枚		社会を明るくする運動	2,000枚	
	住民登録届出励行週間	20,000枚		(ハ)リーフレット	人権週間	20,000枚
	法の日週間	30,000枚		(ニ)映画	検察庁	2巻

(8) 講演会等 (イ) 憲法週間 講演会 (地方23回)、模擬法廷 (地方3回)、座談会 (地方8回)、法律相談所の開設 (地方32回)、常設映画館におけるスライド映写 (地方21カ所)、裁判所見学 (地方7カ所)、作文募集 (地方2回)、広報車による趣旨呼びかけ (地方1カ所)、映画上映 (地方2回)、その他テレビ・ラジオ放送、新聞記事掲載多数。

(ロ) 「法の日」週間 記念式典 (中央1回、地方3カ所)、座談会 (地方47カ所)、講演会 (中央から講師派遣1カ所)、出張講演 (中央9回、地方133回)、無料法律相談所 (中央9カ所、地方42カ所)、標語・作文募集 (地方3カ所)、法律討論会・弁論大会 (地方4カ所)、模擬裁判 (地方3カ所)。その他テレビ・ラジオ放送、新聞記事掲載多数。(9) ラジオ・テレビ放送 (イ) NHK番組放送 (全国94回、地方211局385回)、スポット・ステブレ放送 (全国5回、地方10局20回)。(ロ) 民間放送 (日本短波放送及び総理府提供番組の双方を除く) 放送回数不明であるが、ほぼNHKと同回数と推定する。(ハ) 日本短波放送「交通裁判所の窓口」ほか8テーマ。(ニ) 総理府提供番組 (a)ニッポン放送「日本の動き」「繁盛する供託所」ほか2テーマ、(b)日本テレビ「9,000万人の広場」「看守の記録」、(c)文化放送「日本の動き」「法と国民生活」ほか1テーマ。(ロ) 官報資料版「わが国の刑事補償制度」ほか17編。(11) 世論調査 総理府広報室に依頼し、戸籍及び住民登録制度について10月に調査を実施した。

2. 渉外連絡事務 在日外国公館及び駐留軍との渉外連絡事務、日米安保条約に基づく行政協定による日米合同委員会裁判管轄権分科委員会に関する事務、国際連合等国際機関・国際会議等との連絡等の事務、部内職員の海外渡航に関する事務、渉外関係資料とくに所管法令の英訳文及び所管業務についての英文解説資料等の作成を行なっている。その実施状況は下記のとおりである。

(1) 国際会議の開催 5月8日から21日まで国連の主催で、「国際連合アジア地域人権セミナー」が東京都港区高輪プリンス・ホテルで開催され、法務省及び外務省が中心となり会議を運営した。(イ) 参加国 オーストラリア、セイロン、中華民国、マラヤ、香港、インド、インドネシア、イラン、ネパール、ニュージーランド、北ボルネオ、パキスタン、フィリピン、韓国、ベトナム、サラワク、シンガポール、タイ及び日本の19カ国 (その他政府機関オブザーバーとして、フランス、イスラエル、リベリア、アメリカ合衆国及び日本、更に関係国際機関団体から WHO 代表ほか多数が参加した)。(ロ) 会議の議題「家族法における婦人の地位に関連して (a)婚姻、(b)親権、(c)独身婦人の法

的地位、(d)相続権、(e)家族法における婦人の地位に影響を与える社会的要因」について討議された。(2) 日米合同委員会裁判管轄権分科委員会2回。(3) 外務省技術援助連絡会議3回。(4) 外国公館職員、駐留軍関係者その他の来朝者の法務省及び所管各庁への訪問見学等33回。(5) 海外渡航手続取扱件数39件 (内訳下表のとおり)。

と き	旅行先	旅行の目的	渡航者名
昭和 37. 1. 30~ 2. 5	韓 国	治安事情視察並びに連絡	公安調査庁検事 深沢保二郎
37. 2. 12~ 2. 19	香港、マカオ	〃	近畿公安調査局事務官 畑中富太郎
37. 2. 18~ 3. 10	インド、タイ 香港	アジア地域人権セミナーに出席 その他人権保障の実情調査	人権擁護局総務課長検事 小泉初男
37. 3. 20~ 6. 19	欧米各国	37年度在外研究員として刑法、 刑法の運用の調査及び国際刑法 等のセミナー出席	刑事局公安課長検事 川井英良
37. 4. 7~ 7. 19	欧州各国	37年度在外研究員として各種国 際会議等に出席のため	民事局検事 村岡二郎
37. 7. 4~ 8. 20	ドイツ外欧州 各国	ドイツ政府招へい、外欧州各国 の検察制度視察	次長検事 長部謙吾
37. 7. 1~ 7. 12	ホノルル	米国人ヤングイストを米国に強 制送還するため	川崎入国者収容所入国警 備官 横山英太郎
〃	〃	〃	〃 千葉 誠
37. 8. 23~ 10. 29	イタリア外5 カ国	ローマにおける I C A O 法律委 員会に出席その他	刑事局総務課長検事 辻辰三郎
37. 9. 4~ 9. 19	インド外5カ 国	治安事情視察並びに連絡	公安調査庁事務官 畠中達夫
〃	〃	〃	〃 能仁充平
37. 9. 21~ 10. 16	カナダ、アメ リカ	訟務事件の研究及び調査のため	訟務局検事 青木 康
37. 10. 28~ 11. 21	欧州各国	治安事情視察並びに連絡のため	公安調査庁検事 長山頼正
37. 2. 26~ 9. 10	スイス、ドイ ツ、オースト リアその他	1961年度国連奨学生として酷 刑の処遇等研究のため	東京地方検察庁検事 安西 温
37. 3. 17~ 7. 16	米 国	1961年度国連奨学生として出入 国管理制度の研究のため	入国管理局事務官 長谷川 清

37. 9.28~ 38. 7.10	フランス	1962年度仏政府技術協力給費生として	中野刑務所技官 篠田勝郎
37. 3.13~ 3.18	香港	オランダ船「ロッテルダム」号乗客・船員の上陸審査のため	入国管理局事務官兼審査官 黒須修
"	"	"	下関入国管理事務所審査官 飯塚五郎
37. 3.22~ 3.27	香港	招待飛行	鹿児島入国管理事務所審査官 宮野直広
37. 3.25~ 3.31	インドネシア	"	入国管理局警備課長検事 平塚子一
37. 7. 9~ 38. 9.30	米 国	ミシガン大学に留学し刑法における証拠開示についての研究	東京地方検察庁検事 藤永幸治
37. 7.20~ 7.29	沖 縄	剣道大会参加のため	矯正局教官 横田正行
37. 6. 9~ 7.14	欧州各国	更生保護事業視察のため	新潟保護観察所長事務官 大島恭範
37. 6.28~ 7. 3	沖 縄	矯正施設視察及び職員研修のため	中央矯正審議会委員 正木亮
"	"	"	矯正局長 大沢一郎
"	"	"	福岡矯正管区長 本田清一
"	"	"	福岡刑務所長 松本貞夫
"	"	"	福岡刑務所分類室長 与儀清繁
37. 8.20~ 8.23	米 国 (ホノルル)	ホノルル飛行場新施設と出入国者の審査状況視察のため	羽田入国管理事務所審査官 岡崎熊雄
37. 9.18~ 10. 2	沖 縄	技術援助に基づく事務指導のため	民事局第一課長 池川良正
"	"	"	民事局第四課長 味村治
37.10. 2~ 11. 2	"	"	訟務局検事 岡本元夫
37.10.26~ 11.23	米 国	国際警察長官協会の招請により同協会との連絡等のため	公安調査庁長官 斎藤三郎
37.10.17~ 11.23	"	"	公安調査庁検事 梶原正雄

"	"	"	" 豊岡 勇
37.11.18~ 12.17	沖 縄	技術援助計画による事務指導のため	法務総合研究所検事 田村秀策
37.11.18~ 12.10	アラブ共和国 外欧州各国	外国人退去手続及び出入国審査状況視察のため	入国管理局検事 神崎量平
37.11.21~ 12.11	オーストラリア, ニュージーランド, 香港, 中華民国	出入国審査手続の調査研究のため	横浜入国管理事務所審査官 鈴木明夫
37.12.29~ 38. 1. 4	香港, 中華民国	出入国審査状況視察のため	大阪入国管理事務所審査官 小林隆

(6) 英文資料 次の5種を作成し、国際連合アジア地域人権セミナーにおいて参加者等に配布した。

資 料 名	部 数
The Constitution of Japan	800部
The Civil Code of Japan	800部
Civil Liberties Bureau of the Ministry of Justice, System of Civil Liberties Commissioners and Legal Aid in Japan	300部
Laws and Regulations Relating to Court Proceedings for Family Affairs and Family Registration	800部
Statistics of Marriage in Japan (As of 1959)	200部

人 事 課

法務省組織令第1条, 第3条, 第4条 法務省組織規程第4条

1. 定員関係 昭和37年3月31日法律第54号により法務省設置法の一部が改正されたことに伴い、法務省定員規則(昭和37年4月1日法務省令第30号)の制定により下表のとおり増員、定員化及び振替増減が行なわれた。

組 織 別	増 員	定 員 化	振 替 増 減	計
官 房 秘 書 課	-	4	-	4
官 房 経 理 部	-	-	-	-
官 房 司 法 法 制 調 査 部	-	-	-	-
刑 事 局	-	-	-	-
訟 務 局	-	-	-	-
入 国 管 理 局	-	-	-	-

法務総合研究所	-	-	9	9
監獄	-	4	△ 6	△ 2
少年院	30	-	-	30
少年鑑別所	10	-	-	10
入国者収容所	-	-	-	-
法務局及び地方法務局	100	96	-	196
保護観察所	-	-	-	-
入国管理事務所	9	-	-	9
地方検察庁	72	-	△ 3	69
公安調査庁総務部	-	-	-	-
公安調査局及び地方公安調査局	103	1	-	104
計	324	105	-	429

2. 給与関係

- (1) 昭和38年法律第6号をもつて、一般職の職員の給与に関する法律の一部が改正され、昭和37年10月1日から適用された。
- (2) 昭和38年法律第9号をもつて、検察官の俸給等に関する法律の一部が改正され、一般政府職員と同様、昭和37年10月1日から適用された。
- (3) 恩給・長期給付・災害補償関係

昭和37年恩給取扱件数

年	種別	普通恩給	一時恩給	扶助料	一時扶助料	増加恩給	傷病賜金	合計
昭和37		53	-	8	-	1	-	62

昭和37年公布恩給関係法律・政令・総理府令

年月日	区分	番号	件名
昭和37. 5. 10	法律	114	恩給法等の一部を改正する法律
〃 37. 6. 1	政令	229	恩給給与規則の一部を改正する政令
〃 37. 6. 1	府令	32	恩給給与細則の一部を改正する総理府令
〃 37. 6. 1	府令	33	恩給法等の一部を改正する法律附則の規定により改定すべき恩給の改定及び請求手続に関する総理府令

昭和37年長期給付取扱件数

年	種別	退職年金	減額退職年金	退職一時金	通算一時金	廃疾年金	廃疾一時金	遺族年金	遺族一時金	合計
昭和37		(件) 535	(件) 14	(件) 811	(件) 66	(件) 13	(件) -	(件) 76	(件) 14	(件) 1,529

昭和37年公布長期給付関係法律・政令・省令

年月日	区分	番号	件名
昭和37. 9. 8	法律	152	地方公務員共済組合法
〃 37. 9. 8	法律	153	地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法
〃 37. 9. 8	政令	352	地方公務員共済組合法施行令
〃 37. 9. 8	省令	20	地方公務員共済組合法施行規則

昭和37年災害補償取扱件数

年	種別	療養補償	休業補償	障害補償	遺族補償	葬祭補償	補装具の支給福祉施設	合計
昭和37		633	19	31	1	1	1	686

3. 任用関係取扱数

(昭和37年)

種目	区分	任用関係取扱数							
		本省	検察	法務	矯正	保護	入管	公安	総合研
採用		93	51	-	16	11	3	180	5
昇任		39	44	52	36	3	70	108	1
転任		53	-	-	18	3	21	13	7
任官		69	-	-	-	-	-	69	1
配置		90	781	311	225	40	174	364	19
併任および併任解除		111	399	2	132	6	61	120	3
出向		8	-	-	1	-	-	10	-
退職(復職, 更新を含む)		3	-	18	5	3	1	19	-
療養(復帰, 更新を含む)		5	5	3	8	4	8	-	-
退職		59	60	83	64	7	11	96	4
死亡		1	10	4	8	1	5	2	-
失職		-	-	1	-	-	-	-	-
定年退職		-	19	-	-	-	-	-	-
免職		-	-	-	-	-	1	-	-
事務代理の命免		2	13	9	3	6	9	1	-
事務取扱の命免		2	537	4	3	-	6	7	-
外国出張		14	4	-	5	1	7	8	1
その他		15	12	76	160	74	95	5	-
合計		564	1,935	563	684	159	472	1,002	41

(備考) 本表の外、公証人の任免58名、各種委員任免3,163名がある。

4. 職員の表彰取扱件数

(昭和37年)

区分	件数
表彰規程第2条第3号による職員定期表彰者	198

〃	〃	臨時表彰者 (死亡及び辞職)	18
〃	〃	第2条第1号による表彰者	7
		計	223
保護司法第13条による定期表彰者			70
〃	〃	臨時表彰者	1
更生緊急保護法第15条による定期表彰者			6
〃	〃	臨時表彰者	-
		計	77
合 計			300

5. 懲戒事件等取扱件数 (大臣任命権に属するもの)

種 別	本 省 関 係		検 察 庁 関 係		法 務 局 関 係		矯 正 関 係		保 護 庁 関 係		入 管 庁 関 係	
	直 接 責 任	監 督 責 任	直 接 責 任	監 督 責 任	直 接 責 任	監 督 責 任	直 接 責 任	監 督 責 任	直 接 責 任	監 督 責 任	直 接 責 任	監 督 責 任
懲 戒 免 職	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
減 給	4	-	4	7	1	5	1	6	-	-	-	4
戒 告	2	1	1	11	1	6	1	24	-	-	-	1
小 計	6	1	5	18	2	11	2	30	-	-	1	5
訓 告	2	5	2	45	-	4	-	197	-	-	-	10

公証人に対する処分なし

6. 職員の営利企業等への就職及び兼業について 昭和37年中における国家公務員法第103条および第104条関係の許可 (又は承認) 申請件数は196件である。

7. レクリエーション業務 (イ) 全国法務職員短歌、俳句の会を実施、全国職員から短歌860首、俳句1,185句の応募があり、3月下旬入選作37点を発表した。(ロ) 全国法務職員軟式卓球大会が9月8日・9日の両日、本省において、全国9ブロックの男女代表選手54名が参加して行われた。(ハ) 全国法務職員作品(絵画、書道、写真)展示会が11月5日から5日間本省において開催された。出品総数は725点で審査の結果53点が入賞した。

検察官適格審査会

検察庁法 (昭和22年4月16日法律第31号)

検察官適格審査会令 (昭和23年9月16日政令第232号) (昭和37年)

	旧	受	新	受	計	備 考
受 理 人 員		8		6	14	新受中1は打切
既 適 格		7		1	8	
済 不 適 格		-		-	-	
未 済		4		3	7	

経 理 部

法務省設置法第3条第2項、第5条第2項 法務省組織令第1条第2項、第5条~第7条 法務省組織規程第6条の2

1. 昭和38年度予算の編成

- 6月15日 各原局に対し「昭和38年度概算要求事項の概要の提出方」通達
- 6月22日 本館第2会議室において「各局予算担当者協議会」を開催、昭和38年度予算編成方針等につき協議、意見の交換を行なう。
- 7月2日 各局提出の概算要求事項について部内審議を始め、7月4日終わる。なお各局増員要求の官房審議を7月9日及び同16日に実施する。
- 7月17日 昭和38年度標準予算について大蔵省から内示

昭和38年度標準予算内示額	26,818,862千円
昭和37年度標準予算	22,960,420千円
対前年比較増加額	3,858,442千円

この増加は、主として人件費における昇給原資等当然増加分である。

- 7月30日 概算要求書案の部内審議を始める。8月15日終わる。
- 8月2日 省議において法務省所管明年度予算編成に関し協議する。
- 8月24日 省議において明年度概算要求組織別・事項別額及び増員要求に関し協議する。
- 8月30日 「法務省所管昭和38年度概算要求書案」を回議し、ここに「昭和38年度概算要求額」決定する。
- 8月31日 昭和38年度概算要求書で大蔵省に提出

昭和38年度概算要求額	52,789,631千円
新規要求額	25,970,769千円
標準予算額	26,818,862千円
増員要求 (定員)	2,570名

- 9月7日 砂防会館自民党本部において自民党政調会法務部会が開催され、昭和38年度法務省及び裁判所所管の概算要求重点事項について審議され、同部会決定事項案作成される。
- 9月12日 大蔵省事務当局に対し概算要求の内容について説明を行なう。9月19日終わる (営繕関係は9月19日に説明を行なう.)。
- 9月12日 大蔵省主計局長に対し事務次官から概算要求の重点事項の説明を行なう。
- 9月24日 大蔵省法規課に対し明年度予算要求関係法律案・政令案の説明を行なう。
- 10月22日 麻薬検察充実の強化経費として明年度歳出予算追加概算要求書で大蔵省へ提出。

追加概算要求額	14,752千円
---------	----------

- 10月29日 参議院法務委員会に対し概算要求説明を行なう。
- 11月9日 営繕関係及び刑務所移転処理経費として明年度歳出予算追加概算要求書で大蔵省へ提出。

蔵省へ提出

追加概算要求額	94,280千円
昭和38年度確定概算要求額	52,923,791千円
昭和38年度国庫債務負担要求額	741,889千円

12月14日 自民党総務会において「昭和38年度予算編成大綱」決定する。
 12月22日 閣議に「昭和38年度予算編成方針」・「予算大蔵原案」提出される。閣議終了後自民党の総務会・政調会に説明し、ただちに各省庁に対し第一次査定額の内示が行なわれた。午後7時15分当省に対し大蔵省からしめされた。直ちにこの内示額に対し、復活要求を行なう。その後数次にわたり折衝を重ねた上12月29日をもって大蔵省との折衝を終わる。

査定額	42,226,240千円
外に建設省所管計上額(営繕費)	5,000千円

12月30日 臨時閣議が開かれ、「昭和38年度予算政府案」提出・決定する。
 法務省所管昭和38年度歳出予算額 42,226,240千円
 外に建設省所管計上分官庁営繕費 5,000千円
 法務省主管昭和38年度歳入予算額 12,024,763千円

1月16日 「各局予算担当者協議会」を新館6階大会議室において開催し、昭和38年度編成経過を反省し昭和39年度予算概算要求の準備について協議する。
 1月16日 「昭和38年度予算案」第43回通常国会に提出される。
 3月2日 「昭和38年度予算案」衆議院本会議において可決、参議院に送付される。その間衆議院法務委員会、予算委員会分科会において説明を求められる。
 3月30日 「昭和38年度予算案」参議院本会議において可決され、その成立を見た。その間参議院法務委員会、予算委員会分科会において説明を求められる。

2. 昭和38年度予算の概要

当省所管昭和38年度予算額は(建設省所管計上分を含む)	42,231,240千円
昭和37年度予算額は	36,969,087千円
(補正後改訂予算額)は	37,777,565千円
対前年度比較増加額は	5,257,153千円

増加額の内訳を大別すると

(1) 人件費	3,585,264千円
---------	-------------

昭和37年10月給与法改正によつて公務員給与ベースの改定に伴う所要経費並びに昇給原資及び超過勤務手当の月当り時間数の改訂により増額されたものである。なお、定員職員について310名の増員に伴う所要人件費が含まれている。その内訳は次の通りである。

法務局	200名	登記事件の増加に対処し、その処理の円滑適正を図るため。
検察庁	69名	(うち検事3名、副検事15名)交通事件処理機能の充実、麻薬犯罪取締体制強化のため。

少年院	20名	勤務過剰を緩和し補導力の強化を図るため。
少年鑑別所	10名	鑑別所業務充実のため。
入国管理局	50名	羽田入国管理事務所及び港出張所の出入国審査業務の処理の適正化迅速化を図るため。
減員	45名	北鮮帰還業務処理の適減のため。
法務総合研究所	5名	国連犯罪防止アジア地域研修所の管理要員(労務職員)充実のため。
公安調査庁	1名	熊本地方公安調査局の管理要員(守衛)として

(2) 一般事務費 1,025,000千円
 事務量の増加等にスライドして増額されたもののほか法務行政の運営の充実を図るための経費及び職員の待遇是正、矯正被収容者の処遇の改善、事務能率器具等の整備に伴う増額である。

(3) 営繕費 646,035千円

3. 昭和37年度補正予算の編成

10月2日 閣議に「公務員の給与改訂について人事院勧告を10月1日から実施」提出・決定。
 11月23日 閣議に「昭和37年度補正予算案編成方針」提出・決定。
 11月26日 午後1時大蔵省から給与補正計上額の内示を受ける。
 11月29日 閣議に「昭和37年度補正予算案」提出・決定
 11月29日 当省所管昭和37年度歳出補正追加額 808,478千円
 12月8日 「昭和37年度補正予算案」第42回臨時国会に提出される。
 12月17日 「昭和37年度補正予算案」衆議院本会議において可決、直ちに参議院に送付される。
 12月23日 「昭和37年度補正予算案」参議院本会議において可決・成立する。なお「一般職員の給与改訂法案」は第42回臨時国会においては廃案となり第43回通常国会において昭和38年2月27日成立する。

4. 昭和37年度予算の執行

(1) 決算の概要	
昭和37年度当初成立予算	36,969,087,000円
予算補正増加額	808,478,000円
前年度繰越額(明許繰越)	422,884,200円
予備費使用額	627,374,000円
計(歳出予算現額)	38,827,823,200円
これに対する支出済歳出額は	37,957,941,061円
である。歳出予算現額に比べると	869,882,139円
の差額を生ずるが、この差額のうち	280,203,500円
が38年度へ繰越した額(施設費)で、差引残額の	589,678,639円

が全く不用となつた。

不用額の主なものの内訳は次のとおりである。

- (イ) 庁舎等特別取得費 186,275,275,100円 交換渡財産の値上り等により建築交換が不可能となつたため本費を要しなかつた
- (ロ) 刑務所収容費 174,372,922円 収容者が予定より少なかつたため収容者食糧費等を要しなかつた。
- (ハ) 法 務 局 29,279,741円 欠員補充が予定どおりできなかつたため人件費を要しなかつた。
- (ニ) 法 務 本 省 28,086,173円 休職者及び公務災害が予定より少なかつたため休職者給与公務災害補償費等を要しなかつた。
- (ホ) 公安調査庁 23,280,092円 高給者の退職が予定より多かつたため職員俸給等を要しなかつた。

(2) 予備費の使用

- (イ) 退官退職者の増加に伴う退官退職手当の不足を補うため必要な経費として
448,000千円
 - (ロ) 保証金の増加に伴う保証金の不足を補うため必要な経費として
6,795千円
 - (ハ) 登記事務の増加に伴う登記諸費の不足を補うため必要な経費として
112,126千円
 - (ニ) 地方選挙の取締に伴う地方検察官署の不足を補うため必要な経費として
7,147千円
 - (ホ) 検察事務の増加及び地方選挙の取締に伴う検察費の不足を補うため必要な経費として
53,306千円
- 以上合計627,374,000円の予備費を使用することになり、それぞれ所要の手續をとり承認を得た。

(3) 移流用の主なるもの

- (イ) 「一般職の職員の給与に関する法律」の一部改正等に伴う必要経費として超過勤務手当等人件費に
88,052千円
- (ロ) 赴任旅費の増加に伴う必要経費として
16,427千円
- (ハ) 燃料費等に不足を生じたため必要経費として収容諸費等物件費に
107,171千円

等流用により処理されることになり、それぞれ所要の手續をとつた。

(4) その他

会計検査院が国会に報告した昭和36年度決算検査報告書には、法務省所管における、いわゆる不正不当の批難事項として二件が指摘報告された。

5. 昭和37年度営繕工事実施大綱

1. 合同庁舎 前年度から引き続き、東京検察55,518,000円車庫完成、千葉(検・法・公・観) 5,488,000円、福井(検・法・公・観) 3,904,000円、広島(高検・地検・委・観・研・公) 70,607,000円、岡山(検・法・公・観) 82,358,000円、青森(検・法・公・観・拘) 10,666,000円、津(検・公) 36,965,000円、札幌(高検・地検・法・委・観・公・入) 274,856,000円の各法務合同庁舎の新営工事と、新たに長野200,000円の地質調査及び甲府(検・公・観) 103,673,000円、福江(検・法・以下いずれも本年度完成) 15,488,000円、瀬戸 8,004,000円、徳之島 9,728,000円、角館 7,569,000円、若桜 9,073,000円の各法務合同庁舎の新営工事を実施した。
2. 検察庁 前年度から引き続き和歌山27,811,000円、横浜交通 9,766,000円、新たに秩父6,413,000円、三条8,161,000円、竹原8,896,000円、木次6,802,000円、平戸7,100,000円、天草7,581,000円の各支部、名古屋交通27,016,000円、飯能4,271,000円、大子3,941,000円、羽曳野3,963,000円、伏見4,750,000円、浜坂4,300,000円、宗像3,231,000円、諫早4,089,000円、大船渡3,638,000円及び窪川4,000,000円の各区検の新営工事を実施した。
3. 法務局 本年度新たに下田7,138,000円、桐生8,680,000円、杵築7,039,000円、寒河江7,246,000円の各支局、三宅島2,564,000円、所沢2,800,000円、北条2,723,000円、直江津3,864,000円、大須賀2,528,000円、天王寺8,691,000円、美原3,289,000円、向日4,631,000円、設楽2,407,000円、八尾3,884,000円、鯖江3,880,000円、三方2,818,000円、甲山2,464,000円、東伯2,556,000円、把木2,169,000円、加世田2,651,000円、広瀬3,122,000円、築館3,648,000円、小国2,905,000円、瀬棚2,724,000円、羽幌2,724,000円、美幌2,724,000円及び城川2,166,000円の各出張所の新営工事を実施した。
4. 保護観察所 熊本保護観察所14,486,000円の新営工事を実施した。
5. 公安調査庁 石川7,018,000円、熊本5,134,000円両地方公安調査局の新営工事を実施した。
6. 入国管理局 東京入国管理事務所28,240,000円、横須賀4,059,000円、新居浜3,015,000円の両港出張所の新営工事を実施した。
7. 拘置所・刑務所 前年度から引き続き、大阪拘置所136,320,000円、前橋33,017,000円、宮城27,800,000円、山形45,860,000円及び札幌17,194,000円の各刑務所、岡崎46,499,000円、土手町49,900,000円、飯塚16,836,000円、京町48,364,000円(本年度完成)、小樽32,017,000円、大通1,000,000円の各拘置支所の新営工事と、新たに福江拘置支所9,608,000円の新営工事費が計上されたほか、各施設の増改築並びに整備を実施した。
8. 少年院 前年度から引き続き、交野女子学院20,626,000円、和泉14,820,000円、加古川25,603,000円、人吉農芸26,818,000円、北海25,742,000円、四国26,543,000円の各少年院と新たに愛光女子学園10,510,000円、静岡12,415,000円、帯広13,140,000円の新営工事と各施設の増改築並びに整備を実施した。

9. 少年鑑別所 旭川少年鑑別所 12,177,000 円の新営工事と各施設の整備を実施した。
10. その他 検察庁、法務局等 52,443,000 円の各所新営工事と、府中刑務所ほか 8 庁 13,220,000 円の汽罐の新設工事を実施した。
11. 法務総合研究所 アジア極東犯罪防止研修所 3,407,000 円の新営工事を実施した。

昭和37年度法務省営繕費

区 分	昭和37年度予算額 (円)	昭和38年度予算額 (円)
法務本省、及び 法務総合研究所	3,407,000	○ 5,000,000 42,034,000
法務合同庁舎	○ 311,821,000 386,072,000	591,986,000
検 察 庁	140,824,000	128,369,000
法 務 局	○ 15,926,000 99,189,000	148,463,000
委 員 会、観 察 所	14,486,000	0
公 安 調 査 庁	○ 12,152,000	13,655,000
入 国 管 理 局	○ 28,240,000 7,074,000	214,702,000
刑 務 所	454,737,000	543,179,000
少 年 院	176,217,000	202,720,000
少 年 鑑 別 所	12,177,000	23,971,000
小 新 営 (官 署)	53,778,000	83,348,000
〃 (収 容)	144,733,000	140,504,000
合 計	1,860,833,000	2,137,931,000

(注) ○印は建設省実施分

司法法制調査部

法務省設置法第3条、第5条 法務省組織令第1条、第8条、第8条の2、
第8条の3 法務省組織規程第9条

司法法制課

法務省組織令第8条

1. 司法制度等に関する法令案の作成

- (1) 司法制度に関する法令案及び他の部局の所管に属しない法令案についての立案事務をつかさどっている(昭和34年版法務年鑑73頁参照)。

本年中に立案した法律案中法律として公布されたものは、次のとおりである。

第40回国会において成立したもの

- (イ) 裁判所職員定員法の一部を改正する法律(昭和37.3.22法律第15号。(第一審における訴訟の適正迅速な処理を図る等のため、下級裁判所の裁判官の員数中判事の員数

を15人、裁判官以外の裁判所の職員の員数を124人それぞれ増加するもの。)

- (ロ) 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律(昭和37.3.29法律第39号)。(市町村の配置分合等により、簡易裁判所の名称及び管轄区域を変更する等のもの。)

- (ハ) 訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律(昭和37.3.29法律第41号)。(民事訴訟の当事者及び証人並びに刑事訴訟の証人の日当の最高額を1,000円に増額し、一般公務員の恩給の増額に準じて執行吏の恩給を増額する等のもの。)

- (ニ) 法務省設置法の一部を改正する法律(昭和37.3.31法律第54号)。(法務省における定員規模の適正化を図るため法務省の職員の定員を改正(本省について325人(うち検察庁について69人)、公安調査庁について104人計429人の増加)し、出入国管理行政を有効適切ならしめるため鹿児島入国管理事務所鹿児島空港出張所を設置する等のもの。)

なお、内閣官房の所管に属している法律案であるが、法務省の所掌事務と密接な関係があるので、当部がその立案作業に協力し、同国会において成立したものに臨時司法制度調査会設置法(昭和37.5.11法律第122号)がある。この法律は、司法制度の運営の適正を確保するため、主として、法曹一元の制度に関する事項その他裁判官及び検察官の任用制度及び給与制度に関する事項に関する緊急に必要な基本的かつ総合的な施策について調査審議する機関として、内閣に臨時司法制度調査会を設置することを内容としている。同調査会は、昭和37年9月1日に発足した。

第41回国会において成立したもの

法務省設置法の一部を改正する法律(昭和37.9.5法律第149号)。(大阪少年鑑別所の位置を大阪市から堺市に変更するもの。)

本年中に立案した政令案中政令として公布されたものは次のとおりである。

- (イ) 執行吏国庫補助基準額令の一部を改正する政令(昭和37.2.19政令第28号)
- (ロ) 最高検察庁の位置並びに最高検察庁以外の検察庁の名称及び位置を定める政令等の一部を改正する政令(昭和37.3.29政令第82号)

なお、当部は、上記の政令を立案したほか、臨時司法制度調査会設置法施行令(昭和37.8.30政令第341号)の立案作業に協力した。

- (2) 上述(1)のほか従来からの懸案である裁判所の制度(第一審の充実、簡易裁判所制度、上訴制度等)、執行吏制度、裁判官任用制度、判事補制度の改善等については、いずれも司法制度上の重要問題であり、引き続き調査研究を重ねている。これら諸問題の詳細については、昭和32年版及び昭和33年版の法務年鑑を参照されたい。

2. 司法制度及び法務に関する調査研究

- (1) 調査研究 司法制度及び法務に関する事項について、学者その他の権威者に対し、調査を委嘱し、又は自ら調査するもので、本年中に調査研究を委嘱した事項中主要なものは、次のとおりである。(イ) ドイツ国憲法(前年から継続のもので、完了した。)

- (ロ) 1944年スペイン刑法典(次年へ継続)

(2) 翻訳 司法制度及び法務に関する米、英、独、仏その他の外国語資料につき翻訳を部外の専門家に委嘱するもので、本年中に翻訳を委嘱した主要なものは、次のとおりである。

- (イ) 基本権論 (基本権の理論および実際) (Neumann-Nipperdey-Scheuner : Die Grundrechte. Handbuch der Theorie und Praxis der Grundrechte.),
- (ロ) 我等, 弁護士 (Albert Brunois : Nous, les avocats.), (ハ) 民事裁判制度改正準備委員会報告 (Bundesjustizministerium : Bericht der Kommission zur Vorbereitung einer Reform der Zivilgerichtsbarkeit.), (ニ) 王立死刑調査委員会報告 (1949—1953年) (Royal Commission on Capital Punishment, 1949—1953 Report.), (ホ) ドイツ刑法改正資料 (Materialien zur Strafrechtsreform.). なお、これらの翻訳は、いずれも本年中には完了せず、次年へ継続した。

3. 法令及び判例の集収及び整備並びに法令集等の編さん及び刊行 (業務内容については昭和33年版法務年鑑79頁参照)

(1) 法令の収集及び整備

(イ) 法令整備カード (基礎カード) の作成 昭和37年中に整備した法令件数は、制定、改正、廃止、失効等10,371件である。

(ロ) 検察庁等配布用法令整備カードの作成配布 昭和37年中においては、次のとおり、第23回及び第24回の追録カード合計 243,009 枚を印刷配布した。

昭和37年中における追録カード発行状況

追録発行回数	第 23 回	第 24 回	合 計
1 回の作成枚数	118,724枚	124,285枚	243,009枚

(2) 法令集の編さん及び刊行

(イ) 「現行日本法規」の編さん 昭和25年9月に17編21巻21,741頁、索引600頁の全巻を作成し、その後、加除式によつて、引き続き法令の制定、改廃に伴い追録を編さん印刷配布してきたが、昭和37年末現在台本は、18編43巻50冊70,406頁、索引1巻1,880頁となつている。昭和37年中において発行した追録は、100冊31,388頁 (1冊平均314頁) である。

(ロ) 「国会法律集」の印刷及び配布 昭和37年中に管下各庁に印刷配布した「国会法律集」は、次のとおりである。

書 名	刊行年月	頁 数	型 体	備 考
第40回国会法律集	昭和 37. 6	812	B 5	活 版
第41回国会法律集	昭和 37. 9	293	B 5	活 版

(3) 判例の収集及び整備並びに判例集等の編さん及び刊行

(イ) 判決・決定の収集及び整備 最高裁判所及び高等裁判所の民事事件及び刑事事件の判決・決定 (最高裁判所についてはそのすべて、高等裁判所については重要なもの) を収集して、これを分類整理している。

昭和37年中における収集、整備件数

区 分	民 事	刑 事	合 計
最 高 裁 判 所	405	321	726
高 等 裁 判 所	58	180	238

(ロ) 判例要旨カードの印刷及び配布 最高裁判所及び高等裁判所の民事事件及び刑事事件の判例につき、裁判要旨、適用条文等を記入した判例要旨カードを印刷して、整備用キャビネットとともに、本省各部局、検察庁等に配布する事務であるが、昭和37年中 1,001,322 枚を印刷配布した。

(ハ) 判例集の印刷及び配布 最高裁判所判例集のほか、各種の判例集を昭和37年中次のとおり印刷し、管下各庁に配布した。

書 名	発 行 卷 別	発行冊数	印刷部数
最高裁判所判例集	15巻7号～12号, 索引 16巻1号～6号	13	35,020
高等裁判所判例集	14巻6号～10号, 索引 15巻1号～4号	10	26,800
下級裁判所刑事裁判例集	2巻11号～12号, 索引 3巻1号～10号	7	6,265
裁判例要旨集	民事訴訟法10巻, 11巻 刑事訴訟法7巻	2 1	118 1,493

4. 戦争犯罪に関する資料の調査及び収集 この事業は、第二次世界大戦後に日本人に対して行なわれた戦争裁判に関する資料を収集、整備して、後世のため保有することを目的とし、昭和30年以来、引き続き当省において行なつてきたものであつて、詳細は、昭和33年版法務年鑑81頁において説明したとおりである。昭和37年中に実施したおもなものは、次のとおりである。

(1) 関係国からの記録の取り寄せ 昭和30年中関係国に対し戦争裁判記録の譲渡方を交渉したこと、及び昭和34年に至り、改めてこの交渉を行なうこととし、外務省を通じてアメリカ合衆国、連合王国、オーストラリア連邦、オランダ王国、フィリピン共和国、フランス、中華民国の各国に対し記録譲渡の申入れを行なつたことについては、昭和33年版及び昭和34年版の法務年鑑中に詳述したとおりであるが、昭和36年に入つて、ようやくフランス国政府から判決及び起訴状の写しの引渡しを受けることができた。なお、他の関係国に対して、引き続き交渉中である。

(2) 国内における資料の収集 昭和37年中、国内において、下記のとおり資料を収集し、また、面接調査を行なった。(イ) 裁判記録及び関係資料の収集、(A級関係) 弁護人等から英文・和文の書証等 611 枚、(BC級関係) 戦犯受刑者等33名から起訴状・判決等 4,269枚。(ロ) 借用資料の複写 1,554枚。(ハ) 図書の購入その他資料の作成56冊。(ニ) 面接調査の実施。

区分	出張地	弁護人等	受刑者	計
A級関係	東京、大阪、神戸	10人	-人	10人
BC級関係	関東地方 (東京、神奈川)	7	14	21
	中部地方 (愛知、三重、富山、静岡、長野、新潟)	9	22	31
	近畿地方 (大阪、兵庫)	1	7	8
	東北地方 (宮城、福島)	3	5	8
	計	20	48	68
合	計	30	48	78

(3) 資料の整備 昭和37年までに整備した結果を見ると、A級裁判記録は、99%を収集整理し、BC級裁判記録は、総件数 2,209 件のうちほぼ完全に収集したもの約5%、その他不完全ながら相当数の資料を収集したもの約55%の成果をあげている。内訳を示せば、次のとおりである。

- (イ) A級関係資料の収集・整備状況
- a 公判速記録 英文・和文とも完全に収集済み
 - b 書証等

区分		各被告人に共通のもの				被告人別のもの		計	
		収集した通数		未収集通数		収集した通数	未収集通数	収集した通数	未収集通数
		検察官側のもの	弁護人側のもの	検察官側のもの	弁護人側のもの				
採用された証拠書類等 (全部で3,915通あるべきもの)	和文	2,226	882	40	40	713	14	3,821	94
	英文	2,251	882	20	28	726	8	3,859	56
採用されなかつた証拠書類等 (全部で2,500通あるべきもの)	和文	258	1,236	48	291	599	68	2,093	407
	英文	268	1,532	32	14	629	22	2,429	71

(ロ) BC級関係資料の収集・整備状況

整理区分	国別	起訴総件数							計	起訴総件数及び人員に対する比率%
		アメリカ	連合王国	オーストラリア	オランダ	フィリピン	フランス	中華民国		
		458	310	289	452	68	41	607	2,225	
		1,373	904	926	1,025	151	183	854	5,416	
1 (完全収集済み) 起訴状、書証、論告、弁論、判決、公判記録	件数	6	36	55	-	6	-	5	108	4.8
	人員	22	140	345	-	15	-	14	536	9.9
2 1の欄中の公判記録の一部又は大部分を欠くもの	件数	18	28	17	165	2	-	1	231	10.4
	人員	76	82	81	448	4	-	1	692	12.8
3 1の欄中の公判記録を欠くもの	件数	83	32	12	156	11	-	-	294	13.0
	人員	465	115	72	286	42	-	-	980	18.1
4 1の欄中の起訴状書証等のみを収集したもの	件数	291	73	122	77	41	39	58	701	31.4
	人員	722	254	260	207	86	181	167	1,877	34.6
5 全部未収集	件数	60	141	83	54	8	2	543	891	40.0
	人員	88	313	168	84	4	2	672	1,331	24.6

5. 続司法沿革史の編さん 当部においては、すでに刊行された「司法沿革誌」(明治元年正月から昭和14年3月31日までの分)の続編の編さんを計画し、昭和34年3月からその作業を開始したことは、昭和34年版法務年鑑79頁に述べたとおりであるが、昭和37年中においては、昭和14年4月1日から同22年5月2日までの分を「続司法沿革誌」として刊行することとし、その最終案の作成及び昭和25年1月1日から同26年12月末日までの分の第一次案の作成作業を行ない、後者については、当省内関係部局に配布し、検討を依頼した。

調査統計課

法務省組織令第8条の2

1. 司法制度及び法務に関する資料の収集、整備、編さん及び刊行

- (1) 収集、整備 後出法務図書館(国立国会図書館支部法務図書館)の項(80頁)参照
- (2) 編さん、刊行 昭和37年中に編さん・刊行した資料は、次のとおりであり、主として、管下各庁に配布した。

書名	巻号	標 題	刊行年月	頁数	型体	備考
法務資料	374	ドイツ刑法改正資料 第2巻Ⅰ(上)	昭和37.9	297	A 5	活版
	377	監獄事情	〃 3	457	〃	〃
	378	刑罰と保安処分	〃 2	362	〃	〃
	380	ロシア共和国刑法典	〃 11	225	〃	〃
	381	ロシア共和国刑事訴訟法典	〃 12	338	〃	〃
司法制度調査資料	24	判決前調査制度関係資料(その3)	〃 4	196	〃	〃
法務年鑑		法務年鑑(昭和36年)	〃 9	365	〃	〃

2. 国立国会図書館支部法務図書館に関する事項(後出80頁以下参照)

3. 法務に関する統計の整備、改善及び企画

(1) 検察統計 事件事務規程(昭和37年法務省刑事(総)秘第10号訓令)の制定に伴い、これとの調整を図り、あわせて検察庁における統計事務の簡素化に資するため、刑事統計調査規程(昭和32年法務省調発第1153号訓令)の一部改正を行なった(昭和37年法務省司調(調)甲第536号訓令)。その改正の要点は次のとおりである。(イ)同一の被疑者に対する数個の罪に関する事件を数回にわたり受理した場合における受理人員の計算方法を改めた。(ロ)従前における不起訴の内訳中「犯罪の嫌疑なし」は、嫌疑不十分を含む趣旨であつた点を改め、「嫌疑なし」と「嫌疑不十分」とに区分することとした。

(2) 行刑統計 従前の月調査を年調査に切替えるため及び従前の年調査の一部をなす「収容者の懲罰」に関する調査の不備を是正するために必要な改正を行なった(昭和37年法務省司調(調)甲第470号訓令)。

4. 統計資料の編さん及び刊行

(1) 登記・訟務・人権統計年報(昭和36年) 統計の利用の便に資するため、従前の「登記統計年報」に収録していた資料のほかに訟務及び人権擁護に関する資料を加えて編さんし、名称を標記のように改称することとなつた。なお、通巻番号は登記統計年報のそれを踏襲している。

(2) 検察統計年報(昭和36年) 被疑事件を罪名別に累年比較する便宜のため、「年別及び罪名別被疑事件の受理の人員」及び「年別及び罪名別少年の被疑事件の受理の人員」の表を追加したほか、従前行刑統計年報に掲載していた「生命刑及び自由刑執行人員」、「罰金刑執行人員及び金額」及び「科料刑執行人員及び金額」の表を掲載し、内容の整備をはかつた。

(3) 矯正統計年報(昭和36年) 統計の利用の便に資するため、従前の「行刑統計年報」及び「少年矯正統計年報」に収録されていた資料並びに「法務統計」に収録されていた婦人補導に関する統計資料を統合して編さんし、名称を標記のように改称することとなつた。なお、通巻番号は行刑統計年報のそれを踏襲している。

(4) 出入国管理統計年報(昭和36年) 従前の「法務統計」に収録されていた出入国

管理に関する統計に、外国人登録に関する統計を加えて編さんし、標記の年報を創刊した。

(5) 昭和36年法務統計は刊行しなかつた。

(6) 法務統計月報は従来普通号については106頁、特殊号については131頁の大ききで刊行されてきたが、昭和37年3月号(145号)から普通号55頁、特殊号75頁に削減して刊行することとなつた。

(7) 昭和37年中に刊行した統計書は、次のとおりである。

書 名	巻 号	収録期間	刊行年月	頁 数	型 体	年刊・月刊別
法務統計月報	第143～154号	昭和36.11～37.10	昭和37.1～12	平均70頁	B 5	月刊
昭和35年保護統計年報		〃 35年	〃 37.1	201頁	〃	年刊
昭和36年登記・訟務・人権統計年報	第75回	〃 36年	〃 37.11	172頁	〃	〃
昭和36年矯正統計年報	第63回	〃	〃 37.12	375頁	〃	〃
昭和36年検察統計年報	第87回	〃	〃 37.12	366頁	〃	〃
昭和36年保護統計年報		〃	〃 37.12	187頁	〃	〃
昭和36年出入国管理統計年報		〃	〃 37.12	82頁	〃	〃

法務図書館 (国立国会図書館支部法務図書館)

(組織上は、大臣官房司法法制調査部調査統計課の中の一部をなしているが、便宜上その記述を一括する。)

法務省組織令第8条の2第2号 国立国会図書館法(昭和23年2月9日法律第5号) 第3条、第17条~第20条 国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律(昭和24年5月24日法律第101号) 国立国会図書館組織規程(昭和34年6月1日制定)第25条

沿革 (昭和34年版法務年鑑83頁参照)

1. 図書資料の収集

(1) 図書資料数 昭和37年12月末日現在における収蔵図書資料の累計は、178,534冊である。前年同日の245,283冊に比べ、かえって66,749冊減少しているのは昭和36年12月以降に実施した蔵書の一点検の結果を基礎とし、かつ戦前から除籍すべきであったもの等でその手続の未済であったものを整理し、供用することができるものみの範囲で計数したためである。なお、累計内訳は、昭和36年版までNDC(日本十進分類法)に従っていたが、今回は法律関係と法律関係以外との簡潔な二分類とした。

昭和37年12月末日現在 (製本した雑誌を含む)

分類別	種別	和漢図書資料 %	欧文図書資料 %	合計 %
法律関係		47,660冊 46.4%	66,172冊 87.2%	113,832冊 63.8%
法律関係以外		54,964 53.6%	9,738 12.8%	64,702 36.2%
計		102,624 100%	75,910 100%	178,534 100%

(2) 図書資料受入数

(昭和37年分と昭和36年分及び昭和35年分との比較)

資料別	和洋別 受入別 年別	和漢図書資料			欧文図書資料				合計
		購入	受贈	計	購入	受贈	国際 交換	計	
図 書	37年	771	996	1,767	385	168	142	695	2,462冊
	36年	678	808	1,486	292	61	40	393	1,879冊
	35年	873	905	1,778	397	226	41	664	2,442冊
雑 (定期刊行物)	37年	569	891	1,460	261	11	136	408	1,868冊
	36年	587	833	1,420	235	21	115	371	1,791冊
	35年	556	599	1,155	195	20	79	294	1,449冊

(3) 庁用図書資料配布冊数

(昭和37年1月~12月)

種別	庁別	検察庁 関係	法務局 関係	矯正 関係	保護 関係	入管 関係	外局	本省	計
(購入分) 図書	種別	18	10	17	11	5	-	371	-
	冊数	71,606	6,137	1,207	182	1,661	-	11,990	92,783
(受贈分) 逐次刊行物	種別	15	11	2	2	2	-	93	-
	冊数	11	11	6	1	-	8	18	-
		364	350	51	741	-	102	2,399	4,007

(注) 受贈分逐次刊行物は、主として裁判所刊行の資料であつて、前年(3,316冊)に比し、691冊の増となっている。

2. 図書資料の整理冊数

(昭和37年1月~12月)

分類別	種別	和漢図書資料 %	欧文図書資料 %	合計 %
法律関係		1,181冊 61.8%	607冊 94.1%	1,788冊 70.0%
法律関係以外		730 38.2%	38 5.9%	768 30.0%
計		1,911 100%	645 100%	2,556 100%

3. 管理業務

(1) 図書資料の閲覧及び貸出数

(昭和37年分と昭和36年分及び昭和35年分との比較)

年別	区分	和漢図書資料				欧文図書資料			
		館内閲覧		館外貸出		館内閲覧		館外貸出	
		人員	図書数	人員	図書数	人員	図書数	人員	図書数
総 数 (1月~ 12月)	昭和37年	10,293	14,795	2,625	6,369	890	2,360	560	1,573
	36年	8,969	13,726	2,278	5,478	661	1,490	425	938
	35年	10,626	14,807	2,549	6,654	711	1,824	504	1,098
1 カ 月 均	37年	858	1,233	219	531	72	197	47	131
	36年	815	1,249	207	498	60	135	39	85
	35年	886	1,234	212	555	59	152	42	92
1 日 平 均	37年	35	50	8	22	3	8	2	5
	36年	34	52	9	21	3	6	2	4
	35年	35	49	5	22	2	6	2	4

(注) 昭和36年は館内改装工事のため1カ月及び蔵書の点検のため1週間それぞれ休館(閲覧及び貸出等の業務停止)したので1カ月平均は11で除し、1日平均は264で除した。37年は蔵書点検のため6日間休館したので1日平均294で除した。また館外貸出には支部図書館の相互貸借による冊数を含んでいない。

(2) 利用者の種別 (百分比)

年別	区分	法務省職員	裁判所職員	弁護士その他
昭和37年		71.8%	17.0%	11.2%
36年	〃	75.0	12.0	13.0
35年	〃	67.0	20.0	10.9

(3) 蔵書の点検 (基本カードと蔵書とを照合する作業) 前年に引き続き11月5日から11月10日までの間、当館の職員だけで和書のH部門 (統計書) の一斉点検を行なった。その結果は次のとおりである。

部門	区分	基本カードによる総数	供用することができる図書数	供用することができない図書数
和書 (H部門)		13,087	12,808	279

4. 考査業務

(1) 図書資料に関する問合せに対する調査回答数は、1,154件 (昭和36年1,322件、同35年1,390件)

(2) 刊行物

書名	刊号	収録期間	刊行年月	頁数	規格	備考
法務図書館 図書月報	第12巻第2号	昭和36.7~36.9	昭37.1	37	B5	活版。邦文図書目録不載。
〃	第12巻第3号、 第13巻第1号 合併号	〃 36.10~37.6	昭37.9	124	B5	タイプ謄写。邦文の目録は昭和36.7以降。邦文及び欧文雑誌記事索引不載。
法務図書館 要覧	昭和36年版	〃 36.1~36.12	昭37.9	4	A5	活版

5. 国立国会図書館中央館等との連絡業務等

(1) 行政・司法支部図書館長会議 4月9日に、国立国会図書館長が召集し、支部図書館運営の諸問題について討議した。

(2) 行政・司法支部図書館連絡協議会 第72回 (1月) から第75回 (10月) まで4回開催。

(3) 支部図書館制度審議会 7月5日に、支部図書館制度審議会規則が制定・施行され支部側からは8委員、2幹事が任命された。審議会は、年内に第1回 (8月) から第5回 (12月) まで開催された。

(4) 相互貸借

年次	貸出冊数	全貸出冊数中の割合	借受冊数
昭和37年	345	5.1%	135
36年	265	3.9%	67
35年	493	5.9%	84

(5) 業務月報による報告 (館法第17条第3号)

(6) 納本関係 (館法第24条)

年次	種	冊
昭和37年	31	708
36年	24	456
35年	20	391

(2) 民 事 局

法務省設置法第3条、第6条 法務省組織令第9条～第15条
法務省組織規程第7条

昭和37年中の主なものは、次のとおりである。

1. 法令立案関係 当局主管又は他省庁からの合議にかかる法令立案の主なものは次のとおり

法 令 案 名	主 管 省	備 考
1. 家畜商法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令	農 林 省	
2. 簡易保険郵便年金福祉事業団法	郵 政 省	
3. 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律施行令等の一部を改正する等の政令	厚 生 省	
4. 農業機械化促進法の一部を改正する法律	農 林 省	
5. 阪神高速道路公団法	建 設 省	
6. 地方税法の一部を改正する法律	自 治 省	
7. 農地開発機械公団法の一部を改正する法律	農 林 省	
8. 国民生活研究所法	経 済 企 画 庁	
9. 農業災害補償法の一部を改正する法律	農 林 省	
10. 石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律	通 商 産 業 省	
11. 産炭地域振興事業団法	〃	
12. 日本観光協会法の一部を改正する法律	運 輸 省	
13. 海外技術協力事業団法	外 務 省	
14. 建物の区分所有等に関する法律	法 務 省	民 事 局
15. 民法の一部を改正する法律	〃	〃
16. 水資源開発公団登記令	経 済 企 画 庁	
17. 競馬法の一部を改正する法律	農 林 省	
18. モーターボート競走法の一部を改正する法律	運 輸 省	
19. 自動車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律	通 商 産 業 省	
20. 住居表示に関する法律	自 治 省	
21. 中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律	中 小 企 業 庁	
22. 地方公務員共済組合法	自 治 省	
23. 石油業法	通 商 産 業 省	
24. 漁業法の一部を改正する法律	水 産 庁	
25. 水産業協同組合法の一部を改正する法律	〃	
26. 中小企業信用保険公庫法施行令の一部を改正する政令	中 小 企 業 庁	
27. 木船運送法の一部を改正する法律	運 輸 省	
28. ばい煙の排出の規制等に関する法律	厚 生 省	
29. 肥料工業の振興及び肥料価格の安定に関する臨時措置法	通 商 産 業 省	

法 令 案 名	主 管 省	備 考
30. 医療金融公庫法施行令の一部を改正する政令	厚 生 省	
31. 阪神高速道路公団登記令	建 設 省	
32. 水資源開発公団登記令の一部を改正する政令	経 済 企 画 庁	
33. 簡易保険郵便年金福祉事業団登記令	郵 政 省	
34. 国民生活研究所登記令	経 済 企 画 庁	
35. 日本観光協会登記令の一部を改正する政令	運 輸 省	
36. 農地開発機械公団登記令の一部を改正する政令	農 林 省	
37. 地方自治法施行令の一部を改正する政令	自 治 省	
38. 海外技術協力事業団登記令	外 務 省	
39. 産炭地域振興事業団登記令	通 商 産 業 省	
40. 競馬法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令、競馬法施行令の一部を改正する政令及び地方競馬全国協会登記令	農 林 省	
41. 農業機械化研究所登記令	〃	
42. 商店街振興組合等登記令	中 小 企 業 庁	
43. 日本自動車振興会登記令の一部を改正する政令	通 商 産 業 省	
44. 自動車競技会登記令	〃	
45. 日本小型自動車振興会登記令	〃	
46. 小型自動車競走会登記令	〃	
47. 行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令	法 務 省	民 事 局
48. 市町村議員共済組合連合会等登記令	自 治 省	
49. 地方議会議員共済会登記令	〃	
50. 国税通則法の施行等に伴う関係政令の整備等に関する政令	大 蔵 省	
51. 罹災都市借地借家臨時処理法に規定する鑑定委員の旅費、日当及び止宿料に関する政令の一部を改正する政令	法 務 省	民 事 局

2. 会 同 (本省において)

年 月 日	件 名	協 議 事 項	備 考
37.5.30～6.1	法務局長、地方法務局長会同	} 法務局及び地方法務局の事務運営について	
37.6.2	法務局長事務打合せ		
37.10.10～12	法務局民事行政部長事務打合せ	同 上	
37.11.13	地方法務局次長事務打合せ	同 上	
37.11.14～15	法務局・地方法務局総務課長会同	同 上	
37.12.5～6	法務局長事務打合せ	法務局の運営について	

3. 研修関係 法務総合研究所の記述235頁を参照

4. 優良戸籍吏員等の表彰 10月10日から4日間東京都新宿区立体育館において全国連合戸籍住民登録事務協議会第15回総会が開催され、第1日目総会に先立ち法務大臣表彰及び感謝状の授与が行なわれた。

大臣表彰 164名 (戸籍事務永年勤続者 153名、戸籍住民登録事務関係で特に功績のあつた事務吏員10名、火災により類焼した際身を挺して戸籍簿住民登録票等の搬出に努めこれが保全の重責を果たした事務吏員1名)

感謝状授与 48名 (戸籍及び住民登録事務の処理につき優良な成績を挙げ、今次旧戸籍の第二次改製及び粗悪用紙戸籍の再製事務の成果が良好な市町村の長)

5. 外国出張 秘書課の記述 61頁を参照

第一課 法務省組織令第10条 法務省組織規程第7条

1. 公証に関する事項 昭和37年末の公証人の数は331名(前年より9名増)である。公証人のおかれていない地には、その管轄法務局、地方法務局またはその支局に勤務する法務事務官に公証人の職務を行なわせることになっており(公証人法第8条)、昭和37年末現在その数は25支局(前年より4支局減)である。昭和37年中に行なつた主な事項は、公証人定員規則の一部を改正する省令(昭和37年12月18日法務省令第79号)の施行等である。

2. 民事行政審議会、公証人審査会及び土地家屋調査士試験委員に関する事項(257頁、260頁参照)

3. 法務局及び地方法務局に関する事項 9,594名に上る職員の人事管理、47億円(施設費を除く)に上る予算経理の実施のため、調査、研究、立案、執行の面で官房人事課及び経理部に協力している。(63頁、67頁参照)

4. 登記、戸籍、公証の管轄に関する事務 昭和37年における管轄区域の変更等に関する法令(省令の一部改正)は60件であつて、そのうちには庁名改称11件(出張所)が含まれている。

5. 刊行物

書名	刊号	収録期間	刊行月	頁数	型体	月刊、年刊等の別	備考
民事月報	17巻1号～12号、3、4号号外	各号とも前月20日迄の事項(除号外)	毎月10日刊行	各号とも250頁前後	A5	月刊	民事局及び法務局・地方法務局以上配付

第二課 法務省組織令第11条

1. 戸籍事務に関する事項

(1) 戸籍課長ブロック会同の開催 戸籍法、住民登録法等の関係法令の改正の検討、「住民登録事務処理要領(案)」の検討等のため、各法務局ごとに戸籍課長ブロック会同を開催し、これに本省から係官が出席した。

法務局別	開催期日	開催地	法務局別	開催期日	開催地
東京法務局管内	10月29・30日	秩父市	福岡法務局管内	10月19・20日	宮崎市
大阪 "	9月13・14日	和歌山市	仙台 "	9月24・25日	秋田市
名古屋 "	9月10・11日	福井市	札幌 "	8月28・29日	札幌市
広島 "	8月16・17日	米子市	高松 "	10月23・24日	高松市

(2) 戸(除)籍副本のマイクロ化 前年度に引き続き、法務局、地方法務局及びその支局の書庫の狭隘を打開し、併せて戸籍事務の近代化を図るため、東京(港・荒川の各区)、浦和(浦和・大宮の各市)、水戸(水戸市)、宇都宮(真岡・足利の各市)、新潟(新潟・長岡の各市)、京都(京都市)、名古屋(名古屋・半田の各市)、岐阜(岐阜・大垣・中津川・恵那・美濃加茂の各市)、富山(高岡市)、岡山(岡山・西大寺・玉野・児島・総社・津山の各市)、佐賀(佐賀・鳥栖の各市)、長崎(長崎・佐世保の各市)、釧路(釧路・帯広の各市)、札幌(札幌・岩見沢・美唄・三笠・夕張の各市)の14庁を指定し、括弧内の各市区の該当戸(除)籍副本をマイクロフィルムに撮影し保管した。

(3) 市区町村の戸籍事務担当職員の研修 法務局及び地方法務局が中心となり全国市区町村の初任級戸籍吏員の研修を実施した。

(4) 戸籍及び寄留に関する資料の収集・保存 我が国の戸籍及び寄留制度の発展の歴史を明らかにしておく等のため、前年度に引き続き市区町村に残存する保存期間を経過した知名人の戸籍等を収集し保存した。

(5) 法務省民事局、最高裁判所家庭局、東京家庭裁判所の三者において、おおむね隔月に1回戸籍事務連絡協議会を開き、法規の解釈、取扱上の疑義等につき種々打合せを行なつた。

(6) 戸籍及び住民登録に関する国民一般の認識及び意見を調査して政府施策の参考資料とするため、内閣総理大臣官房広報室と協議して全国調査対象者3,000名について戸籍と住民登録に関する世論調査を行なつた(昭和37年11月内閣総理大臣官房広報室編 戸籍と住民登録に関する世論調査報告書参照)。

2. 住民登録に関する事項

(1) 住民票の完全性、正確性を高めるために、地方交付税の積算基礎に住民登録実態調査費を計上し、今後毎年1回各市町村において住民登録実態調査を実施するよう財政上の措置を行なつた。

(2) 住民登録法の施行10周年に当たる7月1日を期し、住民登録制度の趣旨を一般国民に徹底させ、かつ届出を励行させるために、法務大臣官房秘書課広報連絡室とも協議の上、ラジオ放送、ポスターの掲出を行ない、また、法務局、地方法務局及び市町村においてもそれぞれの実情に応じて、この種の広報活動を行なつた。

3. 文教及び厚生に関する民事に関する事項 (昭和34年版法務年鑑89頁参照)

第三課 法務省組織令第12条

1. 不動産登記その他の登記に関する事項

(1) 不動産登記法の一部改正 (イ) 建物の区分所有等に関する法律 (昭和37年法律第69号。以下「法律」という。)の施行に伴い、一棟の建物を区分した建物に関する登記用紙の様式を改正し、その他必要な改正を行なった (法律附則第4条)。右の法律は、昭和37年4月4日公布され、昭和38年4月1日から施行された。(ロ) 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律 (昭和37年法律第161号) 第24条により、不動産登記法中第5章の一部が改正された。右の法律は、昭和37年9月15日公布され、昭和37年10月1日から施行された。

(2) 船舶登記規則等の一部改正 行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令 (昭和37年政令第391号) により、船舶登記規則 (明治32年勅令第270号)、農業用動産抵当登記令 (昭和8年勅令第308号)、土地改良登記令 (昭和26年政令第146号)、建設機械登記令 (昭和29年政令第305号)、鉦害賠償登録令 (昭和30年政令第27号)、企業担保登記登録令 (昭和33年政令第187号) の一部をそれぞれ改正した。右の政令は、昭和37年9月29日公布され、昭和37年10月1日から施行された。

(3) 不動産登記法施行細則の一部改正 土地、建物の登記申請書に添付する土地の所在図、地積の測量図、地役権図面、建物の図面及び各階の平面図の様式並びにその記載事項を法定する等の改正を行なうため、昭和37年法務省令第39号で「不動産登記法施行細則の一部を改正する省令」が4月28日公布され、5月1日から施行された。

(4) 登記簿・台帳の一元化の実施 不動産登記法の一部改正に伴う登記簿・台帳の一元化作業の昭和37年度実施庁として、新たに東京法務局墨田出張所外162庁を指定した。右の指定庁は、昭和38年度末までに作業を完了する予定である。なお、昭和37年1月から12月末までに、東京法務局外153庁について、一元化完了期日を指定した。

2. 司法書士及び土地家屋調査士に関する事項

(1) 昭和37年度司法書士認可選考試験の実施 司法書士法第4条に定める法務局長及び地方法務局長の司法書士認可に関する昭和37年度の選考試験を、6月16日 (第1次) 及び17日 (第2次) 全国一斉に、各法務局及び地方法務局において実施した。

なお、昭和37年12月末現在の司法書士の員数は別表(1)、過去5年間の比較は別表(3)に示すとおりである。

(2) 昭和37年度土地家屋調査士試験の実施 土地家屋調査士法第5条に定める昭和37年度の土地家屋調査士試験を、8月12日全国一斉に、各法務局、地方法務局及び鹿児島地方法務局名瀬支局において実施した。なお、昭和37年12月末日現在の土地家屋調査士の員数は別表(2)、過去5年間の比較は別表(4)に示すとおりである。

別表(1) 司法書士員数調 昭和37年12月末現在

区分 庁名	昭和37年1月から12月末 までの認可数			認 可 取消数	昭和37年12月末現在 司法書士数		
	認可総数	法第2条 第1号	同第2号		総 数	会 員	非 会 員
東 京	41	10	31	27	1,143	1,080	63
横 濱	10	3	7	3	230	219	11
浦 和	7	3	4	2	171	157	14
千 葉	5	4	1	7	221	209	12
水 戸	4	2	2	7	201	196	5
宇 都 宮	—	—	—	3	143	142	1
前 橋	2	2	—	1	178	170	8
静 岡	8	1	7	4	202	194	8
甲 府	5	3	2	4	136	133	3
長 野	7	6	1	—	347	333	15
新 潟	3	2	1	3	204	197	7
大 阪	16	6	10	15	670	640	30
京 都	7	2	5	6	267	261	6
神 戸	13	5	8	22	479	464	15
奈 良	2	—	2	2	118	117	1
大 津	4	2	2	3	138	136	2
和 歌 山	4	1	3	5	152	149	3
名 古 屋	10	5	5	8	322	300	22
津	4	2	2	11	237	230	7
岐 阜	6	—	6	6	269	258	11
福 井	4	2	2	2	103	103	—
金 沢	1	1	—	2	148	144	4
富 山	6	1	5	1	142	135	7
広 島	10	5	5	5	406	360	46
山 口	7	3	4	18	391	387	4
岡 山	8	4	4	11	482	442	40
鳥 取	5	2	3	6	137	136	1
松 江	5	4	1	8	223	218	5
福 岡	21	10	11	9	378	371	7
佐 賀	2	—	2	2	118	116	2
長 崎	7	4	3	11	257	241	16
大 分	7	4	3	6	173	172	1
熊 本	11	4	7	11	288	283	5
鹿 児 島	10	3	7	23	553	530	23
宮 崎	12	2	10	5	252	236	16
仙 台	8	4	4	10	266	254	12
福 山	4	3	1	14	390	380	10
山 形	5	3	2	5	185	173	12
盛 岡	4	—	4	6	168	166	2
秋 田	2	1	1	9	148	143	5
青 森	4	3	1	—	144	139	5
札 幌	9	6	3	1	197	189	8
函 館	3	1	2	2	75	68	7
旭 川	5	—	5	3	112	108	4
釧 路	4	1	3	5	134	129	5
高 松	7	2	5	5	132	129	3
徳 島	2	2	—	9	165	159	6
高 知	5	1	4	15	181	172	9
松 山	13	2	11	6	336	293	43
合 計	349	137	212	349	12,512	11,960	552

別表(2)

土地家屋調査士員数調

昭和37年12月末現在

区分 庁名	昭和37年1月から12月末までの登録数						登録 取消数	昭和37年12月末 現在調査士数		
	登録 総数	試験 合格者	旧法第3 条第1号	同第 2号	同第 3号	附則 第3項		総 数	会 員	非 会 員
東 京	48	25	1	12	8	2	141	8,594	1,737	1,857
横 浜	22	11	-	9	2	-	6	1,060	624	436
浦 和	23	15	-	2	6	-	8	747	523	224
千 葉	18	11	-	1	6	-	7	711	297	414
水 戸	8	1	-	4	2	1	12	423	356	67
宇 都 宮	7	5	-	2	-	-	2	309	231	78
前 橋	2	1	-	-	1	-	5	335	263	72
静 岡	5	4	-	-	1	-	20	659	444	215
甲 府	1	1	-	-	-	-	-	176	74	102
長 野	4	4	-	-	-	-	-	1,491	750	741
新 潟	2	2	-	-	-	-	18	1,412	670	742
大 阪	17	14	-	1	2	-	250	599	566	33
京 都	1	1	-	-	-	-	55	183	177	6
神 戸	14	9	-	3	2	-	197	785	518	267
奈 良	-	-	-	-	-	-	2	91	62	29
大 津	2	2	-	-	-	-	11	72	72	-
和 歌 山	-	-	-	-	-	-	25	139	138	1
名 古 屋	19	1	14	-	4	-	3	919	640	279
岐 津	3	3	-	-	-	-	13	263	199	64
岐 阜	-	-	-	-	-	-	24	456	373	83
福 井	3	3	-	-	-	-	11	105	101	4
金 沢	-	-	-	-	-	-	2	260	159	101
富 山	5	5	-	-	-	-	3	202	131	71
広 島	2	2	-	-	-	-	4	906	336	570
山 口	7	6	-	1	-	-	29	342	275	67
岡 山	5	4	-	1	-	-	7	794	371	423
鳥 取	1	1	-	-	-	-	102	144	138	6
松 江	5	2	1	1	-	1	17	193	159	34
福 岡	13	9	2	2	-	-	142	520	421	99
佐 賀	2	1	-	-	-	1	2	230	173	57
長 崎	6	4	-	-	1	1	15	226	189	37
大 分	3	3	-	-	-	-	94	280	274	6
熊 本	4	4	-	-	-	-	104	460	375	85
鹿 児 島	5	5	-	-	-	-	9	397	330	67
宮 崎	2	2	-	-	-	-	5	269	175	94
仙 台	4	1	-	2	1	-	6	324	244	80
福 島	6	5	-	-	1	-	156	468	448	20
山 形	2	2	-	-	-	-	2	811	375	436
盛 岡	2	-	-	2	-	-	138	466	432	34
秋 田	3	2	-	-	1	-	59	519	298	221
青 森	3	2	-	1	-	-	4	429	271	158
札 幌	7	5	-	-	1	1	-	333	241	92
函 館	1	1	-	-	-	-	-	81	42	39
旭 川	3	2	-	1	-	-	21	88	88	-
釧 路	3	2	-	1	-	-	3	52	97	55
高 松	2	2	-	-	-	-	8	254	123	131
徳 島	-	-	-	-	-	-	2	224	111	113
高 知	-	-	-	-	-	-	65	318	185	133
山 形	8	8	-	-	-	-	4	346	242	104
合 計	303	193	18	46	39	7	1,813	24,565	15,518	9,047

別表(3)

司法書士員数調(過去5年間比較)

区分 年次	司法書士数			年間認可数			年間認 可取消
	総 数	会 員	非 会 員	総 数	法第2条 第1号	法第2条 第2号	
昭 和 33	12,547	11,943	594	310	109	201	
34	12,489	11,862	587	375	123	252	409
35	12,509	11,813	696	468	143	325	373
36	12,507	11,907	600	396	163	233	367
37	12,512	11,960	552	349	137	212	349

(注) 空欄は、集計されていないことを示す。

別表(4)

土地家屋調査士員数調(過去5年間比較)

区分 年次	土地家屋調査士数			年間登録数						年間登 録取消
	総 数	会 員	非 会 員	総 数	試 験 合 格 者	旧法第3 条第1号	〃 第2号	〃 第3号	附則 第3項	
昭 和 33	16,716	12,344	4,372	1,684	133	72	425	1,030	21	
34	17,571	13,057	4,514	2,021	142	92	462	1,303	22	1,133
35	27,020	14,055	12,965	10,407	175	273	2,587	7,340	32	1,070
36	26,278	14,680	11,598	266	193	12	36	22	3	986
37	24,565	15,518	9,047	303	193	18	46	39	7	1,813

(注) 空欄は、集計されていないことを示す。

3. 外事及び農林に関する民事に関する事項

外務省及び農林省等から関係法令の解釈及び立案に関し、随時質問または協議を受け、これについて意見を述べた。

第四課

法務省組織令第13条

1. 商事に関する事項 昭和34年版法務年鑑96頁参照。なお、手形法(昭和7年法律第20号)第83条、小切手法(昭和8年法律第57号)第69条の規定による手形交換所の指定はなかつた。

2. 非訟事件に関する事項 昭和34年版法務年鑑97頁参照。

3. 商業登記に関する事項

(1) 商業登記規則の一部改正等 株式会社登記簿の一覧性を高めるとともに株式会社に関する登記事務の合理化を図るため、登記用紙の様式(横書式)及び登記手続きにつき、法務大臣の指定する登記所における特例を定める必要から、商業登記規則(昭和26年法務府令第112号)の一部改正を立案し、同改正規則は12月8日法務省令第77号をもって公布、同月10日から施行された。これに伴い、同月12日法務省告示第1839号

をもつて、東京法務局中野出張所が昭和38年1月1日から同規則第72条の2の規定による指定登記所とされた。そのほか、商業登記関係法令の調査研究を行ない、立案に協力し、登記事務の指導監督上必要な訓令・通達の起案及び諸官公署・一般民間会社等からの照会に対して回答し、又は意見を述べた。

(2) 登記課長会同の開催 (イ) 商業登記法案及び法人登記法案の判定について、(ロ) 商法の一部を改正する法律の施行に伴う商業登記事務の取扱いについて、を議題として各法務局ごとに登記課長ブロック会同を開催し、これに本省から係官が出席した。

法務局別	開催期日	開催地	法務局別	開催期日	開催地
東京法務局管内	5月24・25日	長野市	福岡法務局管内	4月23・24日	大分市
大阪 "	" 15・16日	奈良市	仙台 "	5月10・11日	福島市
名古屋 "	4月30日, 5月1日	津市	札幌 "	" 15・16日	釧路市
広島 "	5月10・11日	鳥取市	高松 "	4月26・27日	徳島市

4. 法人の登記に関する事項 法人登記関係法令の調査研究を行ない、立案に協力し、登記事務の指導監督上必要な訓令・通達の起案及び諸官公署・民間等からの照会に対して回答し、又は意見を述べた。その他法務大臣の主管に属する公益法人の設立及び監督に関する調査をなし、意見を述べる等、各所属部局に協力した。

5. 供託に関する事項

(1) 一般業務 供託関係法令の調査研究を行ない、その立案に協力し、供託事務の指導監督上必要な訓令・通達の起案及び諸官公署、民間等からの照会に対して回答し、又は意見を述べた。

(2) 供託所の指定等 法務局及び地方法務局組織規程(昭和24年法務府令第3号)第13条第2項の規定により供託事務を取り扱う法務局及び地方法務局の出張所が本年中に次のとおりそれぞれ指定又は廃止された。

(イ) 指定 宇都宮地方法務局小山出張所(昭和37年1月5日法務省告示第1号をもつて指定され、同年1月10日から施行)

(ロ) 廃止 (a) 東京法務局台東、大森、渋谷、新宿、北各出張所(昭和37年9月12日法務省告示第1398号をもつて廃止され、同年10月1日から施行された。なお、廃止された供託所の事務は同局供託課が取扱うこととされた。) (b) 京都地方法務局綾部出張所(昭和37年10月30日法務省告示第1655号をもつて廃止され、同年11月1日から施行された。なお、同供託所の事務は同局福知山支局が取扱うこととされた。) この結果、昭和37年12月31日現在の供託所の数は法務局、地方法務局の本局49、支局238、出張所157、計444カ所である。

6. 財政、金融及び通商産業に関する民事に関する事項 大蔵省、通商産業省及び建設省等よりの照会に対して回答し、又は意見を述べた。

第五課

法務省組織令第14条

1. 国籍に関する事項

(1) 帰化許可申請の許否に関する事務については、別表(1)のとおり逐年増加し、かつ、その内容はますます複雑化する傾向にある。そこで本年は、鳥取・札幌・福井・和歌山・秋田・宮崎・高松・浦和の各地で法務局・地方法務局の戸籍課長(国籍事務担当)会同を開催し、これら事務処理要領について指導及び連絡を行ない、その能率向上と簡素化を図つた。また、事件の内容がきわめて複雑多岐であるため、現地機関で十分調査できないもの、あるいは調査の要領を得ないものがあり許否を決し得ないものが相当数あつたが、これらの事件については、現地に出張して直接調査するとともに個別的に原局担当官の指導をも行なつた。また、帰化事件の調査に関し、協力を依頼する官公署等との連絡を密にするため、東京をはじめ各地において法務局とこれら関係の官公署との打合せ会を開催した。

(2) 帰化・国籍離脱・国籍証明書発給等の件数は、別表(1)、(2)、(3)のとおりである。

2. 労働、運輸及び通信に関する民事に関する事項

前年と同様、主として労働省、運輸省及び郵政省から関係法令の解釈・立案に関し、随時質問または協議をうけ、あるいは各種委員会等において意見を述べまたは回答を行なつた。

3. 解散団体の財産の管理及び処分等に関する事項

解散団体関係財産管理処分状況については、別表(4)のとおりである。

別表(1) 帰化事件処理実績表 (単位人)

年次	前年から繰越	新規受付	計	許可	不許可	翌年への繰越
昭和33	3,207	5,990	9,197	2,794	2,896	3,507
34	3,507	7,482	10,989	3,196	3,020	4,773
35	4,773	8,130	12,903	3,857	2,955	6,091
36	6,091	7,671	13,762	3,240	2,933	7,589
37	7,589	8,297	15,886	3,614	3,433	8,839

別表(2) 国籍離脱届受理(告示)人数

年次	昭和33	" 34	" 35	" 36	" 37
人数	1,085	1,248	1,274	1,908	924

別表(3) 国籍証明書発給件数

年次	昭和33	" 34	" 35	" 36	" 37
件数	415	822	693	543	557

別表(4) 解散団体関係財産管理処分状況

区分	種類	土地	建物	債権 その他	財産 売却	債権 回収	財産 管理	雑
昭和37年末現在 財産額		(坪) 2,443.50	(坪) 451.07	(万円) 927	-	-	-	-
昭和37年中管理 処分の収入額		-	-	-	-	(万円) 81.3	(万円) 37	-

参事官

法務省組織令第15条

各参事官は、昨年に引き続き、法制審議会各部会において、それぞれ審議に直接参与し又は前記各部会等の開催に先だちこれが議案の立案及び細部に亘つての調査検討を続けている。その主な活動状況は次のとおりである。

1. 民法部会財産法小委員会では、昭和35年秋に着手した建物の区分所有に関する法制の整備についての審議を一応終え、「建物の区分所有等に関する法律案要綱案」を作成して1月開催の民法部会に提出した。そこで若干修正された後、2月開催の法制審議会でそのまま可決、即日答申された。かくして、この答申に基づき「建物の区分所有等に関する法律案」が立案、第40回国会に提出され、3月30日国会を通過し、法律第69号として公布された。その後財産法小委員会及びその準備会では、借地・借家関係法改正の問題点につき、審議検討を進めた。
2. 2月開催の法制審議会の答申に基づき立案された「民法の一部を改正する法律」が第40回国会において成立し、3月29日付官報をもつて法律第40号として公布された後、民法部会身分法小委員会準備会は、養子制度に関する検討を行なった。これは、前述の緊急を要する民法の一部改正法律案作成のために、昭和35年10月から中断されていた民法第4編及び第5編についての根本的な検討を再開したものである。
3. 商法部会では、昭和33年7月に着手した株式会社の計算規定関係についての審議を一応終了したので、1月に商法中緊急に改正を要すると考えられる部分をも加えた「商法の一部を改正する法律案要綱案」を決定して2月開催の法制審議会に提出した。かくして、この要綱に基づき「商法の一部を改正する法律案」が立案され、4月13日国会を通過し、法律第82号として公布された。その後商法部会及びその準備会では、商法中なお緊急に改正を必要と考えられる事項につき、審議検討を続けた。なお、株式会社の貸借対照表及び損益計算書に関する省令の民事局試案(昭和36年版法務年鑑95頁参照)につき、実務家の意見を聞き最終的な検討を加えた。
4. 国際私法部会小委員会では、法例改正問題のうち、親子間の法律関係を審議検討し、「法例改正要綱試案(養親子の部)」を作成、さらに国際私法部会の審議を求めべく準備を進めている。なお、上記と併行し、ヘーグ国際私法会議特別委員会の議題とされた「外国判決の承認及び執行に関する条約案」につき、審議検討を行なった。

5. 強制執行制度部会小委員会準備会では、昨年に引き続き、民事訴訟法中強制執行編及び関係法令について、執行機関の改革を中心として強制執行法等の改正試案につき、逐条的な審議検討を進めた。
6. 手形・小切手に基づく債権の取立を簡易、迅速、かつ確実ならしめるための特別訴訟手続の採用について、各商工会議所から要望が出されたので、手形訴訟事件の実態を把握するため、昭和37年7月東京地方裁判所の担当裁判官と懇談会を開催し、今後の立案の参考とした。なお、上記については、民事訴訟法部会の開催を求めて審議を進める予定である。

(3) 刑事局

法務省設置法第3条、第7条 法務省組織令第16条～第20条

当局の所掌事務の概要については、昭和35年版法務年鑑95頁参照。

1. 会 同

年月日	件 名	協 議 事 項	備 考
37. 1. 12	全国交通関係事犯担当副検事会同	交通関係事犯に関し検察運営上考慮すべき事項	
2. 6	検務実務家会同	被招集者提案にかかる協議事項	
3. 8	全国次席検事会同	事件処理を通じ次席検事として特に考慮すべき事項について	
3. 29	全国財政経済係検事会同	現下財政経済検察の運営上考慮すべき事項	
4. 26	検察庁事務局長会同	検察事務官以下の検察庁職員の人事管理上事務局長として特に考慮すべき事項	
5.	総務部長検事ブロック会同	事件事務規程案について	
5. 28	全国少年係検事会同	少年犯罪の現況とすう勢にかんがみ、少年検察の運用上留意すべき事項	
6. 8	検察長官会同		秘書課の記述59頁参照
6. 11	検察庁会計課長会同	昭和37年度予算年額内示案等について	
6. 27	全国公安労働係検事会同	公安労働検察上、当面、特に考慮を要する事項について	
6. 28			
9. 20	全国刑事部長検事会同	1. 公務員等による瀆職その他の不正事犯につき検察上考慮すべき事項について 2. 悪質な暴力事犯につき検察上考慮すべき事項について 3. 外事事件につき検察上考慮すべき事項について	

年月日	件名	協議事項	備考
37. 10. 10	全国次席検事会同	1. 今次選挙違反取締りの実情にかんがみ、検察上特に考慮すべき事項について 2. 青少年犯罪の現状とすう勢にかんがみ、検察上特に考慮すべき事項について 3. 検察庁の運営に関し、次席検事として考慮すべき事項について	
9. 10.	高等検察庁管内少年・風紀係検事会同	少年、風紀関係事件の処理に関し、検察上考慮すべき事項につき、検事長において適宜定める事項	
10. 30	高等検察庁及び指定地方検察庁指導係検事会同	1. 司法修習生に対する検察修習のあり方について (刑事局) 2. (イ) 副検事研修の目標はいかにあるべきか (ロ) 検察事務官研修をその身分に関係づけた制度とすることの可否 (ハ) 検事専門研修の実施に関し考慮すべき事項 (法務総合研究所)	指定地検東京ほか21庁
9. 10. 11.	公安労働係検事会同	1. 公安労働事件につき、法律解釈、事実認定、量刑等の諸点に関し特異な判断を示した裁判結果の実情とそのよつて来たる原由並びにこれに対して検察官として捜査及び公訴維持の観点からとるべき方策について 2. 各庁において決定される事項	高検管内別に開催
11. 16	高等検察庁及び指定地方検察庁麻薬係検事会同	最近における麻薬事犯の現状とすう勢にかんがみ、麻薬取締関係法規の改正を含め、検察運営上、特に考慮すべき事項について	指定地検東京ほか9庁
11. ~12.	検務実務家ブロック会同	1. 事件事務規程の運用上考慮すべき事項について 2. 刑事訴訟法第345条の規定に基づく法定即時釈放を適正円滑ならしめるための方策について	

2. 主な審議法案

審議年月日	法案名	主管省	審議担当課
37. 1. 8	公職選挙法の一部を改正する法律案	自治省	刑事課
〃	政治資金規正法の一部を改正する法律案	〃	〃
1. 11	毒物及び劇物取締法施行令及び同指定令の一部を改正する政令案	厚生省	〃
1. 12	銃砲刀剣類等所持取締法の一部を改正する法律案	警察庁	〃
〃	農業機械化促進法の一部を改正する法律案	農林省	〃

審議年月日	法案名	主管省	審議担当課
37. 1. 13	産炭地域振興事業団法案	通産省	刑事課
〃	災害対策基本法等の一部を改正する法律案	自治省	総務課
〃	相続税法の一部を改正する法律案	大蔵省	刑事課
〃	印紙税法の一部を改正する法律案	〃	〃
〃	通行税法の一部を改正する法律案	〃	〃
1. 16	関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案	〃	〃
〃	阪神高速道路公団法案	建設省	公安課
〃	競馬法の一部を改正する法律案	農林省	刑事課
〃	首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律の一部を改正する法律案	総理府	公安課
1. 17	しょう脳専売法を廃止する法律案	大蔵省	刑事課
〃	海外技術協力事業団法案	外務省	総務課
1. 20	法人税法の一部を改正する法律案	大蔵省	刑事課
1. 22	住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案	建設省	公安課
〃	物品税法の一部を改正する法律案	大蔵省	刑事課
1. 23	モーターボート競走法の一部を改正する法律案	運輸省	〃
〃	建築物用地下水の採取の規制に関する法律案	建設省	公安課
1. 24	自転車競走法等の一部を改正する法律案	通産省	刑事課
〃	地方税法の一部を改正する法律案	自治省	〃
1. 25	酒税法等の一部を改正する法律案	大蔵省	〃
1. 26	国民生活研究所法案要綱	経済企画庁	総務課
1. 27	所得税法の一部を改正する法律案	大蔵省	刑事課
1. 29	トランプ類税法の一部を改正する法律案	〃	〃
〃	入場税法の一部を改正する法律案	〃	〃
1. 31	質屋営業法等の一部を改正する法律案	警察庁	〃
2. 1	石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案	通産省	〃
〃	中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案	〃	〃
2. 2	不当顧客誘引行為防止法案	公正取引委員会	〃
2. 3	農業災害補償法の一部を改正する法律案	農林省	〃
〃	農業保険事業団法案 修正案	〃	〃
2. 5	家庭用品品質表示法案	通産省	〃
2. 7	公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案	建設省	公安課
2. 8	災害対策基本法等の一部を改正する法律案	自治省	総務課
2. 9	駐車場法の一部を改正する法律案	建設省	公安課
2. 14	揮発油税法の一部を改正する法律案	大蔵省	刑事課

審議年月日	法案名	主管省	審議担当課
37. 2. 14	地方道路法の一部を改正する法律案	大蔵省	刑事局
"	地方公務員共済組合法案	自治省	公安課
2. 20	地方自治法の一部を改正する法律案	"	総務課
2. 21	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案	大蔵省	刑事課
"	砂糖消費税法の一部を改正する法律案	"	"
"	国税通則法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案	"	"
"	有価証券取引税法の一部を改正する法律案	"	"
"	取引所税法の一部を改正する法律案	"	"
"	輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律案	"	"
2. 27	肥料工業の振興及び肥料の取引の適正化に関する法律案	通産省	"
2. 28	木船運送法の一部を改正する法律案	運輸省	総務課
3. 2	鉱山保安法の一部を改正する法律案	通産省	公安課
3. 14	ばい煙等規制法案	"	刑事課
3. 19	工業用水法の一部を改正する法律案	"	"
3. 23	国際観光ホテル整備法の一部を改正する法律案	運輸省	総務課
3. 27	首都圏市街地開発区域整備法の一部を改正する法律案	総理府	公安課
3. 30	商店街における事業者等の組織に関する法律案	通産省	刑事課
"	自動車の保管場所の確保に関する法律案	総理府	"
4. 24	政府による輸入砂糖の買入及び売渡に関する暫定措置法案	食糧庁	"
"	道路交通法の一部を改正する法律案に対する修正案	警察庁	"
5. 4	海運企業の整備に関する臨時措置法案	運輸省	総務課
7. 6	鉱業法の一部を改正する法律案	通産省	刑事課
7. 11	公職選挙法施行令等の一部を改正する政令案	自治省	"
7. 13	公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案	"	"
8. 25	銃砲刀剣類等所持取締法施行令の一部を改正する政令案	警察庁	"
11. 5	船舶安全法の一部を改正する法律案	運輸省	総務課
11. 13	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案	自治省	刑事課
"	公職選挙法施行令の一部を改正する政令案	"	"
11. 19	地方自治法の一部を改正する法律案(財務関係)	"	総務課
11. 22	" (別表部分)	"	"

審議年月日	法案名	主管省	審議担当課
11. 22	道路運送法の一部を改正する法律案	運輸省	刑事課
"	炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案	労働省	公安課
11. 28	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案	自治省	刑事課
12. 11	狩猟法の一部を改正する法律案	農林省	"
12. 21	オリンピック東京大会の準備等に必要な資金に充てるための寄付金付き製造たばこの販売等に関する法律案	大蔵省	"
"	外国保険事業者に関する法律の一部を改正する法律案	"	"
12. 27	航空法の一部を改正する法律案	運輸省	総務課

総務課

法務省組織令第17条

本年中の所掌事務の実施概要は次のとおりである。

1. 検察庁の組織運営関係

(1) 道路交通法違反事件迅速処理のための共用書式(いわゆる交通切符制)の実施 道路交通法違反事件の驚異的な増加にかんがみ、かねてからこれら事件処理の抜本的諸対策について検討されてきたところ、さしあたりこれに対処すべきもつとも有効適切な方法として、すでにアメリカ等において実施しその成果をあげているいわゆる交通切符制に着目し、この制度の利点を最大限に生かしつつ、わが国現行法制下における訴訟手続に適する交通切符制度を立案すべく、最高裁判所事務総局及び警察庁と数次にわたる協議の結果、「道路交通法違反事件迅速処理のための共用書式(たて約23.5cm、よこ約11cmの大きさで4枚一組の複写書式)」を制定するとともに、具体的実施方法及び地域等も決定し、昭和38年1月1日を期して、とりあえず成人の同法違反事件について東京、静岡、大阪、京都、神戸、名古屋、広島、福岡、仙台及び札幌の10地域において本制度を実施することとなり、昭和37年8月25日付法務省刑事(総)第695号をもつて刑事局長通達が発せられた。本制度の実効は、わが国においては画期的なものであり、その実効ある運用が期待される。

(2) 検察庁の課及び係に関する検察庁事務章程第10条に基づく法務大臣の承認 昭和36年12月20日法務省訓令第4号により検察庁事務章程の一部が改正され、昭和37年1月1日から施行されたことに伴い、従来の領置課又は領置係を廃し、新たに次の係を設けること等について、それぞれ1月25日法務省刑事(総)第59号をもつて承認通知が行なわれた。営繕係新設28庁、国有財産係新設7庁、主計係を廃し歳入・歳出の二係新設10庁、その他11庁(昭和36年版法務年鑑99頁参照)

(3) 検察庁事務章程の一部改正 6月23日法務省訓令第3号(同日付官報掲載)をもつて検察庁事務章程(昭和34年2月26日法務省訓令第1号)の一部を改正する訓令が

発せられ、7月1日から施行された。この改正訓令の施行により、東京・大阪両地方検察庁に新たに交通部及び交通事務課の一部一課制が設けられ、業務上過失致死傷、道路交通法違反等交通事件に対する検察及びこれに必要な資料の収集整備等の強化が図られた。

2. 検務事務関係

(1) 事件事務規程の制定 9月1日法務省刑事(総)秘第10号をもつて事件事務規程を制定する法務大臣訓令が発せられ、昭和38年1月1日から施行されることとなった。この訓令は、従来、各庁区であつた受理事件の事件番号について一被疑者、一受理事由、一番号のいわゆる黒番主義に統一し、また、不起訴裁定の主文を明定する等事件の受理、捜査、処理、公判遂行等に関する事務の取扱い手続の大綱を規定したものである。なお、この訓令の施行により、昭和24年以来行なわれてきたファイル制度は廃止されることとなった。

(2) 執行事務規程の制定 9月1日法務省刑事(総)秘第11号をもつて執行事務規程を制定する法務大臣訓令が発せられ、昭和38年1月1日から施行されることとなり、従来の執行事務規程(昭和28年6月1日法務省刑事局秘第130号法務大臣訓令)は廃止された。事件事務規程が従来の執行事務規程中に規定されていた令状関係事務をとり入れて規定したので、従来の執行事務規程を廃止し裁判言渡し以後の自由刑の執行等に関する事務手続のみを規定する新たな執行事務規程が定められたのである。

(3) 徴収事務規定の改正 (イ) 5月31日法務省刑事(総)秘第7号徴収事務規程の一部を改正する法務大臣訓令が発せられ、6月1日から施行された。この改正により、罰金等徴収金について納付義務者につき、強制執行をすることができる財産がないとき等の事由があるときは、徴収停止処分に付し、その効果として、同処分が取り消されるときまで資産調査等の手続を省略し得ることとなり、徴収関係事務の効率的運営が図られることとなった。(ロ) また、9月1日法務省刑事(総)秘第13号徴収事務規程の一部を改正する法務大臣訓令が発せられ、昭和38年1月1日から施行されることとなった。この改正は、事件事務規程の制定に伴い、字句に若干の修正が加えられたものである。

(4) 証拠品事務規程の改正 9月1日法務省刑事(総)秘第12号証拠品事務規程を改正する法務大臣訓令が発せられ、昭和38年1月1日から施行されることとなった。この改正は、事件事務規程の制定に伴う改正である。

(5) 刑事関係報告規程の改正 (イ) 6月6日法務省刑事(総)秘第8号刑事関係報告規程の一部を改正する訓令が発せられ、同日から施行された。この改正訓令は、公職選挙法の一部を改正する法律(昭和37年法律第112号)の施行に伴い、選挙犯罪にかかる事件報告及び統計報告に関し所要の改正が加えられたものである。(ロ) また、12月20日法務省刑事(総)秘第20号刑事関係報告規程の一部を改正する法務大臣訓令が発せられ、昭和38年1月1日から施行されることとなった。この改正訓令は、事件事務規程の制定に伴い、これと合致させるため、統計表作成の要領につき、新たに計

算の基礎として新受人員の計算方法を定める等所要の改正が加えられ、また、検察庁職員の職務上の過誤により不当な結果を生ぜしめた案件の報告につき、一層の適正を期するため、この報告を新たな項目として規定した。

3. 死刑執行命令関係 本年、当局において死刑執行上申を受理した死刑確定者は13名で、昨年末における未執行者67名と合わせ80名であるが、このうち、本年中26名に対し死刑執行命令が発せられ、いずれも執行を了した。なお、過去5年間の死刑執行人員は、次表のとおりである。

区 分	昭和33年	昭和34年	昭和35年	昭和36年	昭和37年
死刑執行人員	7	30	39	6	26

4. 条約関係 当局で検討した条約案の主なもの、次のとおりである。

(1) 2国間条約関係 (イ) 日本国とエル・サルヴァドル共和国との間の通商協定案、(ロ) 日本国とメキシコ共和国との間の通商協定案、(ハ) 日本国とボリビア共和国との間の通商協定案、(ニ) 日本国と連合王国との間の通商、居住及び航海条約(昭和37年11月14日ロンドンにおいて調印)、(ホ) 日本国とアメリカ合衆国との間の領事条約案、(ヘ) 日本国と連合王国との間の領事条約案、(ト) 国際地震工学研究所を設立するための国際連合特別基金の援助に関する日本国と特別基金との間の協定。

(2) 多数国間条約関係 (イ) 国際連合国際民間航空機関において審議された「航空機上の犯罪条約案」、(ロ) 外交関係ウィーン条約及び関係議定書等、(ハ) 国際連合の特権及び免除に関する条約、(ニ) 国際連合専門機関の特権及び免除に関する条約、(ホ) 国際連合国際原子力機関の特権及び免除に関する協定、(ヘ) 南極条約

(3) その他 国際連合国際民間航空機関第14回法律委員会が8月28日から3週間ローマにおいて「航空機上の犯罪に関する条約案等」を議題として開かれ、日本政府代表として当局係官が出席した。

5. 検察審査会関係 本年中において全国の検察審査会が検察官の不起訴処分について、起訴相当又は不起訴相当の議決をした人員は1,232人(731件)で、その内訳は起訴相当78人(63件)[全議決の6%強]、不起訴相当1,154人(668件)[全議決の94%弱]で、起訴相当の議決があつた78人(うち6人に対して起訴手続がとられた)の罪名別内訳は次表のとおりである。建議、勧告は6件であり、逐年事件漸増の折柄検察官の増員に努められたいとするもの、ひき逃げ事件の犯人に対して相当思いきつた重刑を科するよう考慮されたいとするもの等があつた。

罪 名	起訴相 当の議 決人員	起訴 人員	不起訴 人員	罪 名	起訴相 当の議 決人員	起訴 人員	不起訴 人員
(刑 法 犯)				建 造 物 侵 入	1	-	1
封 印 破 棄	3	-	1	文 書 偽 造	4	-	-
失 火	1	-	-	有 価 証 券 虚 偽 記 入	1	-	-

偽	証	7	-	3	背	任	3	-	2
傷	害	5	3	1	毀	棄	2	-	2
業務上過失致死傷		19	2	5	(特	別	法)		
名	譽	毀	損	6	公	職	選	挙	法
威	力	業	務	妨	害	森	林	法	違
強	盗	4	-	-	反				
詐	欺	13	1	6					
横	領	3	-	1	合	計	78	6	29

6. 検察庁に関する国家賠償請求訴訟関係 昨年中訟務局から検察庁に関する訴訟事件として当局に照会のあつた件数は10件であつた、その請求原因別内訳は、証拠品の処分が違法又は不当であるとするもの3件、起訴が違法にされたとするもの3件、検察官が証拠湮滅等不法行為をしたものとするもの、誤つて財産が差押えられたとする第三者異議の訴、前科の不実記載があつたとするもの及び勾留が違法にされたとするもの各1件である。なお、昨年度確定した事件で国が敗訴したもの(和解によつて終結したものを含む)は4件であり、請求原因別にみると前科の不実記載によるもの2件、過失による違法勾留1件、過失による違法な起訴1件である。

7. 司法警察関係

(1) 特別司法警察職員等の人員及び捜査活動状況

種 別	昭和37年末司法警察職員			昭和37年1年間の送致事件数, 人員		左記の送致事件に関する強制捜査権行使の種類及び回数				左記期間中の警察引渡事件数, 人員		備 考
	司法警察職員	司法巡查	計	令状による逮捕	現行犯逮捕	捜査	差押	件	人			
監獄又は分監の長	187	-	187	52	64	-	-	-	-	2	2	
監 獄 職 員	439	521	960	245	308	-	184	-	-	4	6	
営 林 局 署 職 員	3,782	-	3,782	551	830	1	8	20	3	70	100	
公有林野事務担当の北海道吏員	175	-	175	-	-	-	-	-	-	-	-	
狩猟取締事務担当の都道府県吏員	953	-	953	16	19	-	-	-	-	158	204	
船長その他海員	(不 詳)											
皇 宮 護 衛 官	243	589	832	1	1	-	-	-	-	-	-	
国有鉄道の役職員	729	5,870	6,599	-	-	-	-	-	-	39	39	
労働基準監督官	2,360	-	2,360	493	1,001	2	-	38	34	-	-	
船・員 労 務 官	170	-	170	2	2	-	-	-	-	-	-	
海上保安官及び同保安官補	7,074	2,872	9,946	14,860	17,553	453	873	1,037	1,027	2,735	2,781	

種 別	昭和37年末司法警察職員			昭和37年1年間の送致事件数, 人員		左記の送致事件に関する強制捜査権行使の種類及び回数				左記期間中の警察引渡事件数, 人員		備 考
	司法警察職員	司法巡查	計	令状による逮捕	現行犯逮捕	捜査	差押	件	人			
麻 薬 取 締 官	150	-	150	201	296	104	114	264	144	7	7	
麻 薬 取 締 員	100	-	100	82	105	9	-	51	42	2	2	
郵 政 監 察 官	629	-	629	599	622	109	19	262	117	16	16	
釵 務 監 督 官	240	-	240	27	72	-	-	-	-	-	-	
漁 業 監 督 官	43	-	43	87	90	-	33	-	-	1	1	
漁 業 監 督 員	393	-	393	657	699	2	476	36	107	249	326	
自衛隊の警務官及び警務官補	797	24	821	906	469	121	11	11	14	31	22	
国 税 庁 監 察 官	99	-	99	6	17	-	-	-	-	-	-	
鉄 道 公 安 職 員	1,285	1,546	2,831	867 (757)	903 (798)	(29)	(673)	-	-	3,252	3,780	()内は鉄道公安職員の職務に関する法律により検察官に引致した数

(2) 司法警察職員教養訓練関係 検察庁における司法警察職員に対する教養訓練の概況は、次表のとおりである。

(イ) 司法警察職員との各種会議

種 別	対象人員	回 数	種 別	対象人員	回 数
一般司法警察職員	1,235	43	特別司法警察職員	134	5

(ロ) 司法警察職員に対する実務修習

種 別	対象人員	回 数	種 別	対象人員	回 数
一般司法警察職員	2,487	217	特別司法警察職員	2,042	59

(ハ) 司法警察職員所属庁からの依頼による講師派遣

種 別	対象人員	回 数	種 別	対象人員	回 数
一 般 司 法 警 察 職 員	6,936	266	特 別 司 法 警 察 職 員	472	8
監 獄 職 員	182	18	海 上 保 安 官 及 び 保 安 官 補	360	24
営 林 局 署 職 員	1,343	38	麻 薬 取 締 官 及 び 麻 薬 取 締 員	560	32
狩 猟 取 締 事 務 担 当 の 都 道 府 県 職 員	87	3	郵 政 監 察 官	123	6
国 有 鉄 道 の 役 職 員 (鉄 道 公 安 職 員 も 含 む)	956	39	釵 務 監 督 官	72	3
自 衛 隊 の 警 務 官 及 び 警 務 官 補	452	13	自 衛 隊 の 警 務 官 及 び 警 務 官 補	1,296	37
其 他 (専 売 公 社 , 消 防 , 税 務 関 係 職 員 等)					

8. 犯罪票事務関係 6月1日付刑事(総)第449号刑事局長通達をもって「犯罪票事務取扱要領」の一部が改正され、検事正は、事務処理上支障がないと認めるときは、道路交通法違反の罪にかかる罰金刑以下の有罪の確定裁判について、地方検察庁の支部及び区検察庁から地方検察庁本庁あての既決犯罪通知を省略できることとしたほか、同法違反の罪にかかる罰金刑の有罪の確定裁判についての本籍市区町村長あて既決犯罪通知及び刑の執行状況に関する通知はすべて廃止することとなり、さらに様式の一部が改正され、7月1日以降確定した裁判につき実施された。

9. 無線電信電話施設関係 37年度予算では、508万1千円の無線電話改修費が認められ、次表の各局について改修を行つた結果、未改修局は、大阪、福岡の25W移動局各1局を残すのみとなつた。

区分	検察庁	千葉	水戸	長野	新潟	大阪	神戸	名古屋	岡山	福岡	釧路	計
基地局						1			1	1		3
移動局			1	1		1	2	1	1	1		8
計		2	1	2	1	3	2	1	2	2	1	17

(検察庁における無線電信電話施設の現況については、昭和36年版法務年鑑106頁参照)

10. 検察庁予算関係

- (1) 昭和36年度予備費使用要求として (イ) 一般検察費の不足、(ロ) 武州鉄道事件捜査費の不足、(ハ) 大阪地検公判事務処理費の不足、(ニ) 集団暴力事件処理経費の不足に伴う各経費を要求していたが、一般検察費の不足分2,335万1千円の使用承認のみがなされた。
- (2) 昭和37年度予算の執行につき、官房経理部と協力してこれにあたるとともに、給与改訂に伴う補正予算の要求並びに (イ) 一般検察費の不足、(ロ) 参議院議員選挙取締費の不足、(ハ) 麻薬犯罪の取締費の不足、(ニ) 地方選挙の取締費の不足について、それぞれ予備費使用要求を行なつた。
- (3) 昭和38年度予算の編成については、8月31日概算要求明細書を大蔵省に提出し、数次にわたる説明ののち、昭和37年12月内示がなされた。

11. 被疑者補償関係 被疑者補償規程(昭和32年4月12日法務省訓令第1号)施行後における補償の概況は、次表のとおりである。

区分	申立					職権				
	受理 人員	処 理		未処理 人員	受理 人員	処 理		未処理 人員		
		補償 人員	金額			補償 人員	金額			
昭和32年	3	2	4,500	1	-	2	1	3,600	1	-
33	3	1	2,400	2	-	1	-	-	1	-
34	4	2	15,000	2	-	-	-	-	-	-
35	4	1	3,300	2	1	1	-	-	1	-
36	3	1	1,600	2	-	5	1	2,800	4	-
37	2	-	-	1	1	1	-	-	-	1
計	19	7	26,800	10	2	10	2	6,400	7	1

12. 検察月報・検察資料関係

(1) 検察月報 次のとおり第150号から第160号まで刊行し、検察庁及び関係機関に配布した。

刊号	刊行年月日	頁数	型体	年刊の別	収録期間	備考
150	37. 2	123	A5版	月刊	昭和37年 1. 1~1. 31	部外秘
151	3	78	〃	〃	2. 1~2. 28	〃
152	4	63	〃	〃	3. 1~3. 31	〃
153	5	145	〃	〃	4. 1~4. 30	〃
154	6	87	〃	〃	5. 1~5. 31	〃
155	7	216	〃	〃	6. 1~6. 30	〃
156	9	62	〃	〃	7. 1~8. 31	〃
157	10	54	〃	〃	9. 1~9. 30	〃
158	11	116	〃	〃	10. 1~10. 31	〃
159	12	163	〃	〃	11. 1~11. 30	〃
160	38. 1	115	〃	〃	12. 1~12. 31	〃
別冊	37. 8	65	〃	〃	昭和36年 1. 1~12. 31	昭和36年の回顧

(2) 検察資料 本年中に刊行し、検察庁及び関係機関に配布した資料は、次のとおりである。

刊号	標 題	刊行年月	型体	備考
115	改正刑法準備草案、刑法、改正刑法仮案対照条文	37. 3	A5版	
116	検察講義案	37. 5	〃	
117	主要選挙罰則解説(検察提要選挙編)	37. 6	〃	

13. 法令の立案解釈に関する事項 本年中当課において主管した法令の制定は、次のとおりである。

(1) 検察審査員等の旅費、日当及び宿泊料を定める政令の一部を改正する政令（3月29日公布政令第84号、4月1日施行）本政令は、検察審査員及び補充員等の日当及び宿泊料の増額改正である。

(2) 証人等の被害についての給付に関する法律施行令の一部を改正する政令（4月1日公布政令第133号、即日施行）本政令は、証人等の被害についての給付に関する法律施行令第4条の給付基礎額の増額改正である。

また、他省庁等の主管法令について、当課においてその立案に協力した法案は前掲審議法案（参照96頁）のとおりである。

刑事課

法務省組織令第18条

1. 一般刑事関係

(1) 昨年中に全国検察庁で新規に受理した被疑事件の被疑者総数は4,955,009人であり、刑法犯が632,543人、準刑法犯が9,882人、特別法犯が4,312,584人となっている。これを前年と比較してみると、総数において33%増（前年の新規受理人員は3,731,196人、以下カッコ内は前年の新規受理人員を示す。）、刑法犯は1%の減少（641,646人）、準刑法犯は5%増（9,452人）、特別法犯は40%増（3,080,098人）となっている。特別法犯が大幅に増加した理由は後述のとおり実数の大きい道路交通法違反事件の激増によるものである。

次に、罪種別に前年との増減を比較してみると、増加した罪種としては、殺人の6,700人（3,234人）、107%増、業務上過失致死傷の148,065人（136,368人）、9%増、傷害致死の119,178人（126,944人）、7%増、賭博・富籤の7,248人（7,112人）、2%増、決闘に関する件違反の68人（48人）、42%増、暴力行為等処罰に関する法律違反の9,801人（9,385人）、4%増、道路交通法違反の4,127,541人（2,914,288人）、42%増、銃砲刀剣類等所持取締法違反の17,382人（15,711人）、11%増等があげられる。特に注目されることは近年殺人及び道路交通法違反が増加の傾向にあつたといふものの、増加率において昨年ほど高率を示したことがない点である。一方、減少した主な罪種としては、贓物関係の7,907人（10,024人）、21%減、横領の13,217人（15,836人）、17%減、放火の809人（962人）、16%減、公務執行妨害の2,549人（2,953人）14%減、詐欺の33,376人（37,044人）、10%減、文書偽造の3,953人（4,336人）、9%減、強盗致死傷（強盗強姦・同致死傷を含む）の2,154人（2,308人）、7%減、爆発物取締罰則違反の13人（19人）、32%減、食糧管理法違反の1,520人（3,181人）、52%減等があげられる。概して財産犯罪が減少しているといえるであろう。

(2) 昨年中に検察庁において受理し又は処理した主な事件としては、暴力団構成員等による暴力事犯では、諏訪組と高村組との売春資金源をめぐる集団抗争事件（大阪）、

池田組系船本組と南一家系狭友会との集団暴力事件（大阪）、的屋神農会組員によるいわゆる「官庁バイ」恐喝事件（京都）、石井・伊豆・山口各組員等にかかる凶器準備集合等事件（福岡）等があり、この種事犯の多発が目立つた。一般事件としては、「殺し屋」を使つて周到な準備の下に完全犯罪をねらつたいわゆる籠坂峠殺人事件（甲府）、5月3日国鉄三河島駅附近において貨物列車と電車等が二重衝突し、死亡者136人、負傷者195人を出した、いわゆる三河島事件（東京）、11月18日横浜港第四区鶴見水路においてノルウェー船タラド・プロビグ号と日本船第一宗像丸が衝突し、死亡者40名、重傷者1名を出した、いわゆる京浜運河衝突事件（横浜）、山谷旭食堂において店員と客との口論に端を發し11月23、24、25の3日間騒ぎが起つた、いわゆる山谷旭食堂襲撃事件（東京）、農協等を舞台として有名会社から多額の約束手形を騙取した、いわゆる手形パクリ屋事件（神戸）等がある。そのほか悪質なひき逃げ事件に殺人罪等を適用して処理した事例も少なくなかつた。

なお、いわゆる八海事件の再差し戻し判決（5月19日最高裁判決）及び吉田一松申立にかかる再審請求事件の再審開始決定（10月30日最高裁決定）があつたことが注目される。

2. 公務員犯罪関係 戦後漸増した公務員の犯罪も昭和26～29年に一時減少を示したものの昭和30年以降再び漸増の傾向をたどつている。昨年中に全国検察庁において受理した人員は、11,765名（道交法違反を除く。）で前年の6,702名に比し5,063名と大幅に増加を示しているが、これは昭和35年のいわゆる「6・15告訴、告発事件」を昭和37年中に立件受理したものの4,146名が含まれているためである。一方、具体的事件としては、カラー・テレビの発明特許をめぐる詐欺、商法違反事件に端を發した東洋電機株式会社の国鉄車両部品納入等をめぐる贈収賄等不正事件、首都高速道路公団汚職事件、東北開発株式会社汚職事件のほか、公共土木工事の入札又は監督検査等をめぐる贈収賄事件、税務署職員の課税調査等をめぐる贈収賄事件、執行吏の競売をめぐる不正事件、農業委員会委員等の農地の所有権移転・転用等をめぐる贈収賄事件、郵便局員の現金抜き取り、預金横領、簡易保険の不正契約等不正事件、警察官等の自動車運転免許証不正交付、交通事故もみ消し、自動車損害賠償保険金詐欺等不正事件などの発生があつた。

3. 補助金関係 昭和37年中に全国検察庁で受理した補助金等適正化法違反の人員は59名で、起訴人員は9名であつた。その態様は虚偽申請、水増申請による補助金等の不正受領事犯が全体の約95%にあたる56名を占め、そのほか他目的使用事件が3名となつている。なお、補助金等に関する詐欺、横領、贈収賄、虚偽公文書偽造・同行使等の刑法犯の受理人員は26名で、起訴されたものは5名であつた。

4. 選挙関係 昭和37年に施行された主な選挙としては、7月1日に施行された参議院議員通常選挙と長崎県その他での県知事選挙とがある。

(1) 参議院議員通常選挙について 今回の選挙は6年前の選挙で選出され、昭和37年7月7日に任期が満了する議員の改選と地方区（東京）及び全国区各1人の補欠選挙をあわせ、全国区51人、地方区76人の計127人について行なわれた。これに対する立

候補者は、全国区 107 人 (定員の 2.1 倍)、地方区 221 人 (定員の 2.9 倍)、合計 328 人で、前々回 (昭和 31 年)、前回 (昭和 34 年) に比して漸次減少の傾向を示している。一方、検察庁における取締の状況は、選挙施行 6 カ月後の昭和 37 年 12 月 31 日現在における統計によると全国検察庁の受理人員の総数は 27,581 人で前回選挙 (昭和 34 年 6 月施行、以下同様) の 16,077 人に比して約 1.7 倍強の増加となつている。上記受理総員 27,581 人の内訳をみると買収 (いわゆる言論買収、その他の買収を含む) が 14,400 人でもつとも多く、全体の 52.2% を占めており、前回の 7,396 人を大幅に上廻っている。以下文書違反が 5,032 人で 18.2%、戸別訪問が 4,219 人で 15.3% となつている。また、5 月 7 日に施行された公職選挙法等の一部を改正する法律 (後述) によつて新設されたいわゆる公務員の地位利用による選挙運動の制限違反 (公職選挙法第 239 条の 2) の受理人員は 423 人となつている。(その他、同時に買収、供応、利害誘導等の罪名にも触れるものを加えれば、その数はかなり多くなるものと思われる。) 次にその処理状況をみると、起訴又は不起訴の処理人員をあわせて 21,031 人であり、そのうち起訴人員は 6,969 人であつて、前回の 3,886 人 (32.5%) を大幅に上廻り、その起訴率 (33.1%) も若干上昇している。

(2) 公職選挙法の改正 昭和 36 年 6 月 16 日の選挙制度審議会第 1 回総会において政府から「選挙の公明化をはかるための方策を具体的に示されたい」との諮問があり、これにもとづき審議が重ねられた結果、同年 12 月 26 日いわゆる第 1 次答申として当面の問題点として早急に改正を要すると思われる事項につきその答申が行なわれた。その骨子は概ね次のようなものであつた。(イ) 選挙運動等の規制の合理化、(ロ) 政党の政治活動の規制の合理化、(ハ) 選挙資金、政治資金、後援団体の規制と法定選挙運動費用の合理化、(ニ) 罰則の強化、(ホ) 選挙管理事務の近代化、(ヘ) 公明選挙推進態勢の確立。

自治省では上記答申にもとづき直ちに「公職選挙法等の一部を改正する法律案」の作成に着手し、法務省、警察庁等関係省庁との間に折衝を重ね昭和 37 年 2 月 12 日には一応の成案をえ、自民党との間の調整の段階に入り若干の修正を加えられて 3 月 1 日に同法案を国会に提出した。その後衆・参両院で審議が行なわれた結果、5 月 7 日参議院本会議において可決され、こゝに公職選挙法等の一部を改正する法律の成立を見るに至つた。主なる改正点は次のとおりである。(イ) 立候補に関する規定の合理化 (a) 郵便による立候補の届出はできないものとされた (法第 86 条第 1 項)。 (b) 公職の候補者は、立候補の届出期間経過後は、公職の候補者たることを辞することができないものとされた (法第 86 条第 10 項)。 (c) 犯罪等により被選挙権を有しない者は、公職の候補者となることのできないものとされた (法第 86 条の 2)。 (ロ) 選挙運動に関する制限の緩和、合理化 (a) 選挙運動用ポスターの枚数の増加 (法第 144 条第 1 項)。 (b) 選挙運動用ポスターの検印は、証紙の交付によつて、これにかえることができるものとされた (法第 144 条第 2 項)。 (ハ) 選挙の公営の拡充、合理化 (a) 選挙運動用通常葉書の枚数を増加し、政令で定める表示をすることとされた (法第 142

条第 1 項)。 (b) 公営のポスター掲示場を設けるものとされた (法第 144 条の 2 等)。 (ロ) 選挙運動に関する支出及び寄附の制限の合理化 (a) 選管に提出する選挙運動に関する収入、支出の報告書には領収書等の写を添付しなければならないものとされた (法第 189 条)。 (b) 選挙運動従事者に対する実費弁償並びに労務者に対する報酬及び実費弁償の額の基準を引き上げ、選挙運動従事者に対しても一定の限度で報酬を支給できるものとされた (法第 197 条の 2)。 (c) 補助金等の交付を受けている法人は、当該選挙に関して寄附をしてはならないものとされた (法第 199 条第 2 項等)。 (d) 公職の候補者が役員又は構成員である会社その他の法人等は、当該選挙に関し、これらの者の氏名を表示、或は類推されるような方法で寄附をしてはならないものとされた (法第 199 条の 3)。 (e) 後援団体は、選挙期日まで一定期間当該選挙区内にある者に対し寄附をしてはならないものとされた (法第 199 条の 5 第 1 項)。 (f) 何人も、後援団体の総会その他の集会又は後援団体の行なう見学、旅行その他これに類する行事において選挙期日までの一定期間、供応接待、金銭・記念品その他の物品を供与してはならないものとされた (法第 199 条の 5 第 2 項)。 (ホ) 違反行為に対する罰則その他の制裁の強化 (a) 選挙に関する文書図画を毀棄することにより、選挙の自由を妨害した者を処罰することとされた (法第 235 条第 2 号)。 (b) 国又は地方公共団体の公務員並びに公社、公団及び公庫の役員がその地位を利用して選挙運動をすることを禁止し、これに違反したものを処罰することとされた (法第 136 条の 2)。 (c) 公務員等で衆議院議員・参議院議員の候補者となろうとする者が、職務上の旅行、会議等の機会を利用して選挙に関し挨拶等をしたり、氏名、地位を表示した文書等を掲示、頒布し、又は利益の供与等をしたときは処罰されることとされた (法第 239 条の 2 第 1 項)。 (d) 公務員等であつた者が当選人となつた場合、その在職した職と関係ある事務に従事する公務員等で当該当選人から直接、間接に指示又は要請をうけて選挙運動をした公務員が一定の選挙犯罪を犯し刑に処せられたときは、当該当選人の当選を無効とすることにされた (法第 251 条の 3)。 (e) 3 個以内に分けられた選挙区の地域のうち 1 又は 2 の地域の運動を主宰した者、公職の候補者又は出納責任者と思つて当該公職の候補者のための選挙運動に関する支出の制限額の 2 分の 1 以上に相当する額を支出した者及び公職の候補者と同居している親族が買収等の罪により刑に処せられた場合 (同居の親族については禁錮以上の実刑に処せられた場合に限る。) にも当該当選人の当選が無効となるものとされた (法第 251 条の 2)。 (f) いわゆる連座による当選無効の訴訟は、検察官が提起しなければならないものとされた (法第 211 条)。 (g) 買収等によつて罰金刑に処せられた者及び禁錮以上の刑に処せられた者は、刑の執行を終わるまでの間のほか、執行猶予の期間及び付加期間の間についても、必ず選挙権及び被選挙権を停止するものとされた。ただし、情状によりその停止期間を短縮する旨の宣言ができるものとされた (法第 252 条)。 (h) 罪の短期時効の規定が削除され、刑事訴訟法による公訴時効の規定によることとされた。

5. 外事関係

- (1) 外国軍隊の構成員、軍属及びそれらの家族の犯罪 本年における合衆国軍隊構成員等の犯罪状況を刑事統計からみると、全国検察庁で受理した被疑者総数は2,687名(前年2,133名)であり、刑法犯にあつては業務上過失致死傷695名がもつとも多く、傷害164名、窃盗147名等がこれにつづき、特別法犯では道路交通法違反1,424名が圧倒的に多く、銃砲刀剣類等所持取締法違反36名、関税法違反23名等がこれにつづいている。一方起訴したものは刑法犯164名(うち業務上過失致死傷140名)、特別法犯126名(うち道路交通法違反101名)となつている。本年注目された犯罪としては5月5日横須賀市内で発生した5人連れ米水兵による警察官の拳銃奪取・射殺事件がある。そのほか目立つものとしては、基地を中心とする銃砲不法所持事犯(東京地検管内)、麻薬の不法所持事犯—懲役5年の裁判確定、自動車利用の強姦致傷事件—懲役7年裁判確定(横浜)、少年兵のタクシー強盗致傷事件(福岡)、日本人婦女殺害事件(長崎)等がある。なお本年中に判決のあつた主なものをみると、昭和35年当時のアパート放火、昭和36年当時のタクシー強盗致傷等の事実で併合審理中の米兵B. E. ライトボデーに対し懲役10年の判決言渡しがあつた。被告人側で上訴したが、控訴棄却判決があり裁判が確定した。昭和36年当時佐世保米軍基地内で婚約者の日本人電話交換手を絞殺した米兵D. W. ワーレイの事件は、同年中に懲役3年、4年間執行猶予の判決があり、検察官が上訴中のところ、本年に入つて控訴棄却判決があり裁判は確定した。
- (2) 一般外国人の犯罪 本年における新規受理人員(上記(1)を含む)は、103,613名で前年86,398名に比し17,215名の増加となつている。これは主として道路交通法違反60,414名(前年42,350名)、外国人登録法違反14,396名(前年11,695名)の増加によるものである。減少したものとしては窃盗6,791名(前年7,597名)、傷害5,691名(前年6,410名)、出入国管理令違反731名(前年1,241名)、酒税法違反681名(前年905名)等がある。外国人のうち朝鮮人の受理人員は96,668名で前年の80,517名に比し16,151名の増加である。本年一般外国人の具体的事件はとくに注目すべきものはないが、依然として朝鮮人による集団的密入国事犯(高松、松山)がその跡をたたない。

6. 財政経済関係 昭和37年における財政経済関係事犯の主なる罪名別受理処理状況は次のとおりである。

- (1) 直接国税に関する違反事件の新規受理状況は、所得税法違反14件(前年12件)、法人税法違反53件(同36件)計67件(48件)で法人税法違反が大幅に増加している。その処理状況は、起訴45件(同36件)、起訴猶予1件(同2件)、犯罪の嫌疑なし0件(同1件)、未済21件(同9件)となつている。
- (2) 間接国税、地方税、専売法関係違反事件の新規受理人員は、酒税法違反5,064人(前年6,978人)、印紙税法違反243人(同273人)、物品税法違反199人(同210人)、入場税法違反120人(同237人)、地方税法違反16人(同11人)、たばこ専売法違反4,147人(同5,004人)で地方税法違反を除きいずれも減少している。その起訴人員

は、酒税法違反1,115人(同1,523人)、印紙税法違反68人(同60人)、物品税法違反109人(同122人)、入場税法違反40人(同83人)、地方税法違反2人(同3人)、たばこ専売法違反560人(同613人)で印紙税法違反を除きいずれも減少している。

- (3) 為替貿易関係違反事件の新規受理人員は、関税法違反(臨時特例を含む。以下同じ)2,772人(前年3,466人)、外国為替及び外国貿易管理法違反723人(同637人)となつている。特異事件として、長崎における韓国からの武器等密輸事件があり、また、注目すべき特異判決として、最高裁判所大法廷において、関税法違反未遂被告人事件について関税法第118条第1項(旧関税法第83条第1項)により第三者の所有物を没収することは、憲法第31条及び第29条に違反する旨の判決があつた。
- (4) 金融関係違反事件の新規受理人員は、相互銀行法違反15人(前年36人)、出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律違反236人(同420人)、預金等に係る不当契約の取締に関する法律違反46人(同0人)で預金等に係る不当契約の取締に関する法律違反を除きいずれも減少している。その起訴人員は、相互銀行法違反9人(同23人)、出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律違反124人(同176人)、預金等に係る不当契約の取締に関する法律違反19人(同0人)で預金等に係る不当契約の取締に関する法律違反を除きいずれも減少している。
- (5) 無体財産権関係違反事件の新規受理人員は、不正競争防止法違反47人(前年24人)、特許法違反74人(同129人)、実用新案法違反126人(同125人)、意匠法違反15人(同29人)、商標法違反193人(同216人)計455人(同523人)で不正競争防止法違反及び実用新案法違反を除きいずれも減少している。その起訴人員は、不正競争防止法違反14人(同3人)、特許法違反8人(同2人)、実用新案法違反2人(同4人)、意匠法違反1人(同0人)、商標法違反107人(同71人)計132人(同80人)で実用新案法違反を除きいずれも増加している。
- (6) 産業経済関係違反事件の新規受理人員は、食糧管理法違反2,237人(前年6,168人)、食糧緊急措置令違反2人(同8人)、物価統制令違反1,295人(同1,474人)で食糧管理法違反は逐年激減している。その起訴人員は、食糧管理法違反690人(同1,277人)、食糧緊急措置令違反0人(同2人)、物価統制令違反611人(同680人)となつている。

青少年課

法務省組織令第18条の2

1. 少年関係

- (1) 概況 新規受理人員の総数は昭和36年においては減少したのであるが、本年に至つて、戦後のピークであつた昭和35年をはるかに上廻る645,765名(一昨年より10.4%、昨年より11.9%の増加)となり、昭和27年の約4.3倍に達した。全受理人員中に占める少年の比率は13.0%で、この比率は昨年より、次第に減少の傾向にあるが、これは、道路交通関係法令違反事件による成人の受理人員が激増していることによるものであつて、刑法犯のみを取り上げてみると、逐年増加を示しており、本年も又依然

として上昇の傾向にあつた。しかし、刑法犯の増加は、主として窃盗の増加によつており、その他の罪種については総じて横ばいまたは減少の傾向にある。

(2) 少年犯罪の受理処理状況 本年中に受理した少年の総数は645,765名でその内訳は、刑法犯165,145名となつていて昨年より2.4% (3,940名) の増加を示し、特別法犯は476,321名となつていて昨年より15.3% (73,039名) の増加を示している。なお、準刑法犯は4,299名で同じく15.8% (572名) の増加を示している。

次に、これを罪種別にみると 贓物関係事犯の1,784名(10.1%、165名の増加)に続いて窃盗87,148名(7.3%、6,369名の増加)、恐喝15,071名(4.3%、638名の増加)とそれぞれ増加しており、窃盗は全刑法犯中の52.5%を占めるに至つた。特別法犯では、暴力行為等処罰ニ関スル法律違反は4,253名(昨年より13.1%増)、銃砲刀剣類等所持取締法違反は8,306名(8.0%増)となり、道路交通法令違反は461,625名にも及んで18.3%の増加を示し、総受理人員増加の原因となつている。刑法犯及び特別法犯のうち以上に掲げた以外の罪は、減少ないし横ばいの状況にある。そのうちいくつかを眺めると、逐年減少の傾向にある詐欺(20.0%の減少、以下いずれも減少率である)、横領(19.7%)をはじめ、強制わいせつ・強姦(4.8%)、殺人(17.7%)、放火(17.1%)、強盗(7.5%)、傷害(5.0%)もそれぞれ減少している。なお、昨年と本年における新規受理人員の罪種別構成比率を少年と成人とについて比較すると、次表のとおりであつて、成人の場合に比べ少年にあつては、窃盗、恐喝、強制わいせつ、強姦等の占める比率がかなり高いことが注目される。

新規受理人員罪名別比率比較表 (少年・成人別)

罪名別	36年		37年	
	少年 (%)	成人 (%)	少年 (%)	成人 (%)
刑法犯	100	100	100	100
放火	0.1	0.2	0.1	0.1
強制猥褻、強姦同致傷	3.4	1.0	3.1	1.6
殺人	0.3	0.6	0.2	1.4
傷害・同致死	15.9	21.2	14.6	22.3
窃盗	50.2	25.8	52.5	24.3
強盗・同致死傷・強盗強姦	1.4	0.6	1.3	0.5
詐欺	1.5	7.2	1.3	6.7
恐喝	9.0	3.0	9.5	2.8
横領	0.8	3.0	0.6	2.2
贓物犯	1.1	1.7	1.1	1.3
その他の刑法犯	16.6	35.7	15.7	38.1
特別法犯計	100	100	100	100
暴力行為等処罰ニ関スル法律	0.9	0.2	0.9	0.1

銃砲刀剣類等所持取締法(令)	1.9	0.3	1.7	0.2
その他の特別法犯	(95.8) 97.2	(94.1) 99.5	(96.8) 97.4	(95.4) 99.7

(注) その他の特別法犯欄()内の数字は道路交通法令違反事件の特別法犯に対する比率である。

次に、検察庁における処理状況をみると、本年中に家庭裁判所へ送致した人員は636,109名で、昨年より74,675名の増加となつている。事件を家庭裁判所へ送致するに当たり検察官が付した処遇意見と家庭裁判所の決定との合致状況を、本年中に家庭裁判所で処理された人員620,862名を基準として眺めると、刑事処分相当の意見を付したものは48.1%、少年院送致相当の意見を付したものは31.6%、保護観察相当意見を付したものは18.4%、その他の処分相当意見を付したものは92.0%と、それぞれ当該意見どおりの決定がなされており、とくに刑事処分相当意見については年々合致率が高まつている。家庭裁判所より右処理人員中逆送決定のあつた人員は130,235名にあたるから、いわゆる逆送比率は20.9%となり、前々年の11.4%、前年の15.2%に比し著しく高まつていることが注目される。これを刑法犯についてみると、家裁送致人員162,155名に対し検察官への逆送人員は13,100名で、その比率は8.1% (前年は7.2%) であり、特別法犯では、同じく458,707名に対する117,135名で、その比率は25.5% (前年は18.5%、7.5%の増加) となつており、特別法犯の逆送率が高まつている。特別法犯のうち道路交通法令違反事件のみをとると、家裁送致人員440,840名に対する逆送人員は116,694名であるから、その比率は26.4%ともなり、前年の19.1%をはるかに上廻つたこととなる。逆送をうけた事件の処理状況は、刑事裁判所へ起訴した人員110,910名(前年より29,598名の増加)、うち刑法犯10,787名(同1,367名の増加)、特別法犯(準刑法犯を含む)100,123名(同38,231名の増加)となつており、年齢別では、16歳以上18歳未満の者27,673名、18歳以上20歳未満の者83,237名である。

(3) 特異事件 本年中に発生した特異事件中の主なものを見てみると、工業高校生が、大学進学のため予備校に入学する学資欲しさに、近隣の家に薪割用ナタを持つて侵入し、金品物色中を家人に発見され、同家の生活の支柱たる婦人をナタでメッタ切りにして殺害した上、金品を奪つた17歳の少年の事件(横浜)、通行中の婦人を襲つて金品を奪い、首を締め気を失なつている同女を海中に投込んで溺死せしめた18歳の少年の事件(津); 強盗の目的で婦女を襲つたところ顔見知りであつたため発覚を恐れて、同女を殺害し金品を強取した18歳の少年の事件(札幌)、真正の千円札20枚を切り刻んで22枚の千円札を偽造、行使した18歳の少年の事件(長野)、中学生が日頃、寺の住職に叱責されたことから反感を抱き、重要文化財に指定されている鐘楼に放火した14歳の少年の事件(京都)等があつた。

(4) 交通違反少年の実態調査 少年による交通事犯が激増している実情にかんがみ違反少年の実態等の把握に資するとの目的の下に、本年8月から12月までの間、千葉、名古屋、広島の三地検を中心として家庭裁判所、少年鑑別所、保護観察所の協力

を得、交通違反少年に関する特別調査を実施した。調査の対象は、三犯以上の道交法違反者、道交法違反を犯し物件を損壊した者および道路で車輛による業務上過失致死傷を犯した者の三種であつて、調査対象件数は549件にのぼつた。この調査結果については、おつて、最高裁判所、法務総合研究所、矯正局、保護局の協力を得て集計等に当たることとなつている。

- (5) 少年法制関係 少年法制に関しては、昭和34年以降省内に「少年法調査研究会」が設けられ、省内各部署の係官により、少年法及び関係法令につき理論的、實際的な面から検討がすすめられている。本年は第50回以降第70回をもつて終了したが、その間討議された主な問題は、少年鑑別所の性格・機能、特別法犯とくに道路交通違反事件の取扱、少年の福祉を害する成人の刑事事件の管轄、試験観察制度、保護処分の種類内容等の諸問題であり、ひき続いて、保護処分の種類、少年鑑別所法制定等の問題について研究・討議がすすめられる。

2. 風紀関係

(1) 売春防止法関係

(イ) 概況 売春防止法が全面的に施行されて以来、同法違反事件は逐年減少の傾向を示しており、昨年度において、はじめて2万台を割つたが、本年度はそれをさらに2,042名下廻る17,031名を受理した。これがことの実態を反映しているのであれば、喜ばしいことであるが、事犯の実態は、その手段、方法において巧妙化の一途を辿るとともに、漸次隠秘、潜行化の傾向をみせているので、単に統計上の数的減少がそのままことの実態を表わしているものとは考えられない。すなわち、かかる事犯の巧妙、隠秘化に伴う検挙の困難化ということが、受理人員減少の一因かとも推察される。

(ロ) 売春事犯の受理・処理状況 本年における売春防止法違反事件の新規受理人員は、17,031名であつて、その内訳をみると第5条違反(勧誘等)が12,242名で圧倒的に多く、全受理人員の71.9%を占め、以下主なものとしては第6条違反(周旋等)が2,465名(14.5%)、第11条違反(場所提供)が1,522名(8.9%)、第12条違反(管理売春)が587名(3.4%)の順となつている。その他の事犯はきわめて少なく、第10条違反(売春をさせる契約)が179名、第7条違反(困惑等による売春)が18名、第9条違反(前貸等)が9名、第13条違反(資金等の提供)が5名、第8条違反(対償の收受等)が4名で、これらを合わせても全受理人員の12.6%にとどまる。次に、本年中における売春防止法違反事件の起訴人員は、6,634名であつて、その起訴率は、56.5%である。起訴の内訳は、公判請求2,395名、略式命令請求4,239名となつている。また、不起訴人員は5,113名であるが、その93%にあたる4,756名が起訴猶予処分となつている。

- (2) 婦女の福祉に関係ある犯罪事件 婦女の福祉に関係ある犯罪とは、婦女に淫行をさせる行為に関係ある犯罪事件をいうが、これには、刑法犯として淫行勧誘、略取誘拐、営利誘拐、国外移送、人身売買、拐取幫助、被拐取者收受があり、特別法犯とし

て児童福祉法、職業安定法及び労働基準法の各違反がある。本年中における全国地方検察庁が受理したこの種事件の人員は、刑法犯143名、特別法犯870名合計1,013名で、昨年に比べ86名の減少となつている。その処理状況は、起訴393名、不起訴352名で、起訴率は52.7%となつている。

- (3) 売春防止法の改正問題について 第38回通常国会に議員提案された売春防止法の一部改正法案は、第40回通常国会まで継続審議されたが、審議未了のまま廃案となつた。その後、売春対策審議会第一小委員会において売春防止法の改正の必要性について検討を加えているが、同委員会の座長から審議会に対して、現段階においては早急に改正を必要とする規定はないが、なお検討を続行するとの中間報告があつた。

3. 麻薬・覚せい剤関係

(1) 麻薬関係

(イ) 概況 麻薬関係法令違反事件(麻薬取締法、あへん法、大麻取締法各違反事件の特別法犯のほか、刑法の阿片煙ニ関スル罪を含む。)は、昭和32年以降漸増の傾向を示しており、昭和36年度には僅かに減少(あへん法違反事件の激減に基因する。)の兆候をみせたものの、本年度は再び増加し、戦後最高の記録を出した昭和35年の3,261名を639名上廻る3,800名を受理するに至つた。なかでも、悪質事犯と目される麻薬取締法違反事件の増加は著しく、麻薬関係事犯の総受理人員の約89%を占めている。

(ロ) 受理・処理状況 本年中に全国地方検察庁において新規に受理した麻薬関係法令違反人員は上記のとおり3,800名であつて、昨年(3,173名)に比し、627名(19.7%)増加している。これを法令別にみると阿片煙ニ関スル罪は、昨年度は皆無であつたのが、本年度になつて4名受理したのをはじめ、あへん法違反380名(前年比187名増)、麻薬取締法違反3,368名(前年比413名増)、大麻取締法違反48名(前年比23名増)となつている。次に、処理状況についてみると、起訴人員は2,528名で、昨年(2,307名)に比し、221名(9.1%)増加しているが、起訴率は76%であつて昨年よりもやや低下している。起訴人員中2,369名が公判請求されており、これは、起訴人員の94%に相当する。不起訴となつたものは796名(昨年609名)で、うち566名(昨年407名)が起訴猶予処分となつている。なお、麻薬取締法違反事件についてみれば、起訴2,459名(うち略式命令100名)、不起訴処分489名(うち起訴猶予269名)で、起訴率は84%となつており、処分の峻厳化が依然維持されているといえる。

(ハ) 科刑状況 この種事犯の裁判結果をみると、科刑は年々重くなつており、昨年11月には横浜地裁において李榕茂に対し懲役8年及び罰金20万円が言渡されたが、本年9月には東京高裁において金明玉に対し懲役10年、罰金50万円(併科)(昭和37年9月22日確定)の判決が言渡された。

(ニ) 特異事件 本年中における特異な麻薬関係事件としては、(a)暴力団「五島会」の横浜市内及び大阪市西成区を中心とした麻薬密売事件(横浜・大阪)、(b)神戸

拘留所内における麻薬施用事件（神戸）、（c）熱科学研究所九州支所小倉診療所事件（福岡）等が挙げられる。

(2) 覚せい剤取締法関係 一時下火となっていた覚せい剤取締法違反事件は、昭和34年から増加の傾向を示していたが、本年度は昨年度を390名下廻る867名を受理した。処理は、起訴473名、不起訴136名となっており、起訴率は77.6%（昨年38.8%）という高い率を示している。なお、特異事件としては、売春暴力団による覚せい剤密売事件（徳島）がある。

(3) 麻薬取締法等の改正問題について 既に述べた如き麻薬犯罪の現況から、一般国民のこれに対する世論も次第に高まり、衆議院及び衆・参両院の社会労働委員会においても取締の強化、法定刑の引き上げ、中毒者対策の強化を骨子とする麻薬対策強化の決議をそれぞれ採択した。そこで、厚生省は、この決議の内容を盛り込んだ麻薬取締法等の一部改正法案の立案作業に着手し、当局と協議のうえ、検討を続けたが、本年末までに成案をうるには至らなかった。

公安課

法務省組織令第19条

1. 公安事件 昭和36年の公安関係事件（違法争議行為事件を除く。）の新受人員886名に対し、本年は872名で、ほぼ同数である。内容的に見ると、いわゆる大衆闘争については、社共対立の激化により統一行動は停滞し、そのため、各種大衆行動とくに軍事基地反対闘争等においては、両者とも積極的なたりくみを見せたが、その動員力を誇示し合う程度で、おおむね平穏であった。しかし、学生団体とくにマル学同、社学同を中心とした闘争は、相変らず過激な行動を示し、多数の検挙者を出した。このため大衆運動関係の犯罪は、安保闘争、政防法闘争のような主要闘争目標がなかつたにもかかわらず、依然として総数の約45%を占めた。このほか、左翼団体の関連した特異な刑事事件の発生はなかつた。また、右翼団体の関連したものとしては、左翼団体の活動を妨害するための暴力行為が散発したほかは軽微な事犯の発生にとどまつた。さらに、特異な事件としては、北鮮との交信器具をもつ同国の秘密工作員と目される者の事件を数件受理した。条文別に見ると、主要なものは、軽犯罪法違反198（前年85—以下同じ）、傷害108（151）、住居侵入97（56）、公務執行妨害86（94）、暴力行為等処罰ニ関スル法律違反84（166）、公安条例違反73（97）、暴行38（10）などで、前年に比し、軽犯罪法違反、住居侵入および暴行などが増加しているのに対し、傷害、暴力行為等処罰ニ関スル法律違反などは前年に引き続き減少の傾向を示している。

2. 労働事件

(1) 違法争議行為事件 昭和37年の違法争議行為事件を概観すれば、受理人員は、1,360名で、昭和36年（1,423名）に対し、やや減少した。これを罪名別にみると、傷害399名、威力業務妨害334名、暴力行為等処罰ニ関スル法律違反215名、住居侵入129名、公務執行妨害58名、逮捕・監禁51名、脅迫47名、暴行28名、その他の順とな

る。一方、公務執行妨害、傷害、暴行、脅迫、器物損壊および暴力行為等処罰ニ関スル法律違反の六つの罪名にあたるものを合計すると、765名で、全体の5割6分を占め、依然として暴力事犯の占める割合は大きい。事件の内容を観察すると、民間労組では、運輸関係が247名で、昭和36年に続いて圧倒的に多いことが注目される（民間労組関係事件の約2割）。その大部分は、タクシー会社の争議によるものである。その処理状況は、79名起訴、147名不起訴、3名家裁送致その他の処分となつている。そのほか、電機・機器・産業機械等の中小企業の争議に伴う事件で250名を受理している。また、争議の規模および事件の発生件数等で注目を要するものに、新日本窒素争議事件がある。この争議は、昭和37年2月7日に始まり、7月23日全面ロックアウト、翌24日無期限全面ストに入り、年内には妥結をみるに至らなかった（注、昭和38年1月21日熊本地労委のあつせん案を労使が受諾して妥結）。その間、7月24日批判グループによつて新労組が結成され、新労組員による強行就労等をめぐつて各種の暴力事犯が相ついで発生した。受理人員は、205名（熊本地検関係201名、鹿児島地検関係4名）に及び、うち26名を起訴、118名を不起訴、7名家裁送致その他の処分に付した。自由労組関係は、21名で、前年（77名）に比してかなり減少している。官公庁労組では、国鉄労組関係が151名で、その大半を占め、教組関係の18名、自治労関係の16名がこれについている。国鉄労組関係は、主として3.31スト（春季闘争）に伴い発生した事犯であり、うち77名を起訴、74名を不起訴処分に付した。

(2) 労働保護法規違反事件 新受人員は、3,922名で、前年（3,579名）に比し、343名の増加を示した。これを罪名別にみると、労働基準法違反が圧倒的で、2,376名、以下職業安定法違反795名、船員法違反579名、鉱山保安法違反136名、労働者災害補償保険法違反28名、失業保険法違反6名、船員失業安定法1名の順となつている。

参事官

法務省組織令第20条

1. 刑法の改正 刑法改正準備会は、昭和31年10月以来、5年有余にわたる審議を経て昭和36年12月に改正刑法準備草案を公表するに至つたが（その経過と草案の構成、特色等については昭和36年版法務年鑑121頁以下参照）、その間昭和35年4月に改正刑法準備草案（未定稿）が公表されて以来、右未定稿ならびに確定稿に対し、各方面から多岐にわたる意見や批判が寄せられた。当局においては、右の意見・批判を整理・検討して問題点の究明にあたりるとともに、さらに広く学者・実務家の意見を徴するため「改正刑法準備草案批判会」を全国数カ所（たとえば、東京、大阪、名古屋、広島、福岡、仙台など）において開催すべく、各種資料の収集・整理を行なつてきたが、種々の都合で批判会は年内に開催する運びに至らず昭和38年に持ち越された。

準備草案に対する批判の主なものを要約すると、次の諸点を挙げることができる。

その1は、仮案が審議、作成された当時と今日とでは、その間に終戦、新憲法の制定施行という根本的事情の変化があり、社会情勢や国民感情も著しい推移を遂げているに

かかわらず、準備草案は仮案を基礎にして作成されており、刑事政策的な諸制度も仮案からあまり前進しておらず、その意味で、準備草案は憲法の本質や時の流れにそわないものである、との趣旨の批判である。また、これに関連して、新しい時代の刑法草案としては、刑法の目的や原則をうたつて基本理念を宣明することが望ましい、との意見もあつた。

その2は、準備草案は機密探知罪の規定を新設したり、名誉毀損罪の諸規定について現行刑法に修正を加えているが、これらは、言論の自由を抑圧するおそれがある、とする批判である。

その3は、準備草案が騒擾予備、威力公務妨害、多衆傷害、加重脅迫、面会強要、加重住居侵入などの新しい犯罪類型または加重類型を設けたことについて、これらの諸規定は、大衆運動や労働運動を抑圧する具に悪用されるおそれがあり、全般的に治安立法の色彩が濃い、とする批判である。

その4は、準備草案がいわゆる共謀共同正犯や法律の錯誤について明文を設けたことについて、これらの問題については鋭い学説上の対立があるにもかかわらず、準備草案の規定は、これを無視して、一方的な表現になつている、との趣旨の批判である。

その5は、構成要件の明確性という罪刑法定主義の当然の要請が無視されているとの批判であり、その例として、「爆発物に類する破壊力を有するもの」・「重要な任務」・「重大な機密」・「取引上重要な記号」・「重要な部分」・「著しく虐待」・「脅迫する」・「困惑させ」・「凶器その他の危険な器具」等の用語例が挙げられている。

なお、上のような批判があつたことにもかんがみ、法律の錯誤、共謀共同正犯、機密探知罪、爆発物使用罪等の諸規定については、未定稿公表後に行なわれた審議の結果、それぞれ若干の修正が加えられた。

2. 刑事訴訟法の改正 現行刑事訴訟法の改正につき、この作業の実施に資するため、証拠法に関する意見及び弁護人の秘密交通権に関する意見等について、具体的な実情調査を行なう必要から一月以降主要高検並びにその管内地検に出張し、これらの問題点に関する調査を行なつた。

各庁における意見の概要として証拠法関係では、各庁とも現行刑事訴訟法が特に司法警察職員作成にかかる被告人以外の者の供述録取書の証拠能力を著しく制限している結果として、捜査上や公訴維持上に多大の労力を費しているとする点において意見が一致しており、多数の意見は、この制限が撤廃ないし緩和されるときは捜査並びに公判審理の迅速化、真実の発見に寄与し、情状特に悪性の立証も容易になるであろうとしている。

改正の構想としては、証拠能力の制限を撤廃し、応急措置法のような規定にすべきであるとする意見が多く、これに伴い、事前開示制度との関係において、証拠能力の制限を撤廃することによつて全部事前開示せざるを得なくなる点については、そうなつてもさしつかえないとする意見と、取調べ請求の意思のないものまで開示すべきではないとする意見とがある。また証拠法の問題に関連して、陪審制度の復活については概ね一致してわが国の国情に合わないから適当でないとしている。次に弁護人の秘密交通

権関係については、弁護人の接見が捜査に悪影響を及ぼしたと思料される事例も見受けられるが、これに反して接見させたことによつて有利に進展した事例もあつた。結局接見によつて生ずる弊害は、正面から立証することが困難であるため、影響のあつたと思われる具体的事例を集積する以外には途がないとし、また真実を究明し捜査を早期に完結するためには接見を制限するのも当然とする意見もあつた。

3. 暴力行為等処罰ニ関スル法律の一部改正 去る昭和35年に暴力事犯の取締に関する刑法並びに刑事訴訟法の一部改正がなされたが、そのうち、とくに凶器準備集合罪等の規定は相当活用せられ、暴力団同志の闘争を未然に防止し、犯罪の予防鎮圧に多大の効果を収めてきている。しかしながら暴力団によるそれを含め一般的に暴力犯罪は依然として減少の傾向をみせず、その情勢の推移には極めて注目すべきものがある。ここで暴力犯罪の発生の温床として暴力団の存在が挙げられるが、これら暴力団所属構成員等で検挙された者の数は昭和36年度において約5万9千人に上り急増の傾向がみられ、その約8割程度までが暴力犯罪によるものと認められる。このような情勢に対処し、政府は昭和36年2月21日の閣議において「暴力犯罪防止対策要綱」を決定し、その中においていわゆる暴力団等による暴力犯罪についての徹底した取締り措置と、これら暴力犯罪を犯した者に対する量刑、保釈または仮釈放に関し、関係政府機関においてその適正化に資するための可能な方策を講ずるとともに、刑の加重等についての立法措置を講ずることの方針を決めた。爾来、警察、検察庁においては、これら暴力犯罪に対処するため各種の施策を実施に移して来たが、これと並んで刑事局においても、これら関係機関とも密接に連絡を保ちつつ、法運用上の実績を勘案しながら、法改正の要否について種々検討を続けて来た結果、当面の措置として早急に暴力行為等処罰ニ関スル法律に所要の改正を加える必要があるとの結論に達したので、直ちに立案作業を開始して改正案要綱を作成し、省議を経て昭和37年12月13日法務大臣から法制審議会に対し、早急に暴力行為等処罰ニ関スル法律の一部を改正して常習的暴力行為、銃砲又は刀剣類を用いてする傷害等に対する罰則を整備強化する必要があると思われる旨の諮問がなされた。この改正案要綱の内容は、暴力行為等処罰ニ関スル法律の一部を改正し、(1) 常習的暴力行為のうち、暴行・脅迫・器物損壊にかかるものについて現在の刑を引き上げ、(2) 常習的暴力行為のうち、傷害にかかるものについて新たに加重規定を設けるとともに、(3) 銃砲、刀剣類を用いる傷害について新たに傷害罪の加重規定を設けるものであつて、その趣旨は、主として、いわゆる暴力団その他の暴力的不良団体の構成員等によつて行なわれる常習的暴力行為や危険な傷害に対する刑罰を強化し、その禁圧を図り、ひいては、一般の暴力犯罪の抑制を期そうとするにある。右の諮問にもとづき、同年12月25日法制審議会総会が開催され審議の結果、同諮問事項は、まず刑事法部会の調査審議に付されることに決定し、翌25日刑事法部会第23回会議が開催されたが、審議を終えるに至らず昭和38年に続行された。

4. 没収制度関係法制の整備のための立法

没収の対象となる物の所有関係のいかんを問わずに没収するいわゆる「第三者没収」

に関しては、かねてからその合憲性について種々議論があつた。すなわち、その実体面については、財産権の不可侵を保障する憲法第29条との関係が、また手続面については刑罰を科するには法の適正な手続によるべき旨を規定した同法第31条との関係が、それぞれ問題とされていた。最高裁判所大法廷は、前者について昭和32年12月27日に、没収の対象物件の所有者たる第三者がその物と犯罪行為との関係を知っていたこと、とくに当該物件の占有を犯人に移転する際の所有者の悪意を没収の要件としていると解する限りにおいて合憲であると判断し、後者については、昭和35年10月19日に、第三者所有物の没収を言い渡した判決に対し、その物の占有者にすぎない被告人は他人の所有権が侵害されることを理由として違憲を主張して上訴することはできない旨判断し、一応これらの問題に関する有権的解釈が示された。しかし、前記昭和35年の判決においては、第三者所有物の没収については当該第三者に告知と聴問の機会を与えないことは違憲であるとする少数意見があり、また、多数意見に組した裁判官の中にも、没収手続に関する現行法制の不備を指摘して、その整備を示唆するものが見うけられたのである。

このような事情から、当局では昭和37年7月に、「没収制度整備のための小委員会」の第1回会合を開き、没収制度を実体面、手続面の両面にわたって整備するための作業を開始した。この委員会には、刑事局各課をはじめ訟務局、最高検、東京高検、最高裁事務当局から係官が出席したが、審議が進むにつれて当面緊要と考えられる手続規定に特に重点を置き、これに関連する限度で実体法を検討するという方針で作業を続けた。しかるところ、同年11月28日に至り最高裁大法廷は、前記昭和35年の判決においてとつた立場を改め、関税法違反事件について、被告人以外の第三者の所有物件を、その者に告知、聴問の機会を与えることなく没収した原判決は違憲である旨の判決を言い渡した。その趣旨は、第三者の所有物の没収は、被告人に対する附加刑として言い渡されるものではあるが、その刑事処分の効果が第三者にも及ぶものである。かかる場合には、憲法第31条の要請によつて当該不利益処分をうける者に対して、事前の告知、聴問、防禦の機会を与えることが必要とされるにもかかわらず、現行関税法、刑訴法その他の法令とも、何らかかる手続規定を設けていないからそれらの法律を適用して第三者の所有物件を没収した裁判は憲法第31条、第29条に違反するとしたのである。当局としては、前記の判決の結果、手続規定が整備されるまでの間、第三者没収を行ない得なくなつたので、できるだけ早い時期に手続に関する法案を作成して今通常国会に提出すべく、集中的に立案作業を進めることとなつた。

5. 判決前調査制度

この制度については、法務省内部の協議体たる「判決前調査制度研究会」の討議経過を反省、参酌しながら、現行刑事訴訟の構造、刑事司法全体とのバランスの問題を始め、犯人に対する量刑・処遇の本質等根本的な調査研究の作業を継続してきた（昭和36年版法務年鑑123頁参照）が、昭和37年度においては、上記作業の一環として当局と最高裁事務当局との間で、十数回にわたる会合を開いて、具体的事件例を十数件選択し、これについて具体的な情状要素が十分に裁判所の量刑判断の資料とされているが、実際

の量刑判断にそれがどう作用しているか等について研究した。さらにその後、双方から提出された問題点を中心として、量刑に必要な資料とは何か、現在どれだけ不足しているか、それを補なう方法は如何、執行機関の現状から見て、かかる調査を実施した場合どれだけの効果が期待できるか、収集した資料を手続に組み入れてゆく方針如何等について予備的な検討を進めた。

6. 保安処分制度

保安処分制度の立法化については、その対象、種類、要件、内容、期間、刑罰との関係、決定機関、手続、収容施設、事後の保護手続、立法の形式等検討を要する問題がきわめて多く、これらはまた、法律学のみならず、医学、心理学その他の実証諸科学の面からの総合的な検討を必要とする問題である（昭和36年版法務年鑑123頁参照）。当局においては、引続き基礎的研究に当たつているが、その一端として、昭和37年3月、当局関係官と精神医学者との初会合を開き、改正刑法準備草案に規定されている責任能力、保安処分等の規定について医学実務家の立場からの批判を求めるとともに、精神障害者等の実情を詳細に聴取した。また、同年5月信州大学において開催された日本精神神経学会の犯罪精神医学懇話会や同年9月東京で開かれた第9回日本矯正医学会総会にも係官を出席せしめて、保安処分制度の必要性、その種類、対象者、収容施設、審査機関等について立法に参考とすべき多くの意見を聴いた。この間、ヨーロッパ諸国の保安処分関係施設を実地に見学、調査してきた関係者を招いて機構と運用の実際を聴取し、あるいは、学者に調査を委託する等して諸外国における保安処分制度の内容と運用の実際等についての資料の収集、整備につとめ、具体的立法作業に入るための基礎的研究をすすめている。

(4) 矯正局

法務省設置法第3条, 8条 法務省組織令第21条~第27条の2

主な会同・協議会及びその議題

年月日	件名	協議事項	備考
昭37. 1.18~19	矯正管区長協議会	1. 人事及び予算関係について 2. その他	
〃 2. 6~7	婦人補導院長協議会	1. 生活指導上特に留意すべき事項について 2. 再入院者の補導上特に留意すべき事項について	
〃 2. 8~9	矯正管区第三部長協議会	医療分類課, 教育課の項参照	131, 145
〃 2.22~23	矯正管区第二部長協議会	保安課, 作業課の項参照	124, 128
〃 3.22~23	矯正管区第一部長協議会	1. 昭和37年度予算配賦計画について 2. 人事関係その他	
〃 5.16	矯正管区長協議会	各施設の配置定員について	
〃 5.17~18	矯正管区長・少年院長会同	少年院の処遇を一層効果あらしめるため, 少年院ごとに処遇を特殊化する方策 1. 収容分類をより適切にするための基準如何 2. あらたな収容分類基準に対応する少年院の種類とその処遇内容如何 3. 右を実施するための具体的方策如何	
〃 6.20	矯正管区長協議会	1. 各施設の配置定員について 2. 昭和38年度矯正関係予算概算要求について 3. その他	
〃 6.21~22	矯正管区長・拘留所長・刑務所長・少年刑務所長会同	受刑者の処遇をより適正にするため, 分類処遇と累進処遇との調和を図る具体的方策如何	
〃 10. 3	矯正管区長協議会	1. 来年度予算の概算要求について 2. 人事管理上の諸問題について 3. その他	
〃 10. 4~5	矯正管区長・少年鑑別所長会同	少年院の特殊化に関連して 1. 鑑別の立場から考慮しなければならない基本的問題如何 2. 特殊化に対応する鑑別技術上の問題如何	
〃 10.25~26	矯正管区第二部長協議会	保安課, 作業課の項参照	124, 128
〃 11. 6~7	矯正管区第三部長協議会	教育課の項参照	145

年月日	件名	協議事項	備考
昭37.12. 6~7	矯正管区第一部長協議会	1. 来年3月に予定される人事異動に関する打合せ 2. 予算執行上の諸問題について 3. 刑務共済組合の運営について 4. その他	

総務課

法務省組織令第22条

1. 矯正職員の人事に関する事項

- (1) 職員の研修 中央矯正研修所の項 (240頁) 参照
- (2) 職員定員関係

矯正施設職員定員表 昭和37年12月31日現在

施設別 官職別	監獄	少年院	少年鑑別所	婦人補導院	
事務官	269	131	118	9	法務省設置法の一部改正及び法務省定員規則の一部改正により
看守長	810	-	-	-	
副看守長	1,186	-	-	-	監獄においては, 常勤的非常勤職員の定員化 4人 法務総合研究所への振替減 6人 看護婦(人)へ看守を振替 19人
看守部長	2,583	-	-	-	
看守	9,701	-	-	-	少年院においては教官の新規増 30人
技官	854	84	178	3	少年鑑別所においては技官の新規増 10人
教官	106	1,984	530	54	があつた.
雇員	792	262	188	3	
備人	512	214	129	6	
計	16,813	2,675	1,143	75	

- (3) 職員の任用関係 昭和37年度刑務官採用試験は昭和37年10月28日 (第1次試験) 行なわれたが, 試験合格者 (名簿登載者) は 416名である.

2. 矯正に関する法令案の作成について

- (1) 刑務所, 少年刑務所及び拘留所組織規程の一部改正 (昭和37年3月28日法務省令第20号, 昭和37年4月1日施行) 長野刑務所所轄上諏訪拘留支所及び飯田拘留支所を松本少年刑務所所轄に変更した.
- (2) 平和条約第11条による刑の執行及び赦免等に関する法律を廃止する法律 (昭和37年3月29日法律第42号, 同日施行) 平和条約第11条による刑の執行及び赦免等に関する法律の廃止に伴い, 巢鴨刑務所が廃止された.

- (3) 警察拘禁費用償還規則の一部改正（昭和37年3月31日法務省令第28号，昭和37年4月1日施行） 償還額が1人1日につき85円から95円に増額された。
- (4) 刑務所，少年刑務所及び拘留所組織規程の一部改正（昭和37年9月28日法務省令第63号，昭和37年10月1日施行） 名古屋刑務所所轄岡崎刑務支所を岡崎拘留支所に名称を変更し，同刑務所所轄として岡崎医療刑務支所を設置し及び青森刑務所所轄大湊刑務支所を廃止した。

3. 矯正施設の巡閲・監査

- (1) 巡閲 小菅刑務所・中野刑務所・八王子医療刑務所・横浜刑務所・横須賀刑務所・千葉刑務所・栃木刑務所・前橋刑務所・大阪拘留所・京都拘留所・大阪刑務所・神戸刑務所・加古川刑務所・滋賀刑務所・奈良少年刑務所・名古屋刑務所・岐阜刑務所・越前刑務所・宮崎刑務所・札幌刑務所・網走刑務所
- (2) 監査 多摩少年院・東京医療少年院・神奈川少年院・久里浜少年院・小田原少年院・榛名女子学園・河内少年院・加古川学園・奈良少年院・豊浦医療少年院・宮川医療少年院・岐阜少年院・千歳少年院・東京少年鑑別所・横浜少年鑑別所・千葉少年鑑別所・奈良少年鑑別所・大津少年鑑別所・岐阜少年鑑別所・佐賀少年鑑別所・大阪婦人補導院・福岡婦人補導院

保安課

法務省組織令第24条

会 同 矯正管区第二部長協議会（保安関係）

年月日	協 議 事 項
昭37. 2. 22	1. 昭和37年度受刑者管外移送計画について 2. 保安情報の利用について 3. 当面の問題について
〃 10. 25	1. 保安表彰規則について 2. 懲罰に関する記録について 3. 処遇困難者の移送について 4. 当面の問題について

1. 矯正施設の紀律維持及び保安について

- (1) 矯正施設の保安状況は，概ね，平穩裡に推移しており，とくに顕著な動向は窺えない。年間において発生した事故は，別表1のとおりで，行刑施設における自殺事故が，若干増加していることが目立つほか，特にとりあげるような事故の発生はなかつた。
- (2) 行刑施設においては，自殺事故が若干増加の傾向にあるので，従来からも，自殺要注意者の早期発見とその処遇の適正化につき注意を払うよう指示しているところであ

るが，重ねて，その防止につき特段の注意を払うよう電信をもつて注意した。
(昭37.7.17電信 第632～626号)

- (3) 警備体制確立のため警備用器具の整備については常に意を用いているが，昭和37年においては，衣体検査に使用する金属検出機を始め非常報知器，消火ポンプ等の非常対策器具の整備に重点を置いて実施した。
- (4) 保安意識の昂揚と事故防止対策の一環として，保安表彰規則にもとづく施設の表彰を行なっているが，昭和37年の実績は，次のとおりである。

区 分 年 次	大 臣 表 彰	矯 正 管 区 長 表 彰		計
		支 所	構 外 作 業 場	
昭和37年	-	23	12	35

2. 被收容者の拘禁及び処遇について

- (1) 矯正施設の收容人員は，前年に引き続き総体的に漸減ないし横ばいの状態にあるが（別表2，別表3），收容人員の地域的不均衡があるので（別表4），その全体的な收容調整につとめ，行刑施設においては，昭和37年度中に別表5のとおり管外移送を実施した。
- (2) 被收容者に対するよりよき処遇制度の確立のために，多角的な調査研究を行ない，また矯正管区を經由して上申の各所の処遇細則を検討し，認可手続をとるほか，統一かつ適正な処遇の実施につき指導監督した。
処遇関係の事務処理件数は，次表のとおりである。

区 分 年 次	情 願 の 処 理	処 遇 細 則 の 認 可	法 令 の 解 釈 及 び 運 用 上 の 質 疑 回 答	処 遇 に 関 す る 注 意 及 び 運 用 通 達	警 備 に 関 す る 注 意 及 び 運 用 通 達	そ の 他	計

- (3) 麻薬犯罪防止対策の一環として，麻薬犯罪関係被疑者，被告人の收容が増加し，東京拘留所の收容が過剰となつた場合の措置として，東京拘留所最寄りの小菅刑務所にも，法務大臣の認可をまつて，被疑者，被告人を收容できるよう，「各刑務所の拘禁種類を定める等」の告示の一部を改正した。（昭和37年法務省告示第1838号）

3. 服制の一部改正について 矯正施設職員の着用する制服は，刑務官服制（昭和27年法務府訓令第1号），少年院及び少年鑑別所官吏の服制（昭和25年法務府訓令第5号）及び婦人補導院に勤務する女子法務教官の服制（昭和33年法務省訓令第1号）をもつて，各々定められているところであるが，このうち刑務官服制，少年院及び少年鑑別所官吏の服制における盛夏衣については，地質が厚く最盛夏時の着用に適さないことから，その地質を薄地のものに改め，また女子刑務官の盛夏衣については，制式が女子の服装感覚

に適合しない面もあるので、盛夏上衣の制式を全面的に改めるとともに、ズボンをスカートに改めることにした。(刑務官制服の一部を改正する訓令 昭和37年法務省訓令第1号、少年院及び少年鑑別所官吏の制服の一部を改正する訓令 昭和37年法務省訓令第2号)

4. 行刑史料の保存について 矯正施設において、現在保管又は管理している物品及び建造物等のなかには、行刑史料として将来永く保存する価値のあるものが少なくないので、これら貴重なものが、永年の間に施設の移転又は管理不十分のため、散逸、滅失又は毀損するのを防止するため、その保存要領を定め、その保存を確保することにした。(行刑史料の保存について 昭和37年12月25日矯正甲第1001号)

別表1 矯正施設事故発生状況調 (昭和37年)

施設別	事故										計
	逃走	火災	自殺	メチール類盗飲死	作業死傷	職員殺傷	同僚間殺傷	集団暴行	その他		
刑務所	(25) 22	3	21	1	(1) 2	6	(3) 7	-	5	(4) 67	
少年院	(349) 184	2	1	-	-	1	(1) 6	-	3	(1) 197	
少年鑑別所	(18) 13	-	2	-	-	-	-	-	1	16	
婦人補導院	(8) 8	-	-	-	-	-	-	-	-	8	

(注) 1. 「逃走」の欄中括弧内の数字は逃走人員を示し、「作業死傷」、「職員殺傷」、「同僚間殺傷」及び「計」欄括弧内数字は死亡人員を示す。
2. 「作業死傷」、「職員殺傷」及び「同僚間殺傷」は、いずれも重大な事犯についてのみ掲げた。

別表2 矯正施設の数及び収容状況 (昭和37年12月31日現在)

施設の種類	施設数	収容定員	収容現員
矯正管区	8	-	-
矯正研修所	9	-	-
刑務支所	57	42,994	49,972
刑務支所	15	2,298	1,238
拘留支所	7	5,696	6,721
拘留支所	99	4,704	3,352
少年刑務院	9	4,166	5,176
少年院分院	58	9,592	9,209
少年院分院	3	70	68
少年鑑別所	50	2,300	1,275
少年鑑別所分院	1	10	5
婦人補導院	3	276	159
計	319	72,106	77,198

別表3 矯正施設新収容者累年比較

施設別	年別						
	昭31年	昭32年	昭33年	昭34年	昭35年	昭36年	昭37年
刑務所	51,183	47,898	46,392	45,271	41,008	37,285	35,992
少年院	7,818	8,218	8,720	9,329	8,992	8,621	8,248
少年鑑別所	29,332	31,610	34,027	37,413	38,661	37,591	35,856
婦人補導院	-	-	96	278	408	396	331

(注) 新収容者とは裁判の確定等により年間あらたに施設に入所した者をいう。

別表4 矯正管区別収容比率表 (昭和37年12月31日現在)

施設別	管区別								
	東京	大阪	名古屋	広島	福岡	仙台	札幌	高松	全国平均
刑務所	108	114	104	88	97	91	131	88	104
少年院	107	88	93	69	94	90	142	94	96
少年鑑別所	70	56	33	38	36	71	75	46	55
婦人補導院	99	39	-	-	17	-	-	-	54

(注) 本表は各矯正管区内施設収容人員の収容定員に対する割合を百分比によつて表わしたものである。

別表5 昭和37年度本省指令による管外移送人員 (昭和37年4月1日から同33年3月31日まで)

移送を受けた管区	移送管区								
	東京	大阪	名古屋	広島	福岡	仙台	札幌	高松	計
東京	-	-	365	17	-	635	423	-	1,440
大阪	15	-	204	199	1	-	7	477	903
名古屋	2	-	-	-	-	-	7	-	9
広島	-	4	1	-	1	-	8	1	15
福岡	2	1	-	13	-	-	2	200	218
仙台	7	-	-	-	-	-	3	-	10
札幌	1	8	10	8	2	3	-	1	33
高松	-	-	-	4	-	-	1	-	5
計	27	13	580	241	4	638	451	679	2,633

(注) 移送内訳(死刑刑を除く): らい患者移送0, 特殊教育移送54, 保安移送24, 技能者移送137, 拘禁緩和・作業上移送2,418, 計2,633

作業課

法務省組織令第25条

会 同 矯正管区第二部長協議会 (作業関係)

年 月 日	協 議 事 項 及 び 連 絡 事 項
昭37. 2. 22~23	1. 昭和36年度歳入見込額の把握について 2. 昭和37年度刑務所作業費予算の配分について 3. 昭和37年度の作業運営について 4. その他当面の諸問題について
昭37. 10. 25~26	1. 昭和37年度上半期作業成績の検討ならびに下半期の作業運営について 2. 実収目標額の検討について 3. 業種別原材料の適正在庫基準量の検討について 4. 刑務作業決算書の改正について 5. その他当面の諸問題について

管区作業課長協議会

昭37. 1. 11~12	1. 昭和36年度刑務所作業費予算調整について 2. その他当面の諸問題について
---------------	---

1. 刑務所の経費と作業収入調

区 分 年 度	収 容 費	作業収入に よる償却率	作 業 費 B	作業収入に 対する回収率	作 業 収 入 額 C
	A	$\frac{C}{A} \times 100$		$\frac{C}{B} \times 100$	
昭和28	2,737,573	77	1,020,124	208	2,130,215
29	2,815,131	78	964,367	210	2,027,609
30	2,972,793	68	935,400	215	2,010,706
31	3,067,090	77	1,041,443	214	2,231,537
32	2,998,754	75	1,088,446	205	2,235,080
33	2,963,869	75	1,041,429	213	2,221,801
34	3,103,194	80	1,221,467	203	2,480,394
35	2,894,981	98	1,325,739	214	2,841,560
36	2,873,343	114	1,362,059	240	3,276,286
37	2,916,131	125	1,515,358	240	3,650,707

(備考) 本表は会計年度別であり、単位は千円である。

2. 作業製品需要先別調

区 分 年 度	内 訳				%		
	部内自給 (A)	官 公 需 (B)	民 需 (C)	計	A	B	C
昭和28	326,052	390,923	1,409,917	2,126,892	16	18	66
29	236,695	374,906	1,407,835	2,019,436	12	18	70
30	205,482	375,357	1,427,213	2,008,052	10	19	71
31	248,347	305,298	1,658,431	2,212,076	11	14	75
32	158,657	441,771	1,634,447	2,234,875	7	20	73
33	159,534	469,322	1,593,290	2,222,146	7	21	72
34	165,059	547,123	1,767,859	2,480,041	7	22	71
35	146,034	569,561	2,124,211	2,839,806	5	20	75
36	125,786	563,104	2,587,405	3,276,295	4	17	79
37	128,689	622,991	2,898,713	3,650,393	4	17	79

(備考) 本表は会計年度別であり、単位は千円である。

3. 職業訓練実施状況

種 目	施設 数	終了 人員	支出額	種 目	施設 数	終了 人員	支出額	種 目	施設 数	終了 人員	支出額
木 工	26	303	17,732	板 金	1	14	121	自動車整備	4	39	307
木工彫刻	2	20	337	農 耕	2	30	805	無線通信	2	27	140
建築大工	3	41	2,900	製 紙	1	25	4	経理事務	2	19	136
塗 装	1	14	58	製 靴	18	196	11,091	左 官	5	64	1,632
活版印刷	13	151	3,805	調 理	2	25	43	竹 細 工	1	3	12
洋 裁	2	12	94	謄写印刷	7	47	245	ク リ ー ニ ン グ	1	23	1,348
洋 服	12	99	912	汽 罐	11	73	57	畳 工	1	3	5
電 工	2	28	511	理 容	5	76	907	船舶職員	1	15	582
ラジオ組	3	20	188	美 容	1	15	215				
立自動車運	10	132	991	園 芸	1	2	53				
航 機	7	62	3,481	編 物	1	2	9	合 計	148	1,580	48,621

(備考) 支出額の単位は千円である。

4. 資格又は免許取得状況

種 目	細 分	受験者数	合格者数	種 目	細 分	受験者数	合格者数
珠 算	1 級	26	5	自動車整備士	2 級デ ゼルエ ンジン	4	3
	2 級	109	9		3 級シャ ーシー	39	36
	3 級	181	94				
	4 級	288	182				
	小 計	604	290		3 級ガソ リンエ ンジン	39	33
簿 記	1 級	24	11	小 計	82	72	
	2 級	44	22	危険物取扱 主任者 (乙 種)	3 類	7	6
	3 級	84	61		4 類	17	16
	小 計	152	94		小 計	24	72
ボイラー技 士	1 級	7	4	船 舶 職 員	乙 種 2 等航 海士	1	1
	2 級	165	139		丙 種 船 長	6	6
小 計	172	143	丙 種 航海士		2	2	
劇毒物取扱者		21	15		2 等 機関士	1	1
自動耕転機		26	23		丙 種 機関長	3	3
自動車運転	普 通	150	102		丙 種 機関士	2	2
	三 輪	64	51		小 計	15	15
	小 計	214	153				
アセチレン 溶接		40	33				
計 算 尺	3 級	8	2				
	4 級	32	10				
	小 計	40	12				
無 線 通 信	電話扱	14	14				
美 容		10	10				
理 容		63	62				
電気工事士		31	24				
調 理 士		17	12				
冷凍機械主 任者		5	3				
クリーニン グ師		32	30				
タイプ孔版		3	0	合 計		1,565	1,027

医療分類課

法務省組織令第26条

会同 矯正管区第三部長協議会 (医療分類課)

年 月 日	協 議 事 項
昭37. 2. 8~9	<ol style="list-style-type: none"> 1. 保健 (防疫), 診療上留意すべき事項について 2. 滅菌装置の設置について 3. 管区一括購入医療品目の改廃について 4. 少年簿の改正について 5. カウンセリング技術導入の具体策について 6. 収容者の衣服制式改正案の検討について 7. 昭和37年度指定菜代と今後の栄養管理について 8. その他

1. 保 健 医 療

- (1) 前年に引き続き、収容者の健康状態は良好である (別表1)。
- (2) (イ) 矯正施設での伝染病の流行は、例年に比して少なかった (別表2)。(ロ) 消化器系伝染病の原因として飲料水の重大性に鑑み、年度当初に自家用水道を使用している矯正施設の滅菌装置の老朽化したものを交換完備した。(ハ) 九州地方でコレラ患者が発生した際、コレラ予防対策について、詳細な注意が矯正局長から通達された (昭和37. 8. 6矯正甲第648号)。
- (3) 調査研究としては、予算200万円をもって、八王子医療刑務所の収容者120余名を対象とし、精神薄弱およびその治療についての研究が行われた。本研究は次年も引続いて行われる。
- (4) 第9回日本矯正医学会総会が昭和37年9月13日・14日の両日、東京都社会事業会館で行なわれ、パネルディスカッション「保安処分」およびシンポジウム「最近における矯正施設収容者の栄養学的観察」、同じく「矯正場面における人格診断テストをめぐる諸問題」があり、その他約90題にのぼる研究発表があつた。参加人員400余名。
- (5) 矯正医官修学生 この制度は、矯正施設における医官の充実に資するため、医学を専攻する大学医学部学生またはインターン生で、将来矯正施設に勤務しようとするものに対し修学資金を貸与するもので、昭和36年度から実施されている。昭和37年度矯正医官修学生は、医学部1年8名、同2年11名、同3年11名、同4年10名およびインターン生10名、合計50名である。
- (6) 海外留学 (秘書課の記述 61 頁を参照)

別表1 死亡・刑(勾留)執行停止状況

(括弧内の数字は昭和36年中の数字を示す、以下同じ)

(イ) 部局別、月別矯正施設収容者死亡数 (昭和37年)

月別 区別	月別												合計
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
刑務所	(13) 11	(10) 10	(11) 12	(9) 8	(2) 15	(5) 6	(10) 7	(8) 4	(12) 5	(10) 12	(6) 10	(8) 13	(104) 112
被告人	(2) 1	(-) -	(1) 4	(2) 4	(1) 2	(1) 1	(2) -	(1) -	(2) 3	(1) 2	(2) 2	(3) 1	(18) 20
刑死者	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(1) 1	(1) 1	(1) 1	(-) 1	(3) 1	(-) 1	(-) 3	(-) -	(6) 6
少年院	(-) -	(-) -	(1) -	(-) -	(1) 1	(1) -	(1) 1	(1) -	(-) 1	(1) -	(1) 3	(3) -	(10) 6
少年鑑別所	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) 1	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) 1

(ロ) 執行停止数 (昭和37年)

月別 区別	月別												合計
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
刑執行停止	(18) 17	(12) 9	(14) 6	(11) 4	(22) 18	(16) 9	(15) 10	(7) 14	(10) 7	(8) 10	(10) 14	(19) 24	(164) 142
勾留執行停止	(10) 19	(18) 14	(14) 16	(24) 9	(20) 27	(23) 21	(17) 12	(22) 21	(22) 10	(15) 12	(17) 16	(34) 17	(236) 194

別表2 伝染病発生状況調

施設別 病名別	刑務所				少年院				少年鑑別所			
	件数	真性患者	疑似患者	保菌者	件数	真性患者	疑似患者	保菌者	件数	真性患者	疑似患者	保菌者
赤痢	(162) 103	(477) 26	(173) 26	(464) 183	(24) 20	(1) 5	(-) 3	(46) 98	(26) 24	(2) 4	(-) 1	(39) 31
腸チフス	(2) 1	(2) -	(-) -	(-) 1	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
ヂフテリア	(1) 1	(1) 1	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
小児マヒ	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(1) -	(-) -	(-) -	(1) -	(1) 1	(-) 1	(1) -	(-) -
猩紅熱	(-) 1	(-) 1	(-) -	(-) -	(1) -	(1) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
日本脳炎	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) 1	(-) 1	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
計	(165) 106	(480) 28	(173) 26	(464) 184	(26) 21	(2) 6	(-) 3	(47) 98	(27) 25	(2) 5	(1) 1	(39) 31

別表2 伝染病発生状況調(続) (昭和37年)

施設別 病名別	婦人補導院				計			
	件数	真性患者	疑似患者	保菌者	件数	真性患者	疑似患者	保菌者
赤痢	(2) 1	(-) -	(-) -	(4) 1	(214) 148	(480) 35	(173) 30	(553) 313
腸チフス	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(2) 1	(2) -	(-) -	(-) 1
ヂフテリア	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(1) 1	(1) 1	(-) -	(-) -
小児マヒ	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(2) 1	(-) 1	(1) -	(1) -
猩紅熱	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(1) 1	(1) 1	(-) -	(-) -
日本脳炎	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) 1	(-) 1	(-) -	(-) -
計	(2) 1	(-) -	(-) -	(4) 1	(220) 153	(484) 39	(174) 30	(554) 314

2. 分類鑑別

(1) 刑務所関係(別表1~4参照)分類制度は今年も亦処遇への滲透を中心に、以下のような各種の努力がつけられた。

(イ) 中野刑務所における保護観察官の駐在について このことについては、昨年の本欄で紹介したが、本年1月26日から東京保護観察所の保護観察官1名が駐在を開始した。駐在庁では年末まで計10回にわたり保護及び矯正関係各庁の職員参加のもとに研究協議会を開催し、この業務の円滑な運営のため努力を重ねている。

(ロ) 問題収容者についての実態調査について 最近の施設収容者に、資質的、環境的に問題の多い者が増加し、教育上にも、施設管理上にも、問題が漸増していることに鑑み、昨年11月、標記実態調査を行なったが、その結果につき、本年6月21・22日開催の刑務所長会同資料として一部を報告し、問題の所在及び、とられるべき対策とその具体的措置について明らかにした。

(ハ) カウンセリング研究会への職員派遣について 矯正処遇にカウンセリング技術を導入することについては、かねてから研究、努力がなされてきたが、本年7月~8月にわたり、札幌市、和歌山県高野山及び広島県宮島町において、日本カウンセリングセンター主催のカウンセリング研究討論会が開催されたので、施設職員数名を派遣し研究を行なわしめた。

(ニ) 麻薬関係受刑者の実態調査について 近時、社会における麻薬嗜癖者が増加し、社会防衛上の重大問題となっている折から、麻薬関係犯罪者に対する刑事政策の一環として、法務総合研究所と共同して、本年11月、標記実態調査を行なった。結果

は目下集計検討中である。

- ㉔ シュトルプ及びビックスビー両博士によるセミナーについて 国連アジア極東犯罪防止研修所に、G. K. シュトルプ博士（デンマーク国立精神病質犯罪者施設の長）及び、F. L. ビックスビー博士（ニュージャージー州トレントン裁判所顧問）が来講されたのを機会に、11月、両博士を中心としたセミナーが法務総合研究所主催のもとで開催され、矯正局側からも計25名が参加した。
 - ㉕ 岡崎医療刑務支所の開設について 同所は、従来、軽症精神薄弱者のための専門収容施設であつたが、本年より精神障害者のための総合的専門収容施設として、新築施設において運営されることとなり（37. 10. 22. 矯正甲第850号法務事務次官通達「岡崎医療刑務支所の運営について」）、12月15日収容が開始された。
 - ㉖ 分類センターの設置計画について 分類センターは現在中野刑務所に設置されているのみであるが、各矯正管区に1施設ずつこれを設置することとなり、専門家の配置、機械器具等の整備等が着手された。
 - ㉗ その他 (a) 矯正施設における精神薄弱者対策として、精神薄弱受刑者の専門施設収容計画が検討され、特に予算要求が行なわれた。(b) 分類技術向上のため、分類技術研究会を2回開催し、大学、研究所等部外の学識経験者の意見をきいた。
- (2) 保護少年の分類鑑別について（別表5～9参照）
- ㉘ 矯正局、刑事局、保護局合同の道路交通違反少年特別調査が千葉、名古屋、広島各少年鑑別所の収容少年を対象に行なわれた。なおこの調査方法により静岡ほか数カ庁において調査を実施した。
 - ㉙ 少年鑑別所鑑別技官定員10名が増員された。
 - ㉚ 国家公務員心理上級職試験合格者13名が採用された。

別表1 分類級別施設数 (昭和37. 12. 31現在)

種類	男子施設													女子	外国人	禁錮	合計
	成人			少年			医療			H	K	H・K	J				
級別	A	G	A・G	B	C	B・C	A・B	D	D・E					D・E・G	H	K	H・K
施設数	11	5	7	62	2	7	1	2	3	3	1	3	2	5	1	1	80

(備考) 1. この表に掲げられた施設：拘置所 6（小倉を除く）、拘置支所 1、刑務所57、少年刑務所 9、刑務支所 6、独立女区 1、計80

2. 級の内容：A（性格がおおむね正常で改善容易と思われるもの）、B（性格がおおむね準正常で改善困難と思われるもの）、C（成人男子中長期のもの）、D（男子少年）、E（G級のうちおおむね23歳未満で少年に準じて処遇する必要のあるもの）、G（A級中の25歳未満のもの）、H（HX：精神薄弱、HY：精神病質、HZ：精神病）、K（KX：身体疾患、KY：身体障害、KZ：老衰及び虚弱）、J（女子）、M（外国人）、N（禁錮）。

別表2 管区別分類級別取扱人員 (昭和37年中 分類終了者)

管区別	級別	A	B	C	D	E	G	H	K	J	M	N	計
東 京	東	2,455	8,437	52	348	96	1,768	51	53	509	15	-	13,784
	大	17.8	61.2	0.4	2.5	0.7	12.8	0.4	0.4	3.7	0.1	-	100
阪 神	阪	1,414	4,208	79	263	329	899	89	250	500	6	-	8,037
	神	17.6	52.3	1.0	3.3	4.1	11.2	1.1	3.1	6.2	0.1	-	100
名 古 屋	名	585	1,737	50	36	12	470	108	65	85	-	124	3,272
	古	17.9	53.1	1.5	1.1	0.4	14.3	3.3	2.0	2.6	-	3.8	100
広 島	広	343	1,337	45	66	197	110	37	98	16	-	-	2,249
	島	15.3	59.4	2.0	2.9	8.8	4.9	1.6	4.4	0.7	-	-	100
福 岡	福	442	BX3, 447	117	103	174	92	286	130	196	-	-	5,429
	岡	8.1	81.1	2.2	1.9	3.2	1.7	5.3	2.4	3.6	-	-	100
仙 台	仙	648	2,164	38	75	225	347	44	89	15	-	-	3,645
	台	17.8	59.4	1.0	2.1	6.2	9.5	1.2	2.4	0.4	-	-	100
札幌	札	418	1,268	63	92	-	462	19	34	46	-	-	2,402
	幌	17.4	52.8	2.6	3.8	-	19.2	0.8	1.4	1.9	-	-	100
高 松	高	176	652	11	29	38	85	68	36	17	-	-	1,112
	松	15.8	58.6	1.0	2.6	3.4	7.7	6.1	3.2	1.5	-	-	100
計	計	6,481	23,692	445	1,012	1,071	4,233	702	755	1,384	21	124	39,930
		16.2	59.3	1.1	2.5	2.7	10.6	1.8	1.9	3.5	0.1	0.3	100

(注) Nは名古屋管区のみ実施
下段は%

別表 3

受刑者精神状況調

(昭和37.12.25.現在)

状況別	級別	A	B	C	D	E	G	H	K	J	M	N	計		
人員	総 正 準 精 神 障 害 弱 質 病 症 病 精 神 障 害 弱 質 病 症 病 精 神 障 害 弱 質 病 症 病 精 神 障 害 弱 質 病 症 病	8,426	27,352	3,842	1,591	1,555	5,895	1,516	1,173	1,347	32	55	52,784		
		4,840	9,084	1,444	699	1,047	3,285	-	-	442	708	18	49	21,616	
		3,057	14,333	1,945	748	458	2,102	-	-	596	469	8	4	23,725	
		529	3,935	453	144	50	508	1,516	691	135	170	6	2	7,443	
		348	1,274	73	29	37	310	500	51	67	98	5	2	2,934	
		149	2,477	344	110	11	173	500	56	11	3	-	-	3,878	
		21	104	11	3	2	16	56	11	3	3	-	-	277	
		11	80	25	2	-	9	269	6	2	2	-	-	404	
		100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
		57.4	33.2	37.6	43.9	67.3	55.7	-	-	37.7	52.6	56.3	89.1	41.0	41.0
36.3	52.4	50.6	47.0	29.5	35.7	-	-	50.8	34.8	25.0	7.3	45.0	45.0		
6.3	14.4	11.8	9.1	3.2	8.6	100	100	11.5	12.6	18.7	3.6	14.0	14.0		
4.1	4.7	1.9	1.8	2.4	5.3	45.6	45.6	5.7	7.3	15.6	3.6	5.6	5.6		
1.8	9.1	8.9	6.9	0.7	2.9	33.0	33.0	4.4	5.0	3.1	-	7.3	7.3		
0.3	0.4	0.3	0.2	0.1	0.3	3.7	3.7	0.9	0.2	-	-	0.4	0.4		
0.1	0.2	0.7	0.1	-	0.2	17.7	17.7	0.5	0.1	-	-	0.8	0.8		

(136)

別表 4

受刑者の処遇難易調

(昭和37.12.25現在)

処遇難易別	級別	A	B	C	D	E	G	H	K	J	M	N	計	
処遇上問題のないもの 問題はあがるがなんとかや つていけるもの	総 逃走の 乱暴 ボ 反則をくりかえす 作業事故頻 不平 その他	6,889	16,078	2,225	782	1,050	4,292	251	680	905	18	46	33,216	
		81.2	57.8	57.8	49.1	67.5	72.8	16.5	57.5	67.1	54.5	83.6	62.3	62.3
		1,179	7,021	917	450	373	1,031	320	336	297	12	9	11,945	11,945
		13.9	25.2	23.8	28.2	24.0	17.5	21.1	28.4	22.0	36.4	16.4	22.4	22.4
		418	4,737	700	361	132	571	949	166	146	146	3	-	8,183
		4.9	17.0	18.4	22.7	8.5	9.7	62.4	14.1	10.9	9.1	9.1	-	15.2
		30	395	64	44	5	20	41	14	4	4	-	-	617
		112	1,468	210	118	50	194	285	46	36	36	-	-	2,519
		70	537	73	81	20	72	55	17	18	18	-	-	943
		90	1,144	127	44	33	174	114	17	40	40	-	-	1,783
2	147	12	6	1	17	31	4	4	4	-	-	220		
52	654	64	53	21	39	101	29	32	32	3	-	1,048		
62	392	150	15	2	55	322	43	12	12	-	-	1,053		
8,486	27,836	3,842	1,593	1,555	5,894	1,520	1,182	1,348	33	55	53,344	53,344		

(注) 一欄に上段と下段あるものでは、下段は%

(137)

別表5 少年鑑別所鑑別終了人員 (昭和37年)

総人員	家庭裁判所関係				依頼関係	
	自所収容者	在宅者	その他	計	保護観察所等	一般
89,951	35,879	2,539	284	38,702	2,370	48,879
100%	40.0%	2.8%	0.3%	43.1%	2.6%	54.3%

別表6 鑑別少年精神状況 (昭和37年)

総人員	精神状況別								* 除外者
	正常	準正常	精神薄弱	精神病質	神経症	その他の 精神障害	診断困難 なもの	計	
38,702	1,252	28,867	2,757	2,176	45	268	11	35,376	3,326
	3.5%	81.6%	7.8%	6.2%	0.1%	0.8%	0.0%	100%	

* 除外者とは、観護措置の取消又は変更および他の鑑別所への移送等により、当該鑑別所で調査を実施できなかったものをいう。

別表7 少年院在院者知能指数調 (昭和37年12月25日現在)

IQ	人員			百分率		
	男子	女子	合計	男子	女子	合計
140以上	7	-	7	0.08	-	0.07
130~139	22	1	23	0.3	0.1	0.2
120~129	48	4	52	0.6	0.4	0.6
110~119	275	6	281	3.4	0.6	3.1
100~109	971	59	1,030	11.7	6.6	11.2
90~99	2,072	151	2,223	24.9	31.7	24.2
80~89	2,247	227	2,474	27.0	25.6	26.9
70~79	1,548	187	1,735	18.6	21.1	18.9
60~69	731	123	854	8.8	13.9	9.3
50~59	242	76	318	2.9	8.6	3.5
40~49	88	37	125	1.1	4.2	1.4
39以下	55	11	66	0.6	1.2	0.7
小計	8,306	882	9,188	99.9	99.4	99.9
除外者	7	5	12	0.07	0.6	0.1
総計	8,313	887	9,200	100	100	100

別表8 (昭和37年12月25日現在)

少年院在院者精神状況調

別表8

状況別	性別	少年院在院者						精神状況						計		
		男子		女子		合計		初等		中等		特別			医療	
総正準精神	人員	8,313	887	9,200	100	100	100	1,738	5,032	1,664	766	9,200	1,738	5,032	1,664	766
		100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
精神病質	人員	2,757	2,176	4,933	53.1	23.8	38.9	1,329	4,046	1,186	191	6,752	1,329	4,046	1,186	191
		30.6	23.8	26.7	35.3	26.7	33.9	30.6	43.5	12.8	2.1	73.3	30.6	43.5	12.8	2.1
精神病質	人員	2,176	45	2,221	25.3	0.5	25.8	156	462	304	73	1,995	156	462	304	73
		25.1	0.5	24.2	0.5	0.4	0.6	1.7	5.0	3.4	0.9	21.6	1.7	5.0	3.4	0.9
精神病質	人員	45	11	56	0.5	0.1	0.6	2	4	2	12	20	2	4	2	12
		0.5	0.1	0.6	0.2	0.04	0.2	0.02	0.04	0.02	0.06	0.2	0.02	0.06	0.2	0.06
精神病質	人員	11	11	22	0.1	1.2	1.3	14	3	4	111	120	14	3	4	111
		0.1	1.2	1.3	0.1	1.3	1.3	0.1	0.03	0.04	6.6	1.3	0.1	0.03	0.04	6.6
精神病質	人員	11	11	22	0.1	1.2	1.3	14	3	4	111	120	14	3	4	111
		0.1	1.2	1.3	0.1	1.3	1.3	0.1	0.03	0.04	6.6	1.3	0.1	0.03	0.04	6.6
精神病質	人員	11	11	22	0.1	1.2	1.3	14	3	4	111	120	14	3	4	111
		0.1	1.2	1.3	0.1	1.3	1.3	0.1	0.03	0.04	6.6	1.3	0.1	0.03	0.04	6.6
精神病質	人員	11	11	22	0.1	1.2	1.3	14	3	4	111	120	14	3	4	111
		0.1	1.2	1.3	0.1	1.3	1.3	0.1	0.03	0.04	6.6	1.3	0.1	0.03	0.04	6.6
精神病質	人員	11	11	22	0.1	1.2	1.3	14	3	4	111	120	14	3	4	111
		0.1	1.2	1.3	0.1	1.3	1.3	0.1	0.03	0.04	6.6	1.3	0.1	0.03	0.04	6.6
精神病質	人員	11	11	22	0.1	1.2	1.3	14	3	4	111	120	14	3	4	111
		0.1	1.2	1.3	0.1	1.3	1.3	0.1	0.03	0.04	6.6	1.3	0.1	0.03	0.04	6.6
精神病質	人員	11	11	22	0.1	1.2	1.3	14	3	4	111	120	14	3	4	111
		0.1	1.2	1.3	0.1	1.3	1.3	0.1	0.03	0.04	6.6	1.3	0.1	0.03	0.04	6.6
精神病質	人員	11	11	22	0.1	1.2	1.3	14	3	4	111	120	14	3	4	111
		0.1	1.2	1.3	0.1	1.3	1.3	0.1	0.03	0.04	6.6	1.3	0.1	0.03	0.04	6.6
精神病質	人員	11	11	22	0.1	1.2	1.3	14	3	4	111	120	14	3	4	111
		0.1	1.2	1.3	0.1	1.3	1.3	0.1	0.03	0.04	6.6	1.3	0.1	0.03	0.04	6.6
精神病質	人員	11	11	22	0.1	1.2	1.3	14	3	4	111	120	14	3	4	111
		0.1	1.2	1.3	0.1	1.3	1.3	0.1	0.03	0.04	6.6	1.3	0.1	0.03	0.04	6.6
精神病質	人員	11	11	22	0.1	1.2	1.3	14	3	4	111	120	14	3	4	111
		0.1	1.2	1.3	0.1	1.3	1.3	0.1	0.03	0.04	6.6	1.3	0.1	0.03	0.04	6.6
精神病質	人員	11	11	22	0.1	1.2	1.3	14	3	4	111	120	14	3	4	111
		0.1	1.2	1.3	0.1	1.3	1.3	0.1	0.03	0.04	6.6	1.3	0.1	0.03	0.04	6.6
精神病質	人員	11	11	22	0.1	1.2	1.3	14	3	4	111	120	14	3	4	111
		0.1	1.2	1.3	0.1	1.3	1.3	0.1	0.03	0.04	6.6	1.3	0.1	0.03	0.04	6.6
精神病質	人員	11	11	22	0.1	1.2	1.3	14	3	4	111	120	14	3	4	111
		0.1	1.2	1.3	0.1	1.3	1.3	0.1	0.03	0.04	6.6	1.3	0.1	0.03	0.04	6.6
精神病質	人員	11	11	22	0.1	1.2	1.3	14	3	4	111	120	14	3	4	111
		0.1	1.2	1.3	0.1	1.3	1.3	0.1	0.03	0.04	6.6	1.3	0.1	0.03	0.04	6.6
精神病質	人員	11	11	22	0.1	1.2	1.3	14	3	4	111	120	14	3	4	111
		0.1	1.2	1.3	0.1	1.3	1.3	0.1	0.03	0.04	6.6	1.3	0.1	0.03	0.04	6.6
精神病質	人員	11	11	22	0.1	1.2	1.3	14	3	4	111	120	14	3	4	111
		0.1	1.2	1.3	0.1	1.3	1.3	0.1	0.03	0.04	6.6	1.3	0.1	0.03	0.04	6.6
精神病質	人員	11	11	22	0.1	1.2	1.3	14	3	4	111	120	14	3	4	111
		0.1	1.2	1.3	0.1	1.3	1.3	0.1	0.03	0.04	6.6	1.3	0.1	0.03	0.04	6.6
精神病質	人員	11	11	22	0.1	1.2	1.3	14	3	4	111	120	14	3	4	111
		0.1	1.2	1.3	0.1	1.3	1.3	0.1	0.03	0.04	6.6	1.3	0.1	0.03	0.04	6.6
精神病質	人員	11	11	22	0.1	1.2	1.3	14	3	4	111	120	14	3	4	111
		0.1	1.2	1.3	0.1	1.3	1.3	0.1	0.03	0.04	6.6	1.3	0.1	0.03	0.04	6.6
精神病質	人員	11	11	22	0.1	1.2	1.3	14	3	4	111	120	14	3	4	111
		0.1	1.2	1.3	0.1	1.3	1.3	0.1	0.03	0.04	6.6	1.3	0.1	0.03	0.04	6.6
精神病質	人員	11	11	22	0.1	1.2	1.3	14	3	4	111	120	14	3	4	111
		0.1	1.2	1.3	0.1	1.3	1.3	0.1	0.03	0.04	6.6	1.3	0.1	0.03	0.04	6.6
精神病質	人員	11	11	22	0.1	1.2	1.3	14	3	4	111	120	14	3	4	111
		0.1	1.2	1.3	0.1	1.3	1.3	0.1	0.03	0.04	6.6	1.3	0.1	0.03	0.04	6.6
精神病質	人員	11	11	22	0.1	1.2	1.3	14	3	4	111	120	14	3	4	111
		0.1	1.2	1.3	0.1	1.3	1.3	0.1	0.03	0.04	6.6	1.3	0.1	0.03	0.04	6.6
精神病質	人員	11	11	22	0.1	1.2	1.3	14	3	4	111	120	14	3	4	111
		0.1	1.2	1.3	0.1	1.3	1.3	0.1	0.03	0.04	6.6	1.3	0.1	0.03	0.04	6.6
精神病質	人員	11	11	22	0.1	1.2	1.3	14	3	4	111	120	14	3	4	111
		0.1	1.2	1.3	0.1	1.3	1.3	0.1	0.03	0.04	6.6	1.3	0.1	0.03	0.04	6.6
精神病質	人員	11	11	22	0.1	1.2	1.3	14	3	4	111	120	14	3	4	111
		0.1	1.2	1.3	0.1	1.3	1.3	0.1	0.03	0.04	6.6	1.3	0.1	0.03	0.04	6.6
精神病質	人員	11	11	22	0.1	1.2	1.3	14	3	4	111	120	14	3	4	111
		0.1	1.2	1.3	0.1	1.3	1.3	0.1	0.03	0.04	6.6	1.3	0.1	0.03	0.04	6.6
精神病質	人員	11	11	22	0.1	1.2	1.3	14	3	4	111	120	14	3	4	111
		0.1	1.2	1.3	0.1	1.3	1.3	0.1	0.03	0.04	6.6	1.3	0.1	0.03	0.04	6.6
精神病質	人員	11	11	22	0.1	1.2	1.3	14	3	4	111	120	14	3	4	111</

別表 9

少年院在院者処遇難易調

(昭和37年12月25日現在)

性別	男					女					子					計				
	初等	中等	特別	医療	小計	初等	中等	特別	医療	小計	初等	中等	特別	医療	小計	初等	中等	特別	医療	小計
処遇難易別	787	1,749	495	179	3,210	71	149	15	45	280	227	456	53	151	887	1,738	5,032	1,664	766	9,200
処遇上問題のないもの	52.0	38.2	30.7	29.1	38.6	31.3	32.7	28.2	29.8	31.6	31.3	32.7	28.2	29.8	31.6	49.4	37.7	30.6	29.2	37.9
問題はあるがなんとかやつていけるもの	394	1,404	398	196	2,392	85	162	12	42	301	227	456	53	151	887	1,738	5,032	1,664	766	
総数	26.0	30.7	24.7	31.9	28.8	37.4	35.5	22.6	27.8	33.9	31.3	31.8	49.0	42.4	34.5	27.6	31.1	24.6	31.1	29.3
逃走のおそれ	330	1,423	718	240	2,711	71	145	26	64	306	227	456	53	151	887	1,738	5,032	1,664	766	
暴行	22.0	31.1	44.6	39.0	32.6	31.3	31.8	49.0	42.4	34.5	31.3	31.8	49.0	42.4	34.5	23.1	31.1	44.7	39.7	32.8
乱暴	76	332	189	35	632	14	11	2	7	34	227	456	53	151	887	1,738	5,032	1,664	766	
暴行傾向	52	282	229	38	601	13	14	4	5	36	227	456	53	151	887	1,738	5,032	1,664	766	
ボスの傾向	77	294	92	24	487	8	24	5	6	43	227	456	53	151	887	1,738	5,032	1,664	766	
反則をくりかえす	72	276	106	34	488	22	34	9	12	77	227	456	53	151	887	1,738	5,032	1,664	766	
作業事故頻発	11	41	12	12	76	1	14	3	6	24	227	456	53	151	887	1,738	5,032	1,664	766	
不平・不満	34	143	47	22	246	5	25	1	11	42	227	456	53	151	887	1,738	5,032	1,664	766	
その他	8	55	43	75	181	8	23	2	17	50	227	456	53	151	887	1,738	5,032	1,664	766	
合計	1,511	4,576	1,611	615	8,313	227	456	53	151	887	1,738	5,032	1,664	766	9,200					

(140)

(注) 一欄に上段と下段とあるものでは、下段は%

3. 給養改善状況

- (1) 衣服、寝具等の制式改正試案作成 受刑者の衣服の制式は、昭和4年、9年および14年に定められたものを昭和19年に戦時下の特殊事情により簡素化及び節約をはかつて改められたものであり、戦後若干の部分改正が行われたが、なお不備な点が多い。これを是正し現在の平和なまた一般衣生活が向上した時代に適合させるため全面的に種類、材料、形状、規格、寸法等を改正する試案を作成した。保護少年の衣服制式は昭和33年に大幅に改正され、また、婦人補導院在院者の衣服も同年に制定されたものであるが、更に検討を加え、種類および型状について若干の改正を考え、材料の向上および規格寸法の面についても改正試案を研究した。
- (2) 副食の改善 昭和37年度予算において、受刑者成人3円、少年受刑者、保護少年、婦人補導院の在院者3円50銭の菜代増額となった。これは物価値上り分と内容改善費をみとめられたわけで、ために昭和37年は前年に比し若干の栄養内容の改善がはかられ、最も不足している成分動物性蛋白質は各施設ともふえている。その状況は下表の通りである。なお、脂肪の摂取量が減少しているが、これは昭和37年度より脂肪の調理の減耗率を30%みたためである。

副食栄養量比較表

(2.5.8.11月平均)

4) 刑務所・拘留所・少年刑務所

年 別	栄養成分				カルシウム	ビタミ ン			
	総蛋白質	動物性蛋白質	脂 質	熱 量		A	B ₁	B ₂	C
昭和36年	43.7	17.9	18.3	685	759	3,229	1.10	1.3	131
37年	43.1	19.9	17.1	641	790	3,224	1.11	1.2	127

4) 少年院

年 別	栄養成分				カルシウム	ビタミ ン			
	総蛋白質	動物性蛋白質	脂 質	熱 量		A	B ₁	B ₂	C
昭和36年	47.9	21.3	19.9	713	957	3,716	1.16	1.7	147
37年	47.4	23.7	18.9	679	958	4,015	1.14	1.5	143

(141)

ハ) 少年鑑別所

年 別	栄養成分								
	総蛋白質	動物性蛋白質	脂質	熱量	カルシウム	ビタミン			
	g	g	g	cal	mg	I.u	mg	gm	mg
昭和36年	45.2	22.7	18.6	652	958	3,604	1.13	1.7	138
37年	45.3	24.5	17.4	638	957	3,895	1.17	1.7	134

ニ) 婦人補導院

年 別	栄養成分								
	総蛋白質	動物性蛋白質	脂質	熱量	カルシウム	ビタミン			
	g	g	g	cal	mg	I.u	mg	mg	mg
昭和36年	45.0	20.6	23.4	689	844	2,121	1.45	1.66	115
37年	45.0	21.8	20.7	661	768	4,237	1.27	1.45	106

4. 指紋事務

指紋事務取扱件数最近十年比較表

(昭和37年)

年次 種別	指紋事務取扱件数									前年に 対する 本年比 (%)			
	昭和37年	36年	35年	34年	33年	32年	31年	30年	29年		28年	10年平均	指紋法 実施以 降の累 計
新原紙数	14,900	15,291	16,782	18,828	18,331	21,443	21,514	22,737	19,995	23,079	19,290	1,312,652	97
廃棄原紙数	676	935	691	856	99,798	1,219	1,231	1,647	4,398	1,722	11,317	323,620	72
年末現在原 紙数	988,397	974,808	960,452	944,361	926,389	1,007,856	987,632	967,349	946,259	930,662	963,417	-	101
受刑追加人 員	27,341	29,151	31,794	34,450	35,093	36,744	38,098	37,757	34,102	38,947	34,348	1,051,427	94
対 照 数	21,145	47,210	36,768	39,785	55,575	62,325	60,137	68,305	64,060	50,538	50,585	1,012,028	45
前科発見数	14,072	20,312	19,585	22,335	21,692	24,613	24,727	27,537	24,351	18,310	21,753	435,367	69

(備考) 1. 指紋法は、明治41年10月16日からいらいゆる内地刑務所に収容された懲役受刑者について初めて施行されたが、大正6年に禁錮受刑者にも適用されるに至つた。翌7年には、台湾・朝鮮の刑務所に収容された内地人受刑者、同13年には、陸海軍刑務所に収容された受刑者又昭和9年には、関東庁と南洋庁の刑務所に収容された内地人受刑者をも対象としてきたが、昭和20年の終戦後は、本土内の刑務所に収容された懲役又は禁錮受刑者について実施され今日に至つてゐる。

2. 年末現在原紙数には、翌年度へ繰越の処理未済原紙を含む。本年度においては、繰越未済原紙 635枚が含まれてゐる。

指紋対照および前科発見最近十年比較表 (昭和37年)

種別	年次	最近十年比較表										平均	指紋法実 施以降の 累計	前年に対 する本年 比 (%)
		昭和37年	36年	35年	34年	33年	32年	31年	30年	29年	28年			
総発見	指紋対照 前科発見 率 (%)	21,145	47,210	36,768	39,785	55,575	52,325	50,137	58,305	64,060	50,538	50,585	1,012,028	45
	対照見 率 (%)	14,072	20,312	19,585	22,335	21,692	24,613	24,727	27,537	24,351	18,310	21,753	435,367	69
指紋対照照会による 発見	対照見 率 (%)	21,145	47,210	36,768	39,785	55,575	52,325	60,137	68,035	64,060	50,538	50,085	1,012,028	45
	対照見 率 (%)	13,781	20,094	19,216	21,856	21,195	23,941	23,982	26,472	23,323	17,266	21,112	412,324	69
刑務所から照会 発見	対照見 率 (%)	2,480	2,561	3,001	2,747	2,889	2,977	3,729	4,278	3,810	4,028	3,250	75,774	15
	対照見 率 (%)	2,216	2,379	2,761	2,540	2,520	2,527	3,095	2,885	2,095	2,430	2,545	46,059	97
裁判所および検 察庁から照会 発見	対照見 率 (%)	12,932	39,460	28,804	29,464	49,166	56,535	51,888	59,355	54,979	42,733	42,532	530,369	93
	対照見 率 (%)	7,032	13,861	12,896	13,145	15,923	19,129	16,992	19,758	17,158	12,725	14,862	179,209	51
警察署から照会 発見	対照見 率 (%)	3,588	2,282	1,875	1,924	2,322	1,755	2,284	2,919	3,071	3,678	2,570	338,050	11
	対照見 率 (%)	2,852	1,850	1,541	1,547	1,799	1,397	1,851	2,165	1,987	2,030	1,902	144,445	15
その他から照会 発見	対照見 率 (%)	2,145	2,907	3,088	5,650	1,198	1,058	2,236	1,753	2,200	99	2,233	67,835	14
	対照見 率 (%)	1,681	2,004	2,018	4,624	953	888	2,044	1,664	2,083	81	1,804	42,611	84
指紋対照照会によらない前科 発見数		291	218	369	479	497	672	745	1,065	1,044	641	23,043	135	

(備考) 1. 本書中の他から照会しなく減少しているのは、本年から東京地方検察庁の特別照会がなくなつたためである。
2. 対照照会及び発見件数が減少しているのは、本年から東京地方検察庁の特別照会がなくなつたためである。

教育課

法務省組織令第27条

同 矯正管区第三部長協議会 (教育課)

年月日	協議事項
昭 37. 2. 8. ~ 9	1. 篤志面接委員制度の運用について 2. 少年院における面会通信について 3. 少年院職業補導の充実について
昭 37. 11. 6 ~ 7	生活指導の充実について

1. 教科教育

(1) 刑務所 (教科教育被教育人員)

(昭和37年)

区分	小 学 校			中 学 校		高 校 以 上		計
	不就学	未修	修了	未修	修了	中退	卒業	
人 員	106	302	424	638	1,119	223	223	3,035

(注) 松本少年刑務所に設置されている松本市立旭町中学校桐分枝卒業生は昭和37年中24名である。

(2) 少 年 院

(昭和37年)

区分	課 程				計
	養護課程	小 学 校	中 学 校	高 校 以 上	
人 員	341	311	2,005	80	2,737
学 級 数	21	26	101	6	154

2. 職 業 教 育

(1) 少 年 院

区分	種 目							
	木工	機械	板 金	洋 裁	手 芸	活 版 刷	謄 写 刷	竹 細 工
実 施 庁 数	41	3	10	27	11	10	15	13
昭和37年末補導 人員	676	68	147	411	245	134	120	273
補 導 時 間	普通学科	150	170	170	110	130	135	110
	専門学科	230	280	280	190	280	240	180
	実技訓練	1,420	1,350	1,350	1,500	1,390	1,350	1,425
計	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800

(昭和37年)

種目 区分	種目						計
	農耕	園芸	畜産	ラジオ	自動車	その他	
実施庁数	52	31	23	6	15	56	313
昭和37年末補導人員	1,938	497	210	54	150	972	5,895
補導時間	普通学科	130	130	130	240	180	-
	専門学科	240	255	280	460	450	-
	実技訓練	1,430	1,415	1,390	1,100	1,170	-
計	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	-	-

(2) 婦人補導院

(昭和37年)

種目 区分	種目							計
	家事	園芸	洋裁	和裁	手芸	孔版印刷	タイプライター	
実施庁数	3	3	3	3	3	1	1	17
昭和37年末補導人員	6	16	16	32	57	2	1	130

(注) 上記の補導種目として、特別な事情がある者を除くすべての在院者に、施設の運営上必要な用務である炊事、清掃、看護、洗濯及び補綴を順次交代で行なわせ、指導をしている。

3. 資格又は免許の取得状況 (昭和37年1月~12月)

少年院

種目	珠算	簿記	無線通信	汽 罐	自動車運転	その他	計
取得人員	2,118	17	15	6	444	36	2,636

4. 通信教育受講状況 (昭和37年4月~38年3月)

(1) 刑務所

種目 区分	事務、簿記、珠算	種目										計
		孔版	電気、無線	ラジオ、テレビ	英語	洋裁、編物	自動車、運転、整備	学校、通信教育	書道、絵画、ペン習字	その他		
受講者	公費	513	429	118	297	117	146	340	194	49	36	2,239
	私費	275	39	50	45	318	105	138	91	264	118	1,443
終了者	公費	255	200	50	163	51	84	166	83	30	8	1,090
	私費	86	4	15	7	101	45	63	14	38	27	400

(2) 少年院

種目 区分	事務、簿記	種目										計
		孔版	電気、無線	ラジオ、テレビ	英語	洋裁、編物	自動車、運転、整備	学校、通信教育	書道、絵画、音楽	その他		
受講者	公費	146	353	65	115	87	174	460	131	145	27	1,694
	私費	2	-	-	-	4	2	9	4	1	3	25
終了者	公費	55	155	25	57	26	90	294	35	57	14	808
	私費	1	-	-	-	1	-	8	-	-	3	13

5. 篤志面接委員活動状況 (昭和37年)

(昭和34年版法務年鑑 168 頁参照)

(1) 刑務所

委員数 (昭和37.12.31)	種目								計	
	更生保護関係	社会福祉関係	教育関係	法曹関係	文芸関係	宗教関係	商工関係	その他		
	225	122	102	69	123	245	87	79	1,052	
面接件数 (昭和37.1~12)	種目								計	
	精神的煩悶	家庭相談	法律相談	職業相談	教養趣味	宗教相談	保護相談	その他		
	3,300	1,232	396	1,002	1,025	909	1,351	1,442	588	11,245

(2) 少年院

委員数 (昭和37.12.31)	種目								計	
	更生保護関係	社会福祉関係	教育関係	法曹関係	文芸関係	宗教関係	商工関係	その他		
	114	79	118	9	31	130	41	53	575	
面接件数 (昭和37.1~12)	種目								計	
	精神的煩悶	家庭相談	法律相談	職業相談	教養趣味	宗教相談	保護相談	その他		
	1,238	1,112	9	1,183	953	333	358	586	618	6,390

(3) 婦人補導院

委員数 (昭和37.12.31)	種目								計	
	更生保護関係	社会福祉関係	教育関係	法曹関係	文芸関係	宗教関係	商工関係	その他		
	7	7	1	-	3	1	1	7	27	
面接件数 (昭和37.1~12)	種目								計	
	精神的煩悶	家庭相談	法律相談	職業相談	教養趣味	宗教相談	保護相談	その他		
	116	149	24	97	28	3	1	46	42	506

6. 余暇活動実施状況 (昭和34年版法務年鑑 169頁参照)

(1) 刑務所

(昭和37年)

種類	短俳	歌句	読の書会	吟詠	音楽	生茶	花道	書道	絵画	手芸	その他	計
実施庁数	58		11	3	6	9	12	3	1		6	109

(2) 少年院

(昭和37年)

種類 区分	文芸	演劇	俳句	絵画	書道	合唱	器楽	珠算
	実施庁数	19	26	17	39	25	35	21
昭和37年末人員	155	356	490	476	331	1,105	290	787

種類 区分	放送	野球	卓球	バレー	体操	その他(文化系)	その他(運動系)	合計
	実施庁数	15	29	28	33	16	96	97
昭和37年末人員	87	583	550	650	235	1,412	1,545	9,052

(3) 婦人補導院

(昭和37年)

種類 区分	文芸	音楽	珠算	書道	茶道	華道	手芸	スポーツ	絵画	舞踊	計
	実施庁数	3	3	1	2	2	1	1	1	2	1
昭和37年末人員	28	38	6	20	16	13	7	18	21	12	179

7. その他昭和37年中における主要業務

- (1) 収容者の処遇に関する調査 (2) 少年院職業補導実験施設の設置 (3) 少年院教科教育実験施設の設置 (4) 少年院体育実験施設の設置

参事官

法務省組織令第27条の2

(法規室)

法規室についての業務実施の概況は次のとおりである。

1. 矯正に関する基本法令案の作成に関する事項

(1) 監獄法の改正準備 (改正準備の趣旨につき、昭和35年版法務年鑑 166頁参照)

本年においては、昭和33年末に発足した監獄法改正準備会(構成等につき昭和33年版法務年鑑 225頁参照)が、さきに作成された矯正局仮案としての「監獄法改正要綱仮草案」及び「監獄法改正要綱仮草案に基づく構想案」を中心に引き続き毎週1回審議したが、この年間においては、第76回から、第103回まで28回開催された。

(2) 少年院法等の改正問題点の検討 刑事局に設けられた少年法調査研究会には、参事官が引き続き出席して少年法の改正問題点とあわせ、従来の少年院法等の改正問題点を調査研究している。

(3) その他 (イ)平和条約第11条による刑の執行及び赦免等に関する法律を廃止する法律を立案したほか、これに伴う関係政令及び関係省令を整理した。(ロ)刑務所、少年刑務所及び拘留所組織規程の一部改正を立案し、これらの施行通達の立案を行なった。(ハ)警察拘禁費用償還規則の一部改正を立案した。(23頁、矯正に関する法令案の作成について参照)

2. 矯正法令の解釈・運用・調査等に関する事項

(1) 収容者が収容施設の長を被告として提起している頭髪強制剪剃処分の違法確認請求事件、受刑者が収容施設の長を被告として提起した監獄法施行規則の一部及び行刑累進処遇令の一部無効確認請求事件、死刑確定者が国を被告として提起した死刑受執行義務不存在確認等請求事件その他の収容者の提起した各種訴訟につき、訟務局と絶えず連絡し、資料を提供した。

(2) 国連社会防衛課長からの依頼により「国際刑事政策評論」(The International Review of Criminal Policy)用資料として「わが国における最近の刑事政策の進展」を作成、国連諮問員 J. J. パナカル氏の依頼により、「アジア極東地域における少年非行に関する比較検討」のための関係資料を作成、それぞれ送付し、また、国連事務総長からの求めにより、第18回国連人権委員会決議に基づき作成された「ほしいままに逮捕拘禁されない自由に関する原則案」に対する意見を作成回報した。

3. 各国矯正制度に関する資料の収集、整理及び保存に関する事項

昨年に引き続き国連その他諸国から送付された資料並びに購入外国図書雑誌を整理し、逐次従来の資料を補足するとともに、これを保存して各課の利用に供した。

(参事官室)

矯正施設には、職員の勤務体制の合理化、矯正処遇並びに機構の合理化、分類専門施設の設置、医療専門施設の拡充整備、矯正施設及び設備の整備、収容者の給養の改善、職員研修機構の充実等、行政上の重要な課題が山積している。これら懸案の事項を総合的に調査研究し、その対策を企画立案するため、矯正局に、内部組織として参事官が設けられ、これらの事務を専門的に担当する参事官が配置されている。業務実施の概況は次のとおりである。

1. **重要な矯正行政についての企画立案** (1)少年院の機能向上を目標として、少年院特殊化案を作成し、本年度矯正管区長・少年院長会に諮った。(2)累進処遇と分類処遇との調和をはかるため、行刑処遇令案を作成し、本年度矯正管区長・拘置所長・刑務所長・少年刑務所長会に諮った。
2. **重要な矯正行政についての調査研究** (1)少年院の施設整備について調査研究を行なった。(2)行刑処遇令案について、引き続き調査研究を行なった。(3)開放施設に関する海外文献の研究を行なった。
3. **その他** (1)刑事局に設けられている少年法調査研究会に、参事官が出席して、少年法の改正問題とあわせて、少年法等の問題点につき調査研究を行なった。(2)矯正審議部会及び施設長会同に関する事務、渉外事務、大蔵省に対する予算要求(勤務体制合理化に関連しての人員要求)事務等につき総務課の事務を分担して行なった。

(5) 保護局

法務省設置法第3条、第9条 法務省組織令第28条～第33条

概況 昭和37年は青少年非行の増加及び悪質化並びに非行年齢の低下の趨勢に鑑み、密度の高い保護観察の実施及び更生保護会における補導の効果を一層高めることに重点をおくと共に保護観察官及び保護司並びに更生保護会職員の資質の向上につとめた。又前年に引き続き仮釈放審理の適正な運用を図ることに意を用いた。昭和37年中招集した会議は下記のとおりであるが、特に近年顕著となつた道路交通法違反事件に対処して「更生保護の分野における道路交通法違反事件」の取扱い等につき協議した。

会同とその概要

年月日	件名	協議事項
37. 3. 1 2	地方更生保護委員会委員長会議	1. 現下、仮釈放審理上特に考慮すべき事項について 2. 地方更生保護委員会事務局組織規程及び保護観察所組織規程の改正の要否について
37. 4. 30 5. 1	地方更生保護委員会及び保護観察所総務課長会議	1. 人事関係手続の運用上の問題について 2. 昭和37年度予算の年額内示について 3. 保護司実費弁償金の実際上の運用について 4. 更生保護委託費の実際上の運用について 5. 質疑及び要望事項
37. 6. 25 26	地方更生保護委員会委員長並びに保護観察所長会同	1. 更生保護の分野におけるいわゆる道交違反事件(過失犯を含む)の取扱いについて 2. 仮出獄取消等いわゆる特殊事件の処理について 3. 更生保護会における補導の効果を高めるための方策について
37. 11. 15 16	地方更生保護委員会委員研究協議会	1. 保護観察の停止、仮出獄取消、戻し収容申出等いわゆる特殊事件の処理について 2. 審理における保護観察官の活用について

総務課

法務省組織令第29条

1. **地方更生保護委員会及び保護観察所の管理** については、常時各庁の事務処理状況の把握につとめ、職員の配置・予算執行等についての事務運用方針に関する必要な通達、質疑に対する回答を行なった。
2. **更生保護に関する一般企画及び法令案の作成** (1)行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(昭和37年法律第161号)により犯罪者予防更生法(以下「更生法」という)執行猶予者保護観察法(以下「観察法」と

いう)及び売春防止法の一部が改正されたが、この改正の要点を示せば、(イ)審査法が原則として審査庁とするのは処分庁の上級行政庁であるが、地方更生保護委員会の上級行政庁でない中央更生保護審査会に対して、審査請求をすることができるものと認めたと解されること(更生法第49条、観察法第12条第1項、売春防止法第28条第1項)。(ロ)審査会は、地方更生保護委員会の上級行政庁ではないが、職権によつても地方更生保護委員会がした処分の執行停止をすることができるものとされたこと(更生法第51条、観察法第12条第2項、売春防止法第28条第2項)。(ハ)監獄または少年院等の収容施設に収容されている者につき、審査請求書を収容施設の長に提出して審査請求をすることができるものとされたこと(更生法第50条第1項～第3項、売春防止法第28条第2項)。(ニ)裁決期間が60日または30日と定められたこと(更生法第51条の2、観察法第12条第2項、売春防止法第28条第2項)。(ホ)審理開始の決定については、審査法による不服申立てをすることができないものとされたこと(更生法第45条第6項、観察法第11条第7項、売春防止法第27条第2項)。(ヘ)中央更生保護審査会に対し審査請求をすることができるものとされている地方更生保護委員会の処分の取消しの訴えは、その裁決を経た後でなければ提出することができないものとされたこと(更生法第51条の3、観察法第12条第2項、売春防止法第28条第2項)等である。なお、同法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律第29条により更生法第49条第2項が削除されたため、「処分の審査請求に関する規則(昭和26年5月中央更生保護委員会規則第2号)を廃止する省令(昭和37年10月1日法務省令第64号)が公布施行された。また総務課所管のものとして、(2)昭和37年2月8日省令第6号をもつて「更生保護委託費支弁基準(昭和31年法務省令第34号)の一部を改正し、更生緊急保護法(昭和25年法律第203号)第3条第2項の規定に基づく委託によつて生ずる費用のうち、委託事務費の平均単価1人1日56円を60円に引き上げ、また同年4月7日法務省令第32号をもつて同支弁基準の一部が改正され、宿泊費1級地1日25円を38円に、2級地1日22円を33円に、3級地1日20円を28円に、食事附宿泊費1級地1日97円を128円に、2級地1日87円を119円に、3級地1日76円を110円に、それぞれ単価を引き上げた。また同時に級地別区分の内、1級地域に東京都府中市を、2級地域に福岡県筑紫郡大野町をそれぞれ加えた。(3)昭和37年3月28日法務省令第21号をもつて「保護司実費弁償金支給規則(昭和29年法務省令第47号)の一部を改正し、保護司が保護観察を担当したときは、担当事件1件につき1ヵ月240円以内を270円以内に引き上げた。

3. 保護司、更生保護会職員及び更生保護事業に従事する者の表彰 については、褒章条例保護司法第13条及び更生緊急保護法第15条に規定するところによつて、下記のとおり功労者の表彰が行なわれた。

- (1) 藍綬褒章 5月3日憲法記念日に下記18名が藍綬褒章を授与され6月16日本省において法務大臣から伝達、終わつて宮中に参内、陛下から御会釈を賜わつた。
 (東京) 宮川英子、(神奈川) 内田権蔵、(埼玉) 落合信定、(千葉) 菱木貞俊、
 (栃木) 柳沢最信、(大阪) 竹中直次郎、(京都) 富田精、(兵庫) 花谷慈常、(愛

知) 平野圓去、(岐阜) 河合甚助、(岡山) 横山昊太、(島根) 山尾鶴吉、(福岡) 益永覚音、(熊本) 坂井辰社、(鹿児島) 榎園吉二、(宮城) 滝川半右衛門、(北海道) 田家政平、(高知) 伊東象岳。

- (2) 法務大臣表彰 9月13・14の両日北海道札幌市で開催された全国更生保護大会において、下記70名の功労者が法務大臣の表彰をうけた。(イ) 保護司 (東京) 塚田洪憲・金田義種・栗本俊道・田辺恒之・花園宥運、(横浜) 坂野康道・内田幸次郎、(浦和) 青木顕寿、(千葉) 大塚又七、(水戸) 高野慶康、(宇都宮) 小林忠蔵、(前橋) 小野沢信滋・小沢虎松、(静岡) 萩原芳作・石川昌一、(甲府) 志村くら、(長野) 松江大太郎、(新潟) 田辺松巖、(大阪) 河野通門・松田善宣・平井良太郎、(京都) 坂井田仰山・北村孝之助、(神戸) 千松福太郎・加島政芳、(大津) 三品吉兵衛、(奈良) 藤原覚眼、(和歌山) 野口一信、(名古屋) 下郷公平・下山文英、(津) 佐々木誠雄、(福井) 鍋島謙雄、(金沢) 押野了雄、(富山) 紙谷文次・土田藤治、(広島) 本多積、(山口) 伊川通夫、(岡山) 石井寿太郎、(鳥取) 三輪正博、(松江) 松井義秀、(福岡) 田籠勝・和田季一・加来繁雄、(佐賀) 野上連乗、(長崎) 松永繁一・元山恒七、(熊本) 鈴木留、(大分) 内田治助、(鹿児島) 鮫島信衛、(宮崎) 別府徳弥、(仙台) 三宅玄雄、(福島) 武田喚山、(山形) 三井泉太郎、(秋田) 山田儀助、(盛岡) 伊東元介、(青森) 相馬貫雄、(札幌) 真柄友吉、(函館) 松谷利喜智、(旭川) 大沢栄、(釧路) 米村喜男衛、(高松) 中井虎男、(徳島) 松山一忠、(高知) 小松近之助、(松山) 島田兼孝、(イ) 更生保護会 (浦和) 倉持秀峰、(神戸) 戸上豊順、(名古屋) 岡本藤次郎、(岐阜) 沢登定雄、(広島) 栗津登一、(仙台) 石沢信次

- (3) 保護司に対する法務大臣表彰 保護司 (愛知) 祖父江仙松
 (4) 民間協力功労者に対する法務大臣感謝状 (イ) 東京都、中外製薬株式会社社長上野十蔵は、犯罪者の矯正及び更生保護活動に資するため、サトウ・ハチロー著詩集「続おかあさん」2,000部を寄贈したことに対し、7月5日感謝状が贈られた。(ロ) 第12回「社会を明るくする運動」月間を機に、更生保護事業に協力し、貢献のあつた民間篤志家36名と5団体に対し感謝状が贈られた。
 (5) BBS会員に対する法務大臣感謝状 7月21日法務省別館大会議室で開催の第15回全国BBS大会において功績顕著なBBS会員7名と1団体に感謝状が贈られた。

調査連絡課

法務省組織令第30条

1. 更生保護に関する調査、研究及び資料の整備

- (1) 犯罪実態調査 昭和37年度の犯罪実態調査として、保護観察事件中所在不明になつた事件の調査を実施した。(調査対象) 昭和37年7月31日現在所在不明中の1号観察事件中の413件、及びこれと同数の保護観察実施中の事件。(調査方法) 制限回答式

質問紙法による。

- (2) 更生保護に関する研究 本年度の研究(委託)を下記の通り実施した。(イ)「仮釈放審理と仮釈放者の予後」中国地方更生保護委員会委員長及び九州地方更生保護委員会委員長、(ロ)「少年院仮退院者の住居について」横浜及び京都各保護観察所長、「精神薄弱者の保護観察について」東京保護観察所長
- (3) 「保護月報」の刊行 職員の資質の向上と執務の参考に供するため、保護観察に関係する訓令・通達・資料及び職員による調査、研究等を編集の上、当局管下の各庁並びに関係各庁に配布した。刊行状況は下表の通りである。

刊号	刊行年月	頁数	型体	年刊、月刊の別	収録期間	備考
第54号	32.2	127	A 5	隔月刊	36. 9. 1~37. 1. 31	各1,400部発行
55	4	80	〃	〃	37. 2. 1~37. 3. 31	〃
56	6	74	〃	〃	37. 4. 1~37. 5. 31	〃
57	8	72	〃	〃	37. 6. 1~37. 7. 31	〃
58	10	63	〃	〃	37. 8. 1~37. 9. 30	〃
59	12	82	〃	〃	37. 10. 1~37. 11. 30	〃

- (4) 「更生保護」の編集 保護司の教養訓練を目的として、昭和25年11月から当局の責任編集により発行されている「更生保護」を、本年度も、保護観察を中心とする保護司活動に関する論説、実務解説、事例研究、その他の資料を中心に編集した。刊行状況は下表の通りである。

刊号	刊行年月	頁数	型体	年刊、月刊の別	収録期間	備考
第13巻第1号	37. 1	64	A 5	月刊	36. 12. 1~36. 12. 31	社会を明るくする運動特集号 全国更生保護大会速報を付録として刊行
〃 2	2	〃	〃	〃	37. 1. 1~ 1. 31	
〃 3	3	〃	〃	〃	2. 1~ 2. 28	
〃 4	4	〃	〃	〃	3. 1~ 3. 31	
〃 5	5	〃	〃	〃	4. 1~ 4. 30	
〃 6	6	〃	〃	〃	5. 1~ 5. 31	
〃 7	7	〃	〃	〃	6. 1~ 6. 30	
〃 8	8	〃	〃	〃	7. 1~ 7. 31	
〃 9	9	〃	〃	〃	8. 1~ 8. 31	
〃 10	10	〃	〃	〃	9. 1~ 9. 30	
〃 11	11	〃	〃	〃	10. 1~ 10. 31	
〃 12	12	〃	〃	〃	11. 1~ 11. 30	

2. 保護区及び保護区ごとの保護司の定数の一部改正 保護司法に基づいて定められた保護区及び保護区ごとの保護司の定数の改正については、横浜保護観察所ほか26庁から、

保護区の名称の変更(2件)、保護区の分割(17件)、保護区の区域の変更(18件)、保護区の区域の表示の変更(42件)及び保護区ごとの保護司の定数の変更(26件)を内容とする改正申請を受理し、7月10日法務省訓令第4号をもつて保護区及び保護区ごとの保護司の定数の一部を改正した。この改正は受理した申請のうち市町村の廃置分合等を理由とする保護区の区域の変更(18件)及び保護区の区域の表示の変更(42件)については、その他の申請については、現在検討中の保護区の区域及び保護区ごとの保護司の定数に関する当局の方針決定後、この方針に照らし改正の可否を審議することとし留保した。

3. 全国更生保護大会の開催 昭和37年は、9月13・14の2日間、札幌市において高松宮・同妃両殿下御臨席のもとに保護司代表約1,600名、更生保護会関係者代表約200名が参集し、開催された。大会第1日午前の式典においては更生保護事業に特に功労のあつた保護司64名及び更生保護会役職員6名に対し法務大臣が表彰を行ない、同日午後から4つの部会に分れて次の主題について研究協議を行なつた。(第1部会)保護観察対象者の所在不明を防止する方策について、(第2部会)保護観察の充実強化をはかるため、保護司会として考慮すべき方策について、(第3部会)更生保護会における被保護者の処遇上の問題とその対策について、(第4部会)(特別研究部会)更生保護制度を一層充実発展させるための「明日への対策」について。
4. 地方別保護司研修の実施 地方別保護司研修(保護司に対し、更生保護制度についての基本理念を理解させるとともに、保護観察の実行方法等その職務を行なうために必要な知識及び技術を修得させ、もつて資質の向上と実務処理の適正を期することを目的とする。)は、実施以来今年で8回目を迎えたが、本年も日本更生保護協会、全国保護司連盟等と共催のもとに全国を9ブロックにわけて891名の保護司に対して行なわれた。開催状況及び研修課目等は下記のとおりである。

地方別	保護観察所別研修人員数(名)	開催地	開催月日
南関東	東京 65 横浜 14 浦和 9 千葉 11 静岡 14 計 113	東京	10月23日 24日 25日
北関東	水戸 9 宇都宮 9 前橋 10 甲府 6 長野 11 新潟 20 計 65	新潟	10月2日 3日 4日
近畿	大阪 26 京都 10 神戸 30 奈良 6 大津 5 和歌山 7 計 84	神戸	6月12日 13日 14日
中部	名古屋 21 津 8 岐阜 8 福井 10 金沢 6 富山 7 計 60	福井	6月16日 17日 18日

地方別	保護観察所別研修人員数 (名)	開催地	開催月日
中国	広島 12 鳥取 4 山口 9 松江 6 岡山 20 計 51	岡山	5月15日 16日 17日
九州	福岡 17 大分 7 宮崎 15 佐賀 7 熊本 9 長崎 10 鹿児島 9 計 74	宮崎	5月24日 25日 26日
東北	仙台 9 盛岡 7 福島 9 秋田 8 山形 15 青森 6 計 54	山形	5月31日 6月1日 2日
北海道	札幌 12 釧路 8 函館 15 旭川 8 計 43	函館	6月5日 6日 7日
四国	高松 6 松山 8 徳島 6 高知 15 計 35	高知	5月19日 20日 21日
合計	579名		

(注) 上記研修人員の外任意参加者 312 名あり、総計 891 名である。

研修課目	担当講師
犯罪対策としての更生保護制度 (講義) 最初の面接について (ゼミナール)	保護局講師 保護局講師 保護観察所講師
保護観察の過程における問題点の把握と措置について (ゼミナール)	保護局講師 保護観察所講師
施設収容者の家庭環境の調整について (ゼミナール)	保護局講師 地方更生保護委員会講師
ケース研究 質疑応答	保護局講師 講師全員

5. 社会を明るくする運動 犯罪者予防更生法により、保護観察所の所掌事務として定められた犯罪予防の活動を助長する仕事は、年間を通じ行なわれているが、とくに7月1カ月間は、「社会を明るくする運動」実施委員会(昭和34年版法務年鑑179頁参照)によつて「第12回社会を明るくする運動」を全国一斉に展開し、犯罪の予防と犯罪者の更生について社会の理解をふかめ、協力を得ることにつとめた。本年の本運動の概要は次表のとおりである。

(1) 実施委員会の設置状況

種別	設置数
中央実施委員会	1
都道府県実施委員会	51
市町村単位の実施委員会	1,027
保護区単位の実施委員会	570
その他の単位の実施委員会	208
計	1,857

(2) 行事の実施状況

(中央)

実施行事	実施状況
名士揮毫色紙即売展の開催	7月25日～29日 於 日本橋三越本店
BBS運動発足15周年記念全国大会の開催	7月21日 於 法務省大会議室
宣伝カー都内行進の実施	8月14日

(地方)

実施行事	実施状況
協議会、講演会、座談会の開催	開催 5,051回 参加人員 約 446,871名
更生保護大会、ケース研究会、BBS大会の開催	開催 2,600回 参加人員 約 265,198名
更生保護相談の実施	開催 779回 参加人員 約 4,228名
矯正施設、更生保護会訪問	訪問 413回 訪問人員 約 11,982名
矯正作品展示会の開催	開催 34回 参加人員 約 30,795名
NHK夏期移動相談に対する協力	開催 10回 参加人員 約 1,642名
社会を明るくする運動民間協力者の表彰	被表彰者 1,036名
矯正、更生保護事業協力功労者の表彰	被表彰者 16名
その他(パレード、弁論大会、映画会、一日所長等)	回数 3,669回

(3) 宣伝資料の作成・利用状況

資料種別	作成・利用数量	資料種別	作成・利用数量
ポスター	374,590枚	映画フィルム	購入 16本 借用 450本
リーフレット	2,114,514枚	幻灯フィルム	209本
しおり	1,309,160枚	懸垂幕, 横断幕	2,193本
機関誌特集号	158,185冊	立看板	6,072本
「更生保護」特集号	29,847冊	その他(マッチ, バッジ, チラシ, 鉛筆等)	1,763,697点

6. 更生保護会

(1) 更生緊急保護法(昭和25年法律第203号)施行以来現在までに、法務大臣の認可を得て設立したもの及び法務大臣の承認を得て廃止したものの数は、次のとおりである。

(昭和25年から同37年12月まで)

区分	設立	廃止	現在数	
			更生保護会	保護施設
直接保護事業を営む更生保護会	205	45	160	164
連絡助成事業を営む更生保護会	58	2	56	-
両事業をあわせ営む更生保護会	3	-	3	3
計	266	47	219	167

(注) 直接保護事業を営む更生保護会のうち、保護施設を二つ有するものは4団体である。

昭和37年1月から同年12月までの間に新たに設立を認可されたもの及び法務大臣の承認を得て廃止したものは、次のとおりである。

(イ) 設立を認可されたもの

管内	区分	名称	設立認可年月日
大阪	直接更生保護会	財団法人 泉州寮	昭和37年3月1日

(ロ) 廃止の承認をしたもの

管内	区分	名称	廃止承認年月日
水戸	直接更生保護会	財団法人菅谷更生保護会	昭和37年2月28日
函館	同上	函館和光保護会	〃 3月31日
大分	同上	財団法人松山吉祥園	〃 5月7日
東京	同上	更生保護建設協会	〃 1月13日
神戸	同上	財団法人甲東女子学院	〃 7月18日
鹿児島	同上	財団法人鹿児島更生保護積善会	〃 9月27日
新潟	同上	財団法人白新寮	〃 12月10日
京都	連絡助成保護会	大谷派更生保護事業協会	〃 12月19日

なお、昭和37年末における直接保護事業を営む更生保護会の地方別分布状況は、次のとおりである。

区分	地方別								
	関東	近畿	中部	中国	九州	東北	北海道	四国	計
団体数	61	21	17	14	21	12	13	8	167
収容定員	1,472	786	644	293	493	196	271	173	4,328

(注) 団体数には、保護施設数を計上した。

(2) 昭和37年度における更生保護会関係の予算は、次のとおりである。

科目	頁数	単価	金額	員数算出基礎
更生保護委託費		円	107,449,000	
食事付宿泊費	370,300人	123.78	45,832,000	
宿泊費	331,200人	37.78	12,513,000	
補導費	701,500人	10.00	7,015,000	食事付宿泊人員+宿泊人員
委託事務費	701,500人	60.00	42,089,000	同上
更生保護会補助金			13,551,000	
事務費	533,000人	15.00	7,995,000	任意保護のみ
施設費	18,520坪	300.00	5,556,000	施設の総坪数を対象
計			121,000,000	

(3) 直接更生保護事業を営む更生保護会の昭和36年度収支決算の全国集計 (151 団体) は、次のとおりである。

収 入			支 出		
科 目	金 額	%	科 目	金 額	%
補助金	15,618,620	4.9	事務費	112,448,260	35.1
事務費	6,391,332	2.0	人件費	76,876,192	24.0
施設費	5,722,500	1.8	事務費	35,572,068	11.1
その他	3,504,788	1.1	収容保護費	109,328,115	34.1
特別収入	65,850,209	20.6	補導費	12,790,118	4.0
寄附金	48,500,031	15.2	賄費	87,591,857	27.4
会費	3,097,130	0.9	衣料費	1,503,990	0.5
助成金	14,253,048	4.5	被害弁償金	259,774	0.08
財産収入	16,221,836	5.1	貸与金	5,172,963	1.6
委託費	84,663,640	26.5	その他	2,009,413	0.6
事務費	35,957,780	11.2	施設費	26,369,272	8.2
その他	48,705,860	15.3	新営費	8,852,245	2.8
償還金	62,285,916	19.5	改築補修費	16,054,844	5.0
繰入金	18,806,031	5.9	その他	1,462,183	0.4
借入金	28,498,010	8.9	債務弁済金	28,693,169	9.0
雑収入	4,235,844	1.4	繰入金	16,515,358	5.2
前年度繰越金	23,198,788	7.2	特別会計	9,359,463	2.9
			その他	7,155,895	2.3
			繰越金	24,933,881	7.8
			その他	1,090,829	0.3
計	319,378,884	100	計	319,378,884	100

(注) 昭和36年度 (昭和36年4月1日から昭和37年3月31日まで) において、更生保護会 (151 団体) が食事付宿泊供与及び宿泊供与の保護を行なった延人員は、国の委託に基づくもの 679,813 人、国の委託によらず任意に行なったもの 497,494 人、合計 1,127,307 人である (延人員は 1 人 1 日を 1 件として計上した)。従って、収容者 1 人当り所要経費は約 290 円である。

(4) 連絡助成更生保護事業を営む更生保護会の昭和36年度収支決算の全国集計表は、次のとおりである。

収 入			支 出		
科 目	金 額	%	科 目	金 額	%
地方公共団体補助金	20,825,112	16.3	事務費	21,480,313	16.7
特別収入	70,364,266	55.1	人件費	6,903,643	5.4
寄附金	26,794,247	21.0	事務費	14,576,670	11.3
会費	31,025,019	24.3	事業費	68,357,090	53.5
助成金	4,787,000	3.7	助成金	44,649,680	35.0
共同募金	7,758,000	6.1	犯罪予防活動費	4,944,362	3.9
分担金	3,511,374	2.7	指導訓練費	3,379,675	2.6
借入金	400,000	0.3	その他	15,383,373	12.0
繰入金	1,548,880	1.2	施設費	2,072,172	1.6
繰越金	20,153,183	15.8	補修費	744,972	0.6
その他	11,060,957	8.3	その他	1,327,200	1.0
			弁済金	863,425	0.7
			繰入金	16,934,042	13.2
			特別会計	6,586,336	5.1
			その他	10,347,706	8.1
			繰越金	14,398,723	11.3
			その他	3,758,007	2.9
計	127,863,772	100	計	127,863,772	100

(注) この集計表には全国及び地方委員会の管轄区域を事業単位とするものは、除外した。

(5) 更生保護事業御奨励の思召しをもつて、天皇誕生日にあたり御下賜金が、149 更生保護会に対して下賜され、また、歳末特別御下賜金が次の更生保護会に下賜された。

管 内	区 分	名 称
仙 台	直 接 更 生 保 護 会	財団法人 宮城東華会
釧 路	同 上	〃 釧路慈徳会
熊 本	同 上	〃 熊本自営会

(6) 更生保護会職員地方別研修の実施

更生保護会の職員に対して、更生保護に必要な各種法令の基礎知識と被保護者に対する処遇の技術を習得せしめ、その資質の向上を図るため、日本更生保護協会及び全国更生保護会連盟と共催のもとに、全国を5ブロックに分けて実施した。実施期日及び研修課目は、次のとおりである。

ブ ロ ッ ク 別	開 催 地	実 施 年 月 日
関 東 ブ ロ ッ ク	横 浜	(昭和37年) 2月22・23日
東 北、北 海 道 ブ ロ ッ ク	青 森	2月 8・ 9日
九 州 ブ ロ ッ ク	福 岡	2月12・13日
近 畿、中 部 ブ ロ ッ ク	京 都	2月16・17日
中 国、四 国 ブ ロ ッ ク	岡 山	2月20・21日

研 修 課 目	担 当 講 師
更生保護会の運営について	地方委員会講師
更生保護事業の認可及び監督等に関する規則案について	保護局講師
被保護者の処遇について	保護局講師
ケース研究(処遇を中心とした)	保護局講師
更生保護会の経理について	保護局講師
研究討議	保護観察所講師

観 察 課

法務省組織令第31条

昭和37年における業務の主要な目標は、仮釈放審理の適正化と保護観察の充実強化をはかることであつたが、そのため実施した業務のうちおもなものは次のとおりである。

1. 仮釈放制度の適切な運営を検討するための実験 矯正処遇から更生保護への円滑な移行と仮釈放制度の適切な運営とに資するため、実験的施策として、矯正局と申し合わせのうえ、本年1月1日から2年間の予定をもつて、東京保護観察所の保護観察官1名を中野刑務所に駐在させ、主として次の業務を行なわせることとした。(1) 身上調査書の作成送付に関し、助言をすること。(2) 環境の調査調整に関し、必要と認める場合、収容者および面会人につき、調査、助言をすること。(3) 関係の地方更生保護委員会または保護観察所から事項を示して依頼があつた環境調査調整事件につき、必要な

- (4) 主査委員の承認を得て、面接に立ち合うこと。(5) 仮釈放の決定を得た者に面接し、釈放後の心得につき説示、相談、助言をすること。(6) 満期釈放者の保護措置に関し、関係保護観察所に対する連絡、または交渉につき、助言および協力をすること。(7) 施設内処遇に関し、更生保護の観点から意見をのべること。(8) 分類調査会(仮釈放審査会を含む)その他処遇に関する会議に列席すること。(9) 釈放準備教育の計画立案に参画すること。(10) この実験の効果測定のため必要な資料を整えること。

2. 環境調査調整事件の立件および終結に関する事務の統一化 施設の長から身上調査書の送付を受けて仮釈放の準備手続として行なう環境調査調整事件については、帰住予定地の変更に関連して、当該環境調査調整事件の立件および終結に関する事務は、各保護観察所によつて区々の取扱いがなされてきたうらみがあつたので、これを改善するため、事務処理の内容を明確にし全国的統一をはかつた。また地方更生保護委員会の主査委員の委嘱をうけて行なう環境調査調整事件の立件および終結に関する事務についても、その内容を明確にし全国的統一をはかつた。

3. 保護観察の充実強化の方策を検討するための実験 保護観察の充実強化の方策を検討するために、昭和36年10月1日から東京および横浜の両保護観察所において実施した第1種実験(保護観察官の直接担当による保護観察等事件処理の実験)は、本年12月末日をもつて終了した。この実験の対象となつた保護観察事件の総数は216件、環境調査調整事件は76件、共助事件は103件である。また第1種実験と同時にこの両保護観察所において実験を開始した第2種実験(主任官の取扱い件数軽減による保護観察等事件処理の実験)は翌年に継続実施することとした。なお、両実験の結果については、実験実施庁および実験担当官からの報告にもとづき研究班において検討する。

4. 保護観察付執行猶予の判決の言渡通知および確定通知の受理状況等の調査 保護観察付執行猶予に付された者の受理時当初における状況を把握するために、昭和36年中に全国の保護観察所が検察官から判決確定通知を受理した8,554名について、(1) 裁判所からの判決言渡通知の受理状況、(2) 検察官からの判決確定通知の受理状況、(3) 住居の届出状況、(4) 保護観察所等への出頭状況を調査した。

5. 交通違反少年に関する特別調査 交通違反少年に対する保護観察の運用上の諸問題を検討するために、本年7月から千葉、名古屋および広島の3保護観察所において調査を実施した。調査対象人員は、千葉および広島の両保護観察所各30名、名古屋保護観察所50名、合計110名で、調査事項は、事件受理の状況、居住状況、保護観察所等への出頭状況、担当者との接触状況、就業状況保護観察の成績の推移等21項目である。なお、この調査は、保護観察言渡しの日から6カ月間保護観察を実施し、その結果をもとに行なう実証的な調査であつて、刑事局、矯正局および法務総合研究所との共同研究の一環として実施するものである。

6. 保護観察に関する実態調査 保護観察の実施状況、対象者の実態、保護観察成績報告の活用状況等の実情を調査検討して、保護観察の充実強化の具体的方策をたてるため、

1 更生保護行政についての調査研究

- (1) 保護観察所の事務体制に関する調査 保護観察所の事務組織と保護司制度の現状に関する問題点を明らかにするため、全国各庁につき保護観察事件の担任担当の状況ならびに在監在院者の環境の調査調整事件の処理状況の調査をした。この調査で明らかになったことで注目されることは、(イ)保護観察についても環境調査調整についても、全国的に、保護司ごとの担当件数にいちじるしい不同があり、保護司の地区別定数の改訂または増員その他なんらかの対策が必要ではないかと思われること、(ロ)ほとんどもとすべての庁で、保護観察事件と環境調査調整事件とは地区別に同じ1人の保護観察官に処理させ、事実上地区担当制を設けていること、(ハ)保護観察所組織規程では保護観察は観察課の事務とされているけれども、実際は全国の保護観察事件の約24%は観察課以外の課に属する保護観察官の処理事件となつていていること、などである。
- (2) 保護観察の実施体制に関する実験 保護観察の実施体制の改善のために前年中に企画された適数担任方式および直接担当方式の実験(昭和36年法務年鑑 163 頁参照)が、東京・横浜両保護観察所の管内で実施されるに伴ない、その進行の状況と実績の調査研究に参画した。

2 更生保護に関する法令案に関する事項

- (1) 犯罪者予防更生法等の問題点の検討 犯罪者予防更生法等更生保護法令の改正問題については、刑事局の少年法調査研究会ならびに矯正局の監獄法改正準備会での少年法・少年院法・監獄法等の問題点の検討に関連して、問題点の調査研究をつづけた。なお、更生緊急保護法により認可をうけて更生保護事業を営む更生保護会の間には、かねてから同法改正要望の声があつたので、同法については従来これらの要望をも考慮して改正の要否等につき調査研究を進めて来たところ、本年2月全国更生保護会連盟から「更生保護会の経営強化」についての要望書が提出され、そのなかで「更生緊急保護法の改正」とくに「予算増額の障害となつている他法優先の条文等の改正」の要望があつたので、そのさい同法と予算との関係について重ねて検討したが、同法の規定が正当な予算増額の障害となるような関係は認められなかつた。
- (2) 更生保護事業関係省令の改正に関する作業 更生保護事業の監督等に関する省令の統合改正(昭和36年法務年鑑 164 頁参照)につき調査研究をつづけ、立案の作業に参画した。

(6) 訟務局

概況 当局の所掌事務の概要は、昭和34年版法務年鑑(189頁)記述のとおりであるが、昭和37年5月16日法律第140号「行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律」をもつて「国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律」の一部改正が行なわれ、また同年9月29日「国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第7条第1項の公法人を定める政令」(昭和37年政令第393号)が公布され、同年10月1日いずれも施行されたので、以後地方公共団体その他政令で定める公法人の、その事務にする訴訟も行うこととなつた。当局の所掌にかかる争訟事件の昭和37年度中における処理状況は別表(1)ないし(18)のとおりである(181~199頁参照)。この処理状況を概観するに、前年比総受理件数において56件の増加に加え、総既済件数において107件の減少を示したため、総未済件数において5,267件となり、前年度を163件も上廻る結果となり、総未済件数は逐年増加の趨勢にある。この未済件数を申立準備、本訴、本訴以外の各事件について前年比の増減を見るに、申立準備について56件、本訴について100件、本訴以外について7件とそれぞれ増加し、特に本訴事件の増加が目立つている。

会 同

年 月 日	件 名	事 項	備 考
昭和37. 6. 5~6	行政事件訴訟法説明会		参加者は法務局・地方法務局訟務課長以上
〃 37. 10. 10~11	法務局訟務部長会同	訟務事務の運営上考慮すべき事項について	

刊行物

書 名	巻 号	頁 数	型 体	刊行年月
訟 務 月 報	第7巻 11号~12号 第8巻 1号~10号	平均約200頁	A5	月 刊

特異事件 次に37年中に新たに訴訟が提起された事件(新受事件)及び同年中に判決等によつて終了した事件(既済事件)のうち特に一般の注目をひいたと思われる主な事件を若干かかげて見よう。

1. 新たに提起された事件

(1) 民事事件

(イ) 押収紙型の紛失に関する事件(東京地裁昭和37年(ワ)第7939号事件) 小山書店において昭和25年に出版した「チャタレー夫人の恋人」上・下巻について原告会社の代表者及び翻訳者が猥褻文書頒布罪に問われ、一審無罪、二審有罪、上告棄却という経過で昭和32年に落着した。その際押収にかかる紙型について昭和35年原告からその還付の請求がなされたが、右紙型は警視庁及び検察庁で紛失したもので発見す

ることができなかつた。そこで、右書店から東京都及び国に対して紙型の現物返還を求め、それができないときはそれを作り直す費用29万円の損害賠償を求めている事件。

(ロ) 第二室戸台風による堤防決潰に関する事件 (大阪地裁昭和37年(ワ)第2,294号, 同第2,327号事件) 昭和36年9月16日来襲した第二室戸台風による大阪の風水害に関するもので、本件水害は、鉄橋工事のため既設の防潮堤に機能不十分な箇所があつた等の瑕疵により発生したものであるとして、水害を受けた者ら合計25名から国、大阪府及び工事請負業者に対して損害の賠償を請求している事件。

(ハ) 道路工事に関する事件 (a) 道路との高低差を生じたことによる事件 (高松地裁昭和37年(ワ)第15号事件) 原告は国道沿いに理容業を営むものであるが、国道の改良工事のため道路面が切り下げられ、そのため原告の店舗が約40厘高くなり営業上重大な支障を生じたとして補償を請求したが誠意のある回答を得られなかつた。そのため収用委員会に損失補償の裁決を申請し、その裁決によつて解決を見たが、その間国側が解決をおくらせたことにより損害を蒙つたとしてその賠償を請求している事件。(b) 工事隣接地の砕石業に対する影響に関する事件 (熊本地裁昭和37年(ワ)第475号事件) 原告は町道の片側で発破による砕石を行ない、それを軽便鉄道により町道を横断して搬出していたところ、右町道が国道に格上げ、改良工事が施された結果交通量が増大しそのため運搬が妨げられ事実上重大な損害を受けた。これは国が工事上国道を立体交叉にする等の必要な配慮を欠いた結果であるとして1700万円の損害賠償を請求している事件。

(ニ) 在鮮資産の補償に関する事件 (東京地裁昭和37年(ワ)第5,925号事件, 京都地裁昭和37年(ワ)第674号事件) いずれも朝鮮に財産を有していた者等から政府が在鮮の原告等の財産一切を平和条約第4条(b)により日本国の賠償債務に充当するため放棄したとして国に対し憲法第29条第3項に基づき公用収用の補償を請求している事件。

(ホ) 占領軍からの請負に関する事件 (a) (東京地裁昭和37年(ワ)第7,796号事件) 原告会社は米第八軍補給廠と昭和21年から26年までの間東京横浜等における軍属向け自動車修理工場を独占的に経営すること及び軍から部品の供給を受けて販売することについて契約を結びその期間約定の代償金として売上金の一定割合を補給廠に納付してきた。しかるに補給廠では約旨に違反して原告の従業員を勝手に使つて修理作業をし、また部品の供給を履行せず、よつて原告の得べかりし利益約8億円を失わせた。そこで原告は米側にその賠償を請求したところ、米側は平和条約第19条(a)項により右請求権は放棄されているとして、その支払を拒絶しているが、右は結局日本国が連合国に対する賠償義務の履行として日本国民の財産権を放棄したものに外ならないとして、国に対し憲法第29条第3項に基づき右約8億円の補償を請求している事件。(b) (大阪地裁昭和37年(ワ)第4,085号事件) 原告は昭和26年に米軍の注文により元扶桑金属工業の被戦災建物につき復旧工事をしたが、米軍はその際的设计変更による増加分の代金3,600万円の支払をしない。そこでこれを請求したところ、米側は平和条約第19条(a)項をたてにとつてその支払に応じない。これは結局政府が公共の目的のために原告の財産権を処分したものであるとして、憲法第29条第3項に基づき右損失の補

償を請求している事件。(イ) 時間外手当を求むる事件 (宮崎地裁昭和36年(ワ)第378号) 営林署の現場職員58名から国を相手として時間外手当を請求した事件である。原告らはいわゆる超勤命令簿は予算に合わせて形式的に作成されるものであるから、真実の時間外勤務を証明するものではなく、むしろ営林署長が各現場に毎年示している年間の事業予定表が実質上の超過勤務命令に相当し、各人の実際の時間外労働の事実は署長が全職員の所持して記載している森林手簿に検印することにより確認していると主張し、森林手簿の記載に基づいて時間外手当を請求してきたものである。

(ロ) 高輪南町御用邸の帰属に関する事件 (東京地裁昭和37年(ワ)第4,985号所有権確認等請求事件) 原告(東久邇稔彦)が現住する高輪南町御用邸の敷地約1万2千坪(皇室用財産で品川駅前絶好地にして国有財産台帳からみても時価9億円程度)について、原告は昭和21年8月16日下賜により所有権を取得したと主張する事件。

(ハ) 裁判所書記官研修所の敷地・建物に関する事件 (東京地裁昭和36年(ワ)第10,136号不動産所有権移転登録手続等請求事件) 現在裁判所書記官研修所として使用している湯島の旧岩崎邸の土地・建物について、昭和33年12月8日最高裁と原告(東都企業株式会社)との間に右土地建物と原告買収にかかる世田谷区廻沢町所在土地約1万5千坪及びその地上に新築する建物との交換契約を締結し、すでに契約履行に何らの支障もない状態であるのに、最高裁がこれを履行しないので右国有土地建物の引渡並びに所有権移転登記手続を求むるという事案。

(ニ) 商船大学の校地に対する耕作権に関する事件 (静岡地裁昭和37年(ワ)第22号事件) 太平洋戦争の始め頃、船舶要員充実のため、当時の高等商船学校を拡充する計画の下に、清水市内で約30万坪に達する農地等を買収したが、その計画の完全実施を見ないうちに終戦を迎え、食糧事情が悪かつた関係で旧地主及びその他の地元居住者らが、この土地の相当部分を畑に利用している状況である。国は明示的にも黙示的にもこれらの人に土地の貸付をしていないのみならず貸付を否定する旨の念書もあるのに、同人らはこの土地について国が買収した事実を認めていながら、耕作のため無償貸付を受けたと主張している事案である。国としては土地利用計画の実施上、当該土地明渡を求むるため各人の占有土地を順次調査特定しすでに合計6件の仮処分申請をしたが、なお45件位の仮処分申請をしなければならぬ事情にある。

(ホ) 昭島基地の土地返還を求むる事件 (東京地裁昭和37年(ワ)第469号事件) 原告(昭和飛行機工業株式会社)の所有にかかる都下昭島市にある工場延350坪並びにその敷地27万坪を調達庁が借上げ、昭島基地として平和条約発効前から引き続き駐留軍の使用に提供しているが、原告は昭和36年度以降、1年毎の契約期間の更新を拒絶して、当該土地の明渡を請求している事案。

(ロ) 秋田藩の慣行分収権(国有林)に関する事件 (秋田地裁昭和37年(ワ)第112号, 第114号事件) 旧秋田藩の所領であつた男鹿半島周辺の国有林約3千数百町歩の上に生立している杉立木について二公八民の割合で原告等に分収権があるということでその分収権の確認を求めている事案。

(2) 行政事件

(イ) 外貨債の有効化に関する事件 (東京地裁昭和37年(行)第60, 61号) 合計15万ドルの旧外貨債が戦時中に「外貨債処理法」に基づいて、当時神戸在住の3名の者によって30数万円の登録国債に借換えられていたところ、「旧外貨債処理法による借換済外貨債の証券の一部の有効化等に関する法律」の施行後、当該外貨債の所有者は自分であつて、例の3人は所有者たる自分の承諾なしに借換え手続をしたもので、さきの借換えは無効であるから、自分の所有する外貨債を有効化してもらいたいと大蔵大臣に対し申請したが、証拠不十分のため拒否された。そこでその借換への無効確認と拒否処分の取消を求めている事件。(ロ) 旧地主と農地転用に関する事件 (東京地裁昭和37年(ワ)第610号) 旧自創法による買収、売渡は自作農創設の目的のためのものだから、それは創設地が一農地として使用されることを条件とするものであつて、旧自創法によつて売渡を受けた者がその農地を宅地に転用したり、宅地にするために転売したりするときは、もはや自作農創設の目的は達成できないので、その場合は買収は当然失効し、旧地主は当該土地の所有権を回復するものであるとして、住宅公団に創設地を売り渡した158名の者を被告として旧地主23名(原告)から、被告等は法律上何等の権限なくして原告所有の右土地を売却して、売買価格相当額を同人等の損失において不当に利得しているからその返還を求めるといふ訴に、被告等の訴訟告知により国が補助参加した事件。(ハ) 競合路線の免許を争う事件 (東京地裁昭和37年(行)第58号) 鳥取県下の各地でバス営業を営む原告会社は、倉吉市周辺ではその一社だけが独占的にバス事業を行なつていたところ、運輸大臣が他社の申請に基づき、同市周辺の10路線ほどについて免許をあたえたので、原告会社から当該地区は供給輸送力に比して輸送需要が少ないから、免許すべきではないにも拘らず、敢えて免許をあたえたため、原告会社は当該路線において採算がとれなくなつた。このような免許処分は法によつて保障された原告等バス事業者の一種の独占的権利を侵害する違法な処分であるとして、他社に対してなした右免許処分の取消を求めている事件。(ニ) 電源開発会社の測量立入に関する事件 (高知地裁昭和37年(行)第1号) 電源開発会社が四万十川水系にダムを建設するため、知事に電源開発促進法第28条に基づき、測量調査のため土地立入の許可を申請し、その許可がなされたが、それに対し、当該許可には(1)立入並びに竹木伐採ができる区域として市、町又は村を表示し、具体的に地域を表示していないから、これによつては対象区域が特定しないこと、(2)知事が電源開発促進法第28条第2項による土地所有者に対する許可申請があつた旨の適法の通知をしていないこと等の違法があるとして、その許可処分の取消又は無効確認を求めた事件 (昭和37年8月17日訴取下)。(ホ) 転勤命令を争う事件 (熊本地裁昭和37年(行)第11号) 定期異動によつて転勤命令を受けた熊本営林局の職員3名から提起された転勤命令の無効確認又は取消を求める事件。原告等の主張する違法事由の第1点は、同営林局と組合との間には人事異動について発令の10日前に本人と組合にあらかじめ内報するという労働協約が締結されているのに、わずか4日前に内報されたに過ぎない本件転勤命令は協約に違反するという主張であり、その第2点は、原告等が希望に反する任地に転

勤を命ぜられたのは、従来組合役員として熱心な組合活動をしたためであつて、不当労働行為にあたるという主張である。(ヘ) 失業対策事業への紹介の拒否を争う事件 (札幌地裁昭和37年(行)第1号事件) 公共職業安定所長が家族のうち、夫及び長男の2名が現に稼働し、収入を得ているため、失業対策事業への紹介を拒否したことについて、紹介を拒否された者から公共職業安定所長を被告として争つてきた事件。(ト) 退職年金のベースアップによる改訂に関する事件 (東京地裁昭和37年(行)第92号事件) 国家公務員共済組合法による退職年金は、退職当時の俸給年額を基準として計算されるが、原告は、この金額は退職時の俸給金額ではなく、退職時の職務の等級の号俸を基礎に計算されるものであつて、ベースアップによりその等級の号俸が増額になれば年金も当然に増額されるべきであると主張し、国と国家公務員共済組合連合会を被告として争つた事件。(チ) 名城大学の紛争に関する事件 (東京地裁昭和37年(行)第75号事件) 名城大学の紛争に関し、文部大臣の爲した「学校法人紛争の調停等に関する法律」に基づく調停開始決定により紛争当事者に指定された同大学理事の1人から、この調停は特定の者の免職を予定した強制調停であつて、同法は憲法違反の法律であるから、それに基づく調停開始決定は無効であると主張し、文部大臣を被告として調停開始決定の無効確認を求めた事件。(ツ) 公労委の救済命令の取消を求めた事件 (東京地裁昭和37年(行)第32号事件) 全通労働組合中央本部が昭和34年秋季年末闘争において、全国的に3割休暇闘争と2時間の時間内職場大会を指令したところ、この指令に基づいて全通高松鉄道郵便局支部が闘争を行なつた際に、香川地区本部の一執行者が、その闘争を實踐指導したということで、減給処分を受けたが、公労委は、同支部の闘争を實踐指導した事実が認められない以上、これを不当労働行為であるとして懲戒処分取消の救済命令を出した。これに対し、国は処分説明書に書いていない事実(高松郵便局の闘争の指導実践)をとりあげ、上記2局の闘争は何れも同一の中央指令に基づく同一日時における同一の違法な争議行為であり、本人が後者の闘争に参加したことを自認しているのであるから、単に参加した具体的職場の認定の誤りというだけで違法不当な処分ではないと救済命令の取消を求めた事件。

(3) 税務事件

(イ) 同族会社の株式移転の否認に関する事件 (東京地裁昭和37年(行)第34号) この事件は、昭和32年1月11日株式会社中小企業助成会が藤田政輔から帝石株450万株を1株当たり172円で買入れ、翌々14日手持の同社株と合わせて1,000万株を1株当たり115円で日本鉱業株式会社に譲渡し、助成会はその差額の損失を蒙るといふ一連の取引をしたのに対し、税務当局が助成会は同族会社であり、藤田との取引に助成会の法人税の負担を不当に減少させる結果となると認め、上記取引につき助成会に対し1株当たりの価格115円と172円との差額約18,900万円を否認して益金に計上し、藤田に対しては同額の贈与による一時所得を認定した処分をしたことを違法として取消を求めているものであるが、その理由として、①同族会社の判定の基準は、株主名簿に記載されているかどうかによるべきであつて、それによると本件取引時には税法所定の同

族会社にあたらない。②上記取引の決済は一部代物弁済によるものであるところ、その代物の価格によつて計算すると1株当たり172円という高価にならず、否認の対象たる取引でないから処分は違法であるというものである。④登録税法第7条は新弁護士法施行と同時に死文となつたものであるから、同条に基づく登録税の納税義務のないことの確認を求める事件(東京地裁昭和37年(行)第89号)原告は登録税法第7条が死文と化した根拠として次のように主張する。すなわち、昭和24年新弁護士法が施行され、同法により日弁連は弁護士名簿の管理権および弁護士に対する監督権を法務大臣から委譲されたものであつて、旧法当時とはその性格を一変し、現に日弁連は5,000円登録手数料をとつている。本来新法施行のとき登録税法第7条は削除さるべきであつたのが諸種の事情で形だけそのままになつてに過ぎないから、同法は失効したものというべきであつて、それに基づき登録税を払うという必要はないというものである。

2. 判決等によつて終了した事件

(1) 民事事件

(イ) 法廷秩序維持に関する事件(福岡地裁昭和36年(行)第387号、昭和37年9月15日判決)三井三池の労働争議行為に関して暴力行為等処罰ニ関スル法律違反の刑事被告人事件があり、その弁護側冒頭陳述における横山茂樹弁護人の発言が暴言にあたるとして制裁決定がなされた。そこで右の者からこの制度を違法として損害賠償請求の訴が提起されていたが、これに対して、純粋な司法裁判権の作用については所定の上訴手続により救済を求めうるのみであり、従つて、右裁判が不法行為に該当するとして国家賠償法に基づき損害賠償を請求することはできないとして、請求を棄却した。④佐野市の参議院議員再選挙に関する事件(東京高裁昭和36年(行)第1,277号第1,282号、昭和37年11月28日判決)昭和28年4月の全国区参議院議員選挙に際し、佐野市の選挙管理委員会において一候補者の政党名を誤記した掲示をしたため選挙が無効となり、八木秀次外5名が当選を失ひ再選挙が行なわれた(再選挙の結果うち1名は落選)。これについて、これらの者のうち5名(落選者を含む)から右再選挙は同選挙管理委員会の職員の掲示の過失が原因であり、自分等はこれにより再選挙費用の支出、精神的損害、落選による歳費請求権の喪失等の損害を受けたとして、その賠償を求めた事件について、一審判決は再選挙費用について国に賠償責任を認めた。これに対し国から控訴中のところ、二審においては、公職選挙法第173条により選挙人に候補者の所属党派を周知徹底せしめることは、選挙目的実現のための見地からこれを必要とするのであつて、その保護法益は公益の範囲を出でず、従つて選挙管理委員会の職員が過失により他の候補者所属党派を誤記してもこれにより直ちに原告等自身の私権について違法な侵害は成立しないとして、第一審判決を破棄し、請求を棄却した。④アルコール工場の廃液に関する事件(水戸地裁土浦支部昭和34年(行)第12号、昭和37年8月31日判決)通産省のアルコール工場が廃液を放流した川の水を灌漑した結果水稻が徒長、倒伏して損害を蒙つたとして、農民等から合計1千万円の損害賠償請求がなされ

たものに対し、アルコール工場の放置管理に瑕疵があつたと認めて、390万円の支払を命じた。④伊勢湾台風に関する事件(名古屋地裁昭和34年(行)第1,949号、昭和37年10月12日判決)いわゆる伊勢湾台風により堤防が決潰し、損害を蒙つた者から、堤防の設置管理の瑕疵によるものとして国家賠償を求めたのに対し、判決は当該堤防は既往の最高高潮に堪え得るだけの高さで構造を有し、堤防として通常備えるべき安全性を保有していたものであり、結局本件被害は不可抗力によるものと判断し、原告等の請求を棄却した。④ムッソリーニ事件 ムッソリーニの遺族たるジョバンニ・テオドラーニ・ファップソ夫妻からさきに(昭和32年)ローマの裁判所に対し日本国及び日高元駐伊大使個人を被告として提起された事件についてその判決があつた。上記事件の原告等は昭和19年戦火を避ける目的で木箱に入れた美術品その他の貴重品を日高大使に預け、大使はそれをスイスのベルンに送つたが、戦争終了後もなかなか返してくれないので調査したところ、木箱は開かれ中身が散逸してしまつていた。これは日高大使の保管義務懈怠によるものであるとして、日本国及び大使に損害賠償を求めていた。これに対してローマの裁判所は、原告等は、裁判所により定められた期間内に日本国に対する召喚状送達の手続をとるべきところ、これを怠つたので、本件訴訟は法律上当然消滅し、その効果は日本国及び相被告日高大使にも及ぶと判決し、本件は本案に入らず終了した。④解雇無効の場合の賃金の支払いとその間における労働者の他収入に関する事件(最高裁昭和36年(行)第189号、昭和37年7月20日判決)解雇無効の場合、被解雇者が他で働いて得た収入があるとき、解雇中の賃金の支払に当たつて、その別途収入を控除することが出来るか否かを争つた事件である。判決は、労働者が解雇期間内に他で働いて得た収入があるときは、それが副業的なものであつて解雇がなくても当然取得し得る等の特段の事情がない限り民法第536条第2項によつてこれを使用者に償還すべきであり、労働者が解雇期間中の賃金請求権を有すると同時に解雇期間内に得た利益を償還すべき義務を負つているときは、使用者は賃金の支払に当たつて、その償還利益額を控除できるが、その場合にも労働基準法第26条の適用があり、その控除は平均賃金の4割を限度とすべきであつてそれ以上は許されないと判示し、原判決を認めたものである。④出来高賃金の算定に関する事件(木曾福島簡裁昭和36年(行)第8号、昭和37年(行)第8号、昭和37年9月10日判決)事案の内容は昭和36年版法務年鑑166頁に記載したが、判決は、伐採現場の検量石数によつて賃金が支払われることが原告等作業員の労働契約の内容になつておりと認定して国側が勝訴し、これに対して控訴中である。④旅券の発給拒否に関する事件(a)国慶節旅券事件(東京高裁昭和31年(行)第1,594号、昭和37年3月29日判決)昭和28年に藤田藤太郎外11名が、中共からの招待による国慶節祝典参列及び中国の国情視察のための中国行一般旅券の発給を申請したところ、外務大臣は同人等の渡航はいずれも旅券法第13条第1項第5号に該当するとし、旅券を発給しなかつた。これに対して原告等は渡航できなかつたことによる精神的損害の慰謝料として各5万円を請求してきた。一審(東京地裁昭和29年(行)第2,042号)では、当時の国内、国際情勢からみ